

調査報告書

2024（令和6）年3月22日

令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する
第三者再調査委員会

目次

第1 事案及び経緯の概要	7
1 事案の概要	7
2 経緯の概要	7
(1) 本件高校による基本調査	7
(2) 第三者調査委員会による詳細調査	7
(3) 第三者再調査委員会の設置	7
第2 第三者再調査委員会について	8
1 第三者再調査委員会の概要	8
(1) 目的	8
(2) 所掌事務	8
(3) 組織・構成	8
2 再調査委員会の活動	9
(1) 調査方針	9
(2) 調査経過	10
(3) 調査方法及びその留意点等	13
(4) 遺族への対応	17
(5) 調査資料	18
第3 本件事案の背景事情及び本件自死に至るまでの事実経過	19
1 はじめに	19
2 生徒Aについて	20
(1) 成育歴（出生から中学生時代まで）	20
(2) 本件高校入学とその後の状況	22
3 本件高校の概要	26
(1) 概要・特色	26
(2) 部活動について	26
4 本件高校空手部について	27
(1) 概要	27
(2) 部顧問について	27
(3) 活動状況（活動日数・時間等）	28
(4) 顧問Xによる指導等	29
(5) 部活動に関する事務連絡の方法	29
5 空手部において生徒Aに起きた出来事	35
(1) 全国インターハイ（名護市・2019. 8. 8～11）	35

(2) 学園祭 (2019. 9. 28～29)	35
(3) 令和元年度 沖縄県高等学校新人体育大会 (2019. 10. 19～21)	36
(4) 第39回 全九州高校空手道新人大会 (2019. 11. 15～17)	36
(5) 本件高校に入学予定者の部活動参加について	36
(6) キャプテン就任	37
(7) 令和2年度 県高校総体 (2020. 7. 24～26)	37
(8) 2020 (令和2) 年度の夏休みにおける部活動の進め方について	38
(9) P道場へ通うことになった時期・経緯・生徒Aの様子	41
(10) 2020 (令和2) 年9月の同級生部員退部騒動の件	42
(11) 顧問Xからの部員たちに対する丸坊主をめぐる指導	43
(12) 下記(13)の大会前日に顧問Xから、怪我したことについて叱責された時の生徒Aの様子	45
(13) 第37回沖縄県高等学校空手道選手権大会 (2020. 9. 26)	46
(14) 令和2年度沖縄県高等学校新人体育大会 (2020. 10. 17～19)	47
(15) 第40回全九州高等学校空手道新人大会 (2020. 11. 7～8)	50
(16) 顧問Xから生徒Aに対する「 から飛べ。」という発言について	51
6 自死に至るまでの直近の経緯	52
(1) 1月21日	52
(2) 1月27日	53
(3) 1月28日	53
(4) 1月29日	55
7 顧問Xによる他の生徒らに対する過去の不適切な指導	58
(1) 空手部女子1年生の退部の件	58
(2) 他の運動部男子生徒不登校の件	58
(3) 空手部女子部員に対する不適切な言動等について	60
8 顧問Xの評価	66
(1) ヒアリング調査	66
(2) 育成・評価記録書	68
第4 本件高校の体制等について (本件事案発生前)	69

1	文武両道を掲げる校風	69
2	部活動に関する学校の体制	70
	(1) 部活動の基本方針	70
	(2) 部活動に関する学校経営目標	70
	(3) 部活動数、部員数等	71
	(4) 部活動の休日及び活動時間	71
	(5) 新型コロナウイルスの影響下における部活動の制限	72
	(6) 部活動特別推薦制度について	72
	(7) 保護者会の有無	72
3	教師による生徒への暴言・暴力・ハラスメントに関する対応体制	73
	(1) ハラスメント予防措置	73
	(2) 生徒の悩みごとなどの相談対応体制	73
	(3) 生徒のメンタルケアに関する各種啓発の案内状況	75
	(4) 教師による不適切な指導事案が発生した場合の対応	75
4	生徒に対する指導方針	76
	(1) 生徒指導部の基本方針	76
	(2) 生徒指導に関わる全校的組織の不在	77
	(3) 生徒心得(校則)とゼロ・トレランス的指導	77
第5	県教委の体制等について(本件事案発生前)	78
1	教職員の人権感覚醸成のための取組等について	78
	(1) 人権ガイドブック	78
	(2) 児童生徒の呼称	79
2	暴力・暴言・ハラスメントについての研修	79
	(1) ガイドライン等の周知	79
	(2) 研修	79
3	部活動等の相談窓口	82
4	教職員のスマホ・SNSの利用について	83
	(1) 通知	83
	(2) 研修等	83
5	自殺対策について	83
	(1) 沖縄県の取組	83
	(2) 相談体制	84
第6	生徒Aの自死の原因に関する考察	84
1	生徒Aの死が自死であること	84
2	自死の原因の特定方法について	85
	(1) 自死に至るまでの心理状態について	85

(2) 生徒Aによる自死の原因の外部への明示の有無.....	85
(3) 自死原因特定の方針.....	86
3 a : 「生徒Aの自死に関連することがうかがえる要因」の検討1－.....	87
危険因子ごとのアプローチ－.....	87
(1) 総論.....	87
(2) 自殺未遂歴(①).....	87
(3) 精神障害の既往(②).....	87
(4) サポート不足及び援助希求能力の乏しさ(③).....	87
(5) 性格(未熟・依存的、衝動的、完璧主義、孤立・抑うつ的、反.....	88
社会的)(⑥).....	88
(6) 喪失体験(⑦)、他者の死の影響(⑧)、群発自殺・メディアの.....	88
影響(⑨)、事故傾性(⑩)、児童虐待(⑪)等.....	88
(7) 小括.....	89
4 a : 「生徒Aの自死に関連することがうかがえる要因」の検討2－本件に.....	89
おける個別事情からのアプローチ・総論－.....	89
(1) 進路や学習面での不安.....	89
(2) 本件高校入学後の生徒Aをめぐる人間関係.....	89
5 a : 「生徒Aの自死に関連することがうかがえる要因」の検討3－.....	90
顧問Xとの関係について－.....	90
(1) 顧問Xの生徒Aに対するLINEメッセージ等からうかがえる.....	90
両者の関係性.....	90
(2) 顧問Xによる空手部での指導について.....	96
6 a : 「生徒Aの自死に関連することがうかがえる要因」の検討4－.....	101
顧問Xによる「支配的主従関係」を生み出した背景－.....	101
(1) 本件高校の運動部活動に対する位置づけ.....	101
(2) 本件高校の部活動特別推薦制度.....	102
(3) ハラスメント等の問題に対応できる学校体制が不十分であったこと.....	103
(4) 生徒からの相談・悩みを把握する体制が不十分であったこと.....	104
(5) 本件高校がゼロ・トレランス的指導を行っていたこと.....	105
(6) 小括.....	105
7 a : 「生徒Aの自死に関連することがうかがえる要因」の検討5－.....	105
顧問Xによる2021(令和3)年1月28日の叱責－.....	105
8 b : 「生徒Aの自死と強い関連性があると言える要因」の検討－自死の引.....	106
き金となった事柄－.....	106
(1) 進路面の不安.....	106
(2) 2020(令和3)年1月28日の叱責.....	106

ア	生徒Aの置かれていた状況	106
	生徒Aは、キャプテンに就任し、顧問Xからの「支配的主従関	106
9	c:「生徒Aを自死に至らしめた直接のきっかけとなる出来事」の	110
	検討－考察結果－	110
10	自死についての顧問Xの主張について	111
第7	本件事案発生後の本件高校の対応等	113
1	本件事案発生後の事実経過	113
2	本件高校による基本調査	114
3	第三者委員会による詳細調査	114
4	空手部保護者説明会及び空手部保護者アンケートの実施	115
5	全校生徒保護者説明会	115
6	生徒に対するケア	117
7	学校人事課によるヒアリング調査の際の生徒・保護者への説明	117
8	遺族とのやり取りについて	117
9	教職員への説明及び情報共有	119
10	当再調査委員会の調査への対応	119
11	部活動特別推薦制度の廃止	120
第8	本件事案発生後の県教委の対応	120
1	事件発生を覚知した経緯	120
2	県教委の対応	120
3	第三者調査委員会の設置	121
4	第三者調査委員会による詳細調査及び調査終了後の対応	121
5	遺族とのやり取りについて	121
6	顧問Xに対する調査・懲戒処分について	122
7	県立学校部活動の実態調査	123
8	「運動部活動等の在り方に関する方針」等の見直し	126
(1)	「運動部活動等の在り方に関する方針」の改訂	126
(2)	「信頼される教職員をめざして一人権ガイドブック」の改訂	129
9	部活動の実態調査後の取組（2022（令和4）年度まで）	129
(1)	県立学校に対する主な取組	129
(2)	教育庁の主な取組	130
(3)	研修	130
第9	本件高校及び県教委への提言	132
1	はじめに	132
2	生徒の人権尊重が最重要とされる学校体制が確立されること	135
(1)	「子どもの権利条約」の理解を浸透させること	135

(2) 自死予防教育・研修の実施	139
(3) 段階的指導の見直しについて	142
(4) 本件高校の校則の再検討	144
(5) 本件高校の「文武両道」という校風の再検討	145
(6) 教職員の懲戒制度の見直しについて	147
3 生徒の保護・相談支援体制の整備について	148
(1) 教職員の不適切な指導が問題とされた場合の対応について	148
(2) 全校的な生徒指導体制の構築	151
(3) 生徒の悩みごとに対する学校内における相談体制の構築	154
(4) 教育庁における部活動等の相談窓口の告知方法改善について	156
(5) 部活動の実態調査結果を踏まえた対応について	157
(6) 生徒・保護者が参加する部活動の運営体制の構築	157
(7) 児童生徒の相談支援・問題改善に携わった管理職や教職員の評価について	159
4 本件事案特有の問題に関連するその他の提言	160
(1) 教職員と生徒との連絡手段に関する指導の徹底	160
(2) 子どもの自死が起きたときの対応体制の改善	162
(3) 遺族への配慮	164
(4) 教育庁三役会議について	167
第10 沖縄県への提言	167
1 「子どもの権利」に関する理解の周知（「子どもの権利条例」の制定）	167
2 子どもの相談・救済機関（子どもオンブズ等）の設置	168
第11 むすびにかえて	169
(参考資料) 本件高校への提言・県教委への提言	175
【添付資料1】第三者再調査委員会設置要綱	177
【添付資料2】生徒向けアンケート	181
【添付資料3】教職員向けアンケート	185
【添付資料4】本件高校現場視察	189
【添付資料5】調査資料一覧表	191
【添付資料6】御遺族要望書	199
【添付資料7】保護者有志要望書	200

※本文中に引用しているLINEメッセージの表記は、表現を変えずにそのまま引用している。

※本文及び脚注は全角表記で統一しているが、脚注の一部は読みやすさを重視し半角表記としている部分もある。

調査報告書

第1 事案及び経緯の概要

1 事案の概要

本件事案は、2021（令和3）年1月29日、沖縄県立■■■■高等学校（以下「本件高校」という。）に在籍し空手部に所属していた生徒（以下「生徒A」という。）が自死行為に及び、翌30日に死亡した事案である。

2 経緯の概要

(1) 本件高校による基本調査

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（以下「背景調査の指針」という。）にのっとり、本件高校による基本調査が行われ、同年2月8日に基本調査報告書が提出された。

(2) 第三者調査委員会による詳細調査

沖縄県教育委員会（以下「県教委」という。）は、上記基本調査報告書を受け、背景調査の指針にのっとり、外部専門家による詳細調査に移行することを決定し、同年2月16日に沖縄弁護士会所属の弁護士2名及び沖縄県公認心理師協会所属の公認心理師2名に調査を委嘱し、これら4名の外部専門家で構成する第三者調査委員会（以下「原調査委員会」という。）による調査（以下「原調査」という。）が行われた。

原調査委員会は、同年3月5日、生徒Aの自死は、所属する高校の部活動に関係したストレス、とりわけ部活動顧問（以下「顧問X」という。）との関係を中心としたストレスが要因となった可能性が高い旨の調査報告書を提出した。

その後、同月19日、県教委及び本件高校は、記者会見を行い、調査結果の報告を行った。

(3) 第三者再調査委員会の設置

同年6月18日、生徒Aの遺族の支援者から沖縄県議会に「児童生徒の自殺または自殺が疑われる死亡事案に係る詳細調査報告書の再調査を求める陳情」が提出され、同年7月26日、沖縄県議会は、県立高校生自死事案について全容解明のための再調査等を求める決議を行った。

同年11月1日、「令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会設置要綱」（以下「設置要綱」という。添付資料1）が制定・施行された。

第2 第三者再調査委員会について

1 第三者再調査委員会の概要

(1) 目的

第三者再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）は、本件事案に係る県教委が設置した原調査委員会による調査報告について、再度、自死に至るまでの事実経過及び背景に係る調査、検証を行うとともに、本件自死の原因の考察、生徒Aが在学した本件高校及び県教委の対応について考察するとともに今後の再発防止を図るための提言を行うことを目的とする（設置要綱第1条）。

(2) 所掌事務

再調査委員会の所掌事務は、次に掲げる事項についての調査、検証、考察及び提言である（設置要綱第2条）。

第1号 本件自死に至るまでの事実経過（生徒Aの部活動を含めた本件高校及び本件高校外における事実経過及び当時の部活動顧問による他の生徒らに対する過去の不適切な指導等の有無を含む。）及び背景を含め、生徒Aに何が起きたのかを明らかにすること。

第2号 本件自死に至るまでの事実経過に関して、本件高校及び県教委の生徒Aに対する対応及びその背景を明らかにすること。

第3号 前2号で明らかになった事実を踏まえて、本件自死の原因や防止できなかつた原因について考察する。

第4号 第1号及び第2号によって明らかになった事実に対して、本件高校及び県教委の本件自死の前後における対応が適切であったのかを考察すること。

第5号 前各号によって明らかになった事実経過及び考察から、今後の再発防止に関する提言を行うこと。

(3) 組織・構成

再調査委員会は、教育、法律、心理学等に専門的な知識を有する者で、かつ、本件高校及び県教委並びに生徒Aの保護者と利害関係を有しない者で構成するとされ（設置要綱第3条）、また、委員の他に調査員を置くことができるとされている（同第8条）。再

調査委員会の事務局は、沖縄県総務部総務私学課（以下「総務私学課」という。）に置かれた（同第11条）。

委員及び調査員については、中立性・公正性を確保するべく、職能団体等から推薦を受けた8名の委員及び4名の調査員が選任された（五十音順。◎は委員長。○は副委員長。かっこ内は推薦依頼先団体及び所属）

【委員】

- | | | |
|----|------|--|
| 安里 | 学 | （沖縄弁護士会、おきなわ法律事務所、弁護士） |
| ○上 | 間陽子 | （琉球大学教育学研究科教授） |
| 上 | 高德弘 | （沖縄教員塾 塾頭） |
| 小 | 西智子 | （大阪弁護士会、学校事件・事故被害者全国弁護士団、弁護士） |
| ◎古 | 堅豊 | （沖縄弁護士会、ふるげん法律事務所、弁護士） |
| 宮 | 城聡 | （沖縄県公認心理師協会、医療法人卯の会新垣病院、臨床心理士、公認心理師） |
| 宮 | 里新之介 | （沖縄県公認心理師協会、沖縄国際大学総合文化学部人間福祉学科准教授、臨床心理士、公認心理師） |
| 山 | 岸利次 | （長崎大学教育学部准教授） |

【調査員】

- | | | |
|---|-----|------------------------------|
| 川 | 津知大 | （沖縄弁護士会、のぞみ法律事務所、弁護士） |
| 知 | 念敦子 | （沖縄国際大学キャンパス相談室、臨床心理士、公認心理師） |
| 長 | 尾大輔 | （沖縄弁護士会、そらうみ法律事務所、弁護士） |
| 宮 | 城元子 | （沖縄県スクールカウンセラー等、臨床心理士、公認心理師） |

2 再調査委員会の活動

（1）調査方針

本再調査は、既に詳細調査がなされ生徒Aの死が自死であること、そして、自死の原因が空手部顧問の不適切な指導が大きな要因であると結論付けられた中で始まったものであるが、他方で遺族から自死に至った経緯が十分に調査されておらず、事実関係が必ずしも明らかになっていないとの指摘があり、当再調査委員会において改めて自死の原因に関する調査を行うことになったものである。

そこで、当再調査委員会においては、まず、本件事案において生徒Aが自死に至るまでに、生徒Aにおいてどのような出来事があったのか、どのような背景事情があったのか、事実を調査、確認し（第3から第5）、そして、改めて生徒Aの死が自死であったのか否か、そして自死である場合、その原因は何だったのかを検討することとした（第6）。そして、当再調査委員会が認定した自死の原因及びその背景事情、本件事案発生後の本件高校及び沖縄県教育委員会の対応も検証し、再発防止のための提言を検討することとした（第7から第10）。

(2) 調査経過

当再調査委員会は、全37回の会議を開催し、74名のヒアリング、生徒向け及び教職員向けアンケート調査並びに書面による照会、本件高校の現地調査を実施したほか、基本調査及び原調査委員会の報告書・調査資料並びに生徒Aの保護者、本件高校及び県教委その他関係団体等から提供された資料等を精査した。また、日本体育大学の南部さおり教授よりスポーツ指導における体罰・ハラスメント問題等に関する講義を受けるなどした。会議及びヒアリング等の日程は以下のとおりである。

日 程	会議・調査内容等
2022（令和4）年 1月6日	第1回会議
同年1月29日	弔問（古堅委員長、上間副委員長）
同年2月9日	第2回会議 遺族・保護者有志・原調査委員会委員へのヒアリング（8名）
同年2月24日 ～5月10日	生徒あてアンケート調査（回答37名／送付412名）
同年2月28日	本件高校体育館で生徒Aの同級生たちに委員4名が直接アンケート協力の呼びかけ（上間副委員長、安里委員、上高委員、宮城委員）
同年3月9日	第3回会議
同年3月17日 ～29日	生徒へのヒアリング調査（5名）
同年4月13日	第4回会議

	空手外部指導者等へのヒアリング(3名)
同年5月11日	第5回会議 教職員2名へのヒアリング(教頭Kを含む)
同年6月8日	第6回会議
同年6月20日 ~30日	教職員等へのヒアリング調査(15名)
同年7月15日	第7回会議
同年8月9日	第8回会議
同年8月23日	本件高校現場視察(委員5名による)
同年8月15日 ~25日	生徒・保護者・空手関係者へのヒアリング調査(13名)
同年9月14日	第9回会議
同年10月12日	第10回会議
同年10月27日 ~11月3日	生徒・保護者へのヒアリング調査(5名)
同年11月9日	第11回会議
同年11月25日 ~2023(令和5) 年1月16日	関係教職員あてアンケート調査(回答80名/送付153名)
同年12月5日 ~2023(令和5) 年2月21日	教職員等へのヒアリング調査(8名)
2022(令和4)年 12月14日	第12回会議
2023(令和5)年 1月18日	第13回会議
同年2月15日	第14回会議
同年2月17日 ~3月15日	スマートフォン分析調査([REDACTED] に委託)
同年1月29日	吊問(古堅委員長、上間副委員長)
同年3月8日	第15回会議
同年4月21日	第16回会議
同年4月28日 ~8月29日	教職員、県教委関係者へのヒアリング調査(13名)

同年5月9日	指導死にかかる講義（講師：日本体育大学 南部さおり教授）（WEB）
同年5月11日 ～5月22日	沖縄警察署に対する調査協力依頼
同年5月24日	第17回会議
同年6月16日	第18回会議
同年7月11日	第19回会議
同年8月4日	第20回会議 遺族へのヒアリング（2名）
同年8月21日	第21回会議（WEB）
同年9月12日	第22回会議
同年9月15日 ～10月3日	沖縄県高等学校体育連盟空手道専門部に対する調査協力依頼
同年9月15日～	沖縄県空手道連盟に対する調査協力依頼 （なお、回答は得られなかった。）
同年9月15日	顧問Xへの書面調査
同年10月20日	第23回会議
同年11月8日	第24回会議（WEB）
同年11月29日	第25回会議（WEB）
同年12月13日	第26回会議（WEB）
同年12月20日	第27回会議（WEB）
2024（令和6）年 1月10日	第28回会議（WEB）
同年1月16日	弔問・遺族に対し報告書事実認定部分確認依頼（古堅委員長、上間副委員長）
同年1月22日	第29回会議（WEB）
同年1月29日	第30回会議（WEB）
同年2月1日	弔問・遺族から報告書事実認定部分の確認回答（古堅委員長）
同年2月5日	遺族から報告書事実認定部分の確認回答 （古堅委員長）
同年2月7日	第31回会議（WEB）
同年2月14日	第32回会議（WEB）

同年 2 月 2 2 日	第 3 3 回会議 (WEB)
同年 2 月 2 8 日	第 3 4 回会議 (WEB)
同年 3 月 5 日	第 3 5 回会議 (WEB)
同年 3 月 1 1 日	第 3 6 回会議 (WEB)
同年 3 月 1 5 日	遺族に対し報告書確認依頼(古堅委員長)
同年 3 月 1 8 日	第 3 7 回会議 (WEB)
同年 3 月 1 9 日	遺族から報告書の確認回答(古堅委員長)

(3) 調査方法及びその留意点等

ア 生徒向けアンケートについて

本件高校の基本調査においては、生徒Aと同じクラスの生徒40名及び空手部員16名を対象にアンケートが実施されたが、原調査においては、アンケート調査は実施されていなかった。

再調査委員会においては、より広く情報を得るために、本件高校の3年生及び本件高校の空手部1、2年生を対象とするアンケートを実施した。アンケートに際しては、学校関係者が回答を確認することはないということ、再調査の結果については報告書を沖縄県のホームページで公開することを明示し、回答者自身の経験と他者から聞いた話を区別するために、「直接知っていたこと」と「人づてに聞いたこと」を分けて回答するようにし、現在の学校や部活動の体制等については、回答のしやすさを考慮して「全く思わない」「少し思う」「まあまあ思う」「強く思う」「わからない」の5つから選択して回答するようにした(添付資料2)。

イ ヒアリング調査について

① 対象者の選定及び実施

生徒Aの自死の原因を解明するため、遺族の意向も踏まえつつ、ヒアリングの対象者を選定した。対象者は、空手部の生徒及びその保護者、本件高校の管理職をはじめとする教職員、生徒Aの空手の師匠、本件高校空手部の外部指導者、顧問Xの性格や指導方法等を知っていると思われる者(沖縄県高等学校体育連盟空手道専門部に所属する教員。以下、沖縄

県高等学校体育連盟を「県高体連」という。)、生徒Aの同級生、空手を通じて生徒Aと面識があると思われる他校の生徒等であった。

また、本件事案発生前後の県教委の対応等の是非についても検証を行うべく、原調査委員会の委員、県教育長や県教委事務局（以下「教育庁」という。）の職員らもヒアリングの対象とした。

ヒアリングの対象者は合計100名であったが、実際にヒアリングが実施できたのは、74名（再ヒアリングを含む。）であった。

② 委員全員によるヒアリング

本件事案の概要の把握及び調査の基本的方針を立てるため、第2回会議において、遺族及び沖縄県立高校保護者有志の会5名及び原調査委員会委員長1名からヒアリングを行った。遺族については、他の調査がおおむね完了した後の第20回会議において、事実確認のため改めて委員全員でのヒアリングを実施した。

また、本件事案に関し重要な情報を持っていると思われた当時の管理職や生徒Aの空手の師匠や外部指導者については、委員全員が出席する会議の中でヒアリングを実施した

（ただし、当時の校長Jについては、事情により委員全員でのヒアリングは行うことができず、後に個別にヒアリングを実施した。）。

③ 個別のヒアリング

ヒアリング対象者が多数にのぼることから、調査員4名を追加で選任し、原則として対象者1名（生徒の場合は保護者同席の場合もあった。）に対して、委員・調査員のうち、2名または3名体制でヒアリングを実施した。

ヒアリングの協力依頼については、本件高校の生徒や教職員に対しては、本件高校を通じて、当再調査委員会名の協力依頼の文書を送付し、その他の者に対しては、沖縄県総務部総務私学課の担当職員が直接、協力依頼の文書を送付した。ヒアリングの具体的な日程については、総務私学課の担当職員が、ヒアリング対象者の都合を優先して電話やメールなどで調整を行った。

当初ヒアリングを予定していた関係者の中には回答がない者もいたため、重ねて協力依頼文書を送付したが、数名の関係者からは協力を得られなかった。

ヒアリングの場所は、ヒアリング対象者の意向も確認しつつ、本件高校、沖縄県の施設（本庁、中部合同庁舎等）を使用した。対象者の都合がつかず委員が直接自宅を訪問してヒアリングを実施したケースもある。

ヒアリングにあたり、事前に弁護士委員又は調査員が質問事項を作成し、他の委員らの意見も踏まえて質問事項を準備した。ヒアリングは、弁護士委員又は調査員から質問を行い、他の委員が補充的に質問を行った。生徒（卒業後含む）のヒアリングに際しては、心理の専門家の委員又は調査員が必ず同席した。また、事前に保護者の同席も可能であることを案内し、保護者と一緒にヒアリングを実施したケースもある（設置要綱第7条2項）。

また、ヒアリングの内容は全てボイスレコーダーにより録音し、反訳を行った後、ヒアリングを担当した委員が聴取報告書を作成している。

ウ 教職員向けアンケートについて

調査が進むにつれて、生徒Aと直接関係がありヒアリングの対象となっていた教職員だけではなく、顧問Xと同時期に本件高校に在籍していた教職員からも情報提供を受けることが望ましいと思われたため、該当する教職員153名にアンケートを実施した。

アンケートに際しては、本件高校などの管理職をはじめとする教職員や教育庁関係者が回答及び回答用紙そのものを確認することはないこと、再調査の結果については、報告書を沖縄県のホームページで公開することを明示した（添付資料3）。

エ 書面による質問

当再調査委員会は、本件自死の原因の解明のために顧問X本人のヒアリングは必須であると考え、2023（令和5）年6月9日、顧問Xに再調査委員会の調査への協力依頼を文書で行ったところ、同月19日、顧問Xの代理人弁護士から、対面方式でのヒアリングには応じかねること、ヒアリング事項を書面で送付していただければ必要な範囲で書面にて回答する旨の回答があった。そこで当再調査委員会は、同年9月19日、顧問

Xの代理人弁護士に質問事項を送付したところ、同年10月24日に顧問Xの代理人弁護士から書面での回答がなされた。

オ 本件高校の現地調査

当再調査委員会として、生徒Aが学校生活を送った教室、職員室、武道場等の位置関係を把握することが本件事案解明のために必要であるとの判断から、2022（令和4）年8月20日、本件高校の現地調査を実施した（資料4）。

カ スマートフォンの解析（フォレンジック）¹

当再調査委員会は、生徒Aのスマートフォン（iPhone）に、自死に関連する情報が残されている可能性があるもの

¹ 「フォレンジック」とは、法的証拠を見つけるための鑑識調査や情報解析に伴う技術や手順のことである。この中でも特に、パソコン・スマートフォンなどの端末やサーバ、デジタル家電などの電子機器に蓄積されるデジタルデータに法的証拠能力を持たせる一連の手続きを「コンピュータフォレンジック」といい、専門知識とノウハウが要求される。

「フォレンジック調査」の目的は、パソコン・スマートフォン、またサーバ等に含まれているデジタルデータを、削除されてしまったものも含めて、証拠としての価値を損なうことなく収集・分析し、原因究明のために役に立つ証拠を発見するという点にある。

対象となる電子機器をフォレンジック調査する場合、プロのフォレンジック技術者は証拠となるデータを損なわないように保全するため、パソコン（OS）を起動せず、専用の装置・ツールを使用して、記憶媒体に保存されているデジタルデータを抽出する。これは、パソコンが起動し、OSが処理を開始することによって記憶媒体に保存されているシステムデータや過去データ、処理履歴など何百といったデジタルデータの内容に変更が加えられてしまうためである。

「復元」とは、削除されて見られなくなったデータを取り出すことをいい、「抽出」とは、現状で見ることのできるデータを取り出すことをいう。削除されたファイル（写真や動画など）を「復元」することはできない。他方で、アプリケーションのデータが蓄積されているデータベース内には削除されたデータの断片が残っている場合があり、解析によってその削除されたデータを復元できることがある。しかしながら、各アプリケーションにおいて最近（数年以内）のバージョンでは、データベース内のデータを削除する際にもランダムな値で上書きを行ったうえで削除処理が実行されるため、復元が非常に困難になっている。

と考え、生徒Aのスマートフォン解析を専門の業者に依頼することとした。

そして、2023（令和5）年1月、①WEB閲覧履歴の抽出・復元（WEBサイトのURL、アクセスした日時、WEBブラウザの記録の抽出）②通話履歴の抽出・復元（スマートフォン内に現在保存されている発着信履歴、削除された発着信履歴の抽出・復元）③位置情報の抽出・復元（スマートフォン内に現在保存されているGPS等の位置情報、削除された位置情報の抽出・復元）の3項目について、調査依頼を行った。

しかしながら、上記の調査の結果、生徒Aの自死に関連する新しい情報は特段得られなかった。結果として、生徒Aのスマートフォンから得られた情報は、遺族から提供を受けていたLINEメッセージやLINE電話の履歴だけであった。

そこで、当再調査委員会は、沖縄警察署が、生徒Aの自死直後を含めて二回、捜査の過程でスマートフォンについて調査をしていた事実を把握していたため、沖縄警察署にスマートフォン解析の結果について情報開示の協力要請を行ったが、捜査中のため情報提供をしかねるとの回答であった。

なお、遺族は、2021（令和3）年1月31日に警察から、生徒Aのスマートフォンのインターネットの検索履歴（極楽浄土への行き方のようなもの）を見せられ、自死の可能性が高いとの説明を受けた。

（4）遺族への対応

ア 調査及び審議の進捗状況の報告

遺族への対応は、その都度、会議で議論・決定しながら行った。

「再調査委員会は調査及び審議の過程において、適宜、調査及び審議の進捗状況について本件遺族に報告するものとする。」と定められているところ（設置要綱第10条2項）、当再調査委員会は、毎回の会議終了後、当日、遅くとも数日中に、委員長が、調査及び審議の進捗状況を、電話、ショートメッセージ等により報告を行い、その後、おおむね2週間以内に事務局から議事概要を送付していた。なお、上記報告にあたっては、中立性・公平性や調査関係者のプライバシーにも配慮し、調査の具体的結果や個人名等には言及していない。

イ 調査等

遺族への調査については、2022（令和4）年2月9日第2回会議、2023（令和5）年8月4日第20回会議に出席してもらい、委員全員でのヒアリングを2回行った。報告書作成の過程では、報告書案を2回提示し、事実関係に明らかな誤りがないか確認してもらった。なお、報告書案は、事前の確認どおり遺族から確認回答時に返却された。なお、本件遺族への調査・報告等をまとめると下記のとおりとなる。

記

- ① 2022（令和4）年2月9日 第2回会議
遺族からヒアリング
- ② 同年2月28日 本件高校生徒アンケート内容説明等
（上間副委員長、宮城委員）
- ③ 2023（令和5）年8月4日 第20回会議
遺族からヒアリング
- ④ 2024（令和6）年1月16日 報告書事実認定部分
確認依頼（古堅委員長、上間副委員長）
- ⑤ 同年2月1日 報告書案（事実認定部分）確認回答
（古堅委員長）
- ⑥ 同年2月5日 報告書案（事実認定部分）確認回答
（古堅委員長）
- ⑦ 同年3月15日 報告書案確認依頼（古堅委員長）
- ⑧ 同年3月19日 報告書案確認回答（古堅委員長）

ウ 吊問

- ① 2022（令和4）年1月29日（古堅委員長、上間副委員長）
- ② 2023（令和5）1月29日（古堅委員長、上間副委員長）
- ③ 2024（令和6）年1月16日（古堅委員長、上間副委員長）・同年2月1日（古堅委員長）

（5）調査資料

当再調査委員会における調査資料は、遺族から提供を受けた資料【生徒Aの空手に関する新聞記事、LINEトークの履歴（顧問Xを含む空手部全体、空手部員のみ等）、生徒Aが中学卒業時に両親に宛てた手紙、高校2年生の時に書いた読書感想文、小学校3年生時から記載していた空手ノート、 ノートと呼ばれる高

校の自主学習ノート（以下「自習ノート」という。）²、本件高校及び教育庁から提供を受けた資料（基本調査及び原調査において作成された資料、基本調査における生徒及び教職員に対するアンケート等）であり、詳細は調査資料一覧表（添付資料5）記載のとおりである。

特に、生徒AのLINEトーク履歴は、本件高校の空手部における部員同士の関係性や顧問Xとの関係性等を明らかにする点で重要な資料であり、また、空手ノートは、とりわけ、生徒Aの性格や空手に対する想い等を理解する点で重要な資料であった。

そのため、以下において本報告書に引用したLINEグループの名称・投稿内容については、表現についてそのまま引用した上で、個人情報に関わる部分については別表記とした。

第3 本件事案の背景事情及び本件自死に至るまでの事実経過

1 はじめに

当再調査委員会は、第2の2で述べた調査等により、本件事案の背景事情及び本件自死に至るまでの事実経過について、客観的資料を基礎に、多数の関係者の証言内容を総合的に考慮したうえで、第3の2から8に記載したとおり事実認定した。

本件事案については、発生直後から学校における基本調査（アンケート調査及びヒアリング調査）、県教委の設置した原調査委員会による詳細調査、さらに令和3年4月から、教育庁学校人事課（以下「学校人事課」という。）による顧問Xの懲戒処分に向けたヒアリング調査が行われているが、当再調査委員会によるヒアリング調査の終了まで長期間経過しており、ヒアリング調査対象者において記憶の減退、消失により、些細な点で証言の変遷が見受けられる部分もあった。

また、ヒアリング調査対象者、遺族及び顧問Xのそれぞれの認識が相違している点については、当再調査委員会における協議を経て、慎重に事実認定を行った。なお、顧問Xの主張のうち、本件の自死の原因にかかわる重要な事項については、個別に事実認定の理由も記載することとした。

²沖縄県の小学校で用いられている「がんばりノート」と同じ性格のものである。

2 生徒Aについて

(1) 成育歴（出生から中学生時代まで）

ア 家族構成及び家族関係

生徒Aは [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日、 [redacted]

[redacted] 出生し、 [redacted]

[redacted] で育った。

両親によると、 [redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted] とのことである。

イ 幼少期（就学前）

両親によると、 [redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted] とのことである。

ウ 小学生時代

① 生徒Aは、2010（平成22）年4月、 [redacted] 小学校に入学した。

両親によると、 [redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[Redacted text block]

とのことである。

② 兄の影響で1年生から [Redacted] の道場で空手を始め、3年生時には初めて全国大会に出場し、高学年では何度か優勝争いをした。

生徒Aは、「形」「組手」いずれも習っていたが、「形」をメインに取り組んでいた。生徒Aは、 [Redacted] から、競技で採用されている7から8種類くらいの形の指導を受けていた³。

生徒Aが3年生のころ、 [Redacted] の道場で、顧問Xの子どもも指導を受けていたことがあって、顧問Xと生徒A及び両親は、その頃からの知り合いであった。

エ 中学生時代

生徒Aは、2016（平成28）年4月、 [Redacted] 中学校に入学した。

両親によると、 [Redacted]

[Redacted text block]

³ 空手競技には、「形」と「組手」がある。「形」は仮想の敵に対する攻撃技と防御技を一連の流れとして組み合わせた演武であり、5～7名の審判による採点で勝敗が決まる。一度行った形は同じ試合では二度と使えないため、選手は予選から決勝まで勝ち上がっていくために4種類の形を身につけて臨む。「組手」は、3分間、8メートル四方の競技場で2人の選手が1対1で戦い、競技時間が終了した際にポイントの多い選手が勝者となる。攻撃は相手の決められた部位に対して、良い姿勢で威力のある攻撃を行い、適切にコントロールされた技がポイントとなる。「形」「組手」いずれにも、個人と団体競技が存在する。

(<https://www.joc.or.jp/sports/karate.html>) (閲覧日：2024（令和6）年3月6日)

[redacted]
[redacted]
[redacted]とのことである。

また、生徒Aは、[redacted]
[redacted]
[redacted]という夢を持っていた。

空手では、2年生時に沖縄県中学校体育連盟の団体形で準優勝し、選抜大会では個人形で優勝した。3年生時には沖縄県中学校体育連盟の個人形で準優勝し、全国大会に出場した。これら空手での実績をもって、「部活動特別推薦」で本件高校に進学することになった。生徒Aは、[redacted]
[redacted]
[redacted]

生徒Aは、他の道場に行って練習する時は、あくまでも習いに行くという気持ちから、黒帯ではなく白帯を身につけ敬意を表していたとのことである。

(2) 本件高校入学とその後の状況

ア 1年生時の状況

① クラスでの状況

生徒Aは、2019（平成31）年4月、本件高校に入学した。生徒指導要録によると、生徒Aは、1年[redacted]組に所属し、担任は教諭Mであった。[redacted]
[redacted]
[redacted]

[redacted]行動所見には[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]とある。教諭Mはヒアリング調査において、弁論大会で生徒Aがクラス代表になったときのことを取り上げ、自転車通学について取り上げた文章を書いており、[redacted]とその印象を語る。また、[redacted]
[redacted]
[redacted]

[redacted]とも述べている。とはいえ、後述する

顧問Xの指示により、学園祭でのクラス催事に参加できなかったということがあった。

② 空手部での状況（主に成績）

2019（平成31）4月27日、名護市で開かれた夏季大会では個人形でベスト8、2019（令和元）年6月1日から3日、名護市で開かれた沖縄県高等学校総合体育大会（以下「県高校総体」という。）では個人形でベスト8、同年10月19日から21日の令和元年度沖縄県高等学校新人体育大会では個人形で5位、同年11月15日から17日に熊本県で開かれた第39回全九州高校空手道新人大会では南ブロックで団体形優勝という成績を取めた。

イ 2年生時の状況

① クラスでの状況

2年 組に所属し、1学期、2学期ともに 組クラスでの生徒Aについて、クラスメイトから以下のコメントがあった。

【本件高校実施の基本調査のアンケートより（生徒・教職員対象、記名式）】

組
組
組
組
組
組

【当再調査委員会のヒアリング調査より】

組
組
組

また、本件高校はベネッセの大学受験向け業者テスト・スタディサポートを取り入れており、アンケート内容から、その生徒の学習習慣や生活全般がClassi（学校教育のICT化を支援するクラウドサービス）の中で確認できる体制が取られていた。生徒Aのスタディサポートの記載からは、

もったも両親によると、

とのことである。

進路については、第1回進路調査では、への学校推薦型選抜のなかのスポーツ選抜での進学を希望し、第2回調査では未定、第3回調査ではへの学校推薦型選抜での進学を希望していた。なお、2021（令和3）年1月12日に実施された進学ガイダンスにおいては、ワークシートの「希望の学校または実際に話を聞いた学校」の記入欄にと記載していた。

② 空手部での状況

i 2020（令和2）年4月25日に予定されていた夏季大会は新型コロナウイルスの影響のため中止であった。生徒Aは、同年6月からキャプテンを務めることになった。部活動での生徒Aについては以下のようなコメントがあった。

【本件高校実施の基本調査のアンケートより（生徒・教職員対象、記名式）】

【当再調査委員会が実施したアンケート調査（生徒Aの同級生対象）より】

【当再調査委員会のヒアリング調査より】
（本件高校の空手部員）

(他校の空手部顧問)

生徒Aは、2020（令和2）年7月24日から26日に行われた県高校総体の予選第2ラウンドで個人形で4位となった。7月末ごろからは顧問Xの指示でP道場での稽古にも参加するようになり、9月26日の第37回沖縄県高等学校空手道選手権大会では個人形3位、10月17日から19日の令和2年度沖縄県高等学校新人体育大会では個人形優勝、団体形で2位、個人組手で3位、11月7日から8日に宮崎県で開催された第40回全九州高等学校空手道新人大会では南ブロックで個人形優勝、団体形3位の成績を収めた。

生徒Aの高校1年生から2年生にかけての個人形の成績結果をまとめると、次の表のとおりである。

【生徒Aの「個人形」の成績】

	【生徒Aの「個人形」の成績】	スーパーリンベイ	クルルンファ	セーパイ	アーナン
2019 (H31) 4.27	県高校夏季大会（名護21世紀の森体育館） →（形）個人 6位	22.45			
6.1～2	県高校総体（名護21世紀の森体育館） →（形）個人 予選2位（セーパイ） →準決勝（クルルンファ）		22.70	21.45	
10.19～21	県新人大会（陽明高校） →（形）個人 5位 予選第1R（セーパイ）2R（クルルンファ） →（スーパーリンベイ）	22.00	23.20	23.00	
2020 (R2) 7.24～26	県高校総体（空手会館） →（形）個人第2ラウンド4位（決勝進めず） →予選1R（クルルンファ）2R（アーナン）		23.40		22.20
9.26	県高校選手権大会（浦添高校） →（形）個人 3位 →予選（クルルンファ）→決勝（アーナン）		22.98		23.60
10.17～19	県新人大会（17日・18日前原高校、19日那覇市民体育館） （形）個人 1位 予選1R（クルルンファ）→2R（スーパーリンベイ）→決勝（アーナン）	23.30	23.52		23.80
11.6～8	全九州高校新人大会 （形）個人優勝 予選1R（クルルンファ）→2R（アーナン） →決勝（スーパーリンベイ）	24.20	23.80		23.60

この表からうかがえるのは、生徒Aの空手の成績は経年のにあがっていること、さらに亡くなる直前の全九州高校新人大会の大会成績については個人形優勝という成績のみならず、ほとんどの評点においてもこれまでで最も高い評点を得ているということである。

- ii 生徒Aは、お昼休みに他の部員らと一緒に弁当を食べたりしていた。部活動がない日も、LINEでやり取りをしたり、他の部員らと待ち合わせて、大型商業施設や海に出かけることもあり、生徒Aは部員らと親交を深めていた。

3 本件高校の概要

(1) 概要・特色

本件高校は、 年 月に創立され、
 に所在している。2020（令和2）年度の校長はJであり、全校生徒数は1156名、29クラス、教職員数は91名であった。

同校の校訓は「自由」「平和」「叡智」であり、2020（令和2）年度の教育目標として「公共に志を高くして夢を抱き、その実現のため自ら意欲をもって学ぶ知・徳・体の調和の取れた人間育成」を掲げ、令和元年度国公立大学47名合格、2020（令和2）年度時点において県高校総体10連覇と「文武躍動」を誇っていた。また、2020（令和2）年度は、県教委より「空手道指導推進校」「学力向上推進（カリキュラムマネジメント）モデル校」として研究指定を受け、「進学重点拠点校」及び「BYODに係る検証協力校」⁴でもあった。

(2) 部活動について

ア 概要

2020（令和2）年度は、文化系14、体育系32の部があり、多くの生徒がいずれかの部に所属していた。前述のとおり、県高校総体では長期にわたって連覇するなど、部活動は非常に活発であった。2020（令和2）年度は、沖縄県高等学校強化推

⁴ BYODとは、Bring Your Own Deviceの略で、個人所有のスマートフォンなどデジタルデバイスを授業などに活用することをいう。

進運動部指定校に、女子サッカーと女子ソフトボールが指定されていた。

1日の活動時間は平日2時間、休日4時間程度とし、学期中は週2日以上（平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上）を休養日とするなどの方針が定められていた。

イ 部活動特別推薦制度

① 制度の内容及び誓約書

同校では、2020（令和2）年度まで、一般推薦入学制度のほか、特定の部活動について、部活動特別推薦入学制度が設けられていた。本制度による入学者は定員の5%（20名）以内で、面接及び各部活動が指定する実技試験を課されていた（詳細は第4の2（6）で述べる）。

出願時に「入学後は3年間部活動を継続して学業にも励むことを確約いたします。また、保護者も生徒の部活動に全面的に協力します。」等と印字された「活動継続確約書」に生徒の署名及び保護者の署名押印したものを提出しなければならないとされていた。

② 部活動特別推薦制度で入学した場合の制約に関する生徒Aの認識

生徒Aは部活動特別推薦制度で入学していたため、生徒A及び遺族は、元々は、部活動を辞めたら高校も辞めなければいけないという認識を持っていた。しかし、生徒Aが高校2年生になりキャプテンに就任したころから、部活動を辞めたいと述べるようになり、これを機に、遺族が周囲の人から話を聞いたところ、部活動を辞めても学校を辞める必要はないことを知ったので、そのことを生徒Aにも伝えていた。

4 本件高校空手部について

(1) 概要

2019（平成31年・令和元年）年度の部員数男子部が1年生5名、2年生4名、3年生4名の計13名、女子部が3年生のみ4名で男女合計すると17名、2020（令和2）年度の部員数は男子部が1年生4名、2年生6名、3年生4名の計14名、女子部が1年生のみ3名で男女合計すると17名であった。

(2) 部顧問について

ア 概要

顧問Xは2017（平成29）年に本件高校に赴任して以降、2020（令和2）年度まで空手部の顧問であった。

副顧問は、生徒Aが入学した2019（平成31・令和元）年度には教諭Nで、2年生となった2020（令和2）年には別の教諭が担当しているが、いずれも空手の競技歴はなく、空手の指導をするのは専ら顧問Xであった。

イ 顧問Xの経歴等概要

顧問Xは、[redacted]年に沖縄県に高等学校教諭（保健体育科）として採用され、本件事案発生時（2020（令和2）年度）は、在職年数は[redacted]年、本件高校における勤務年数は4年であり、[redacted]年[redacted]組の副担任、1年生の保健及び全学年の体育を担当し、校務としては高校入試関連の企画、三者面談実施要項作成、学校案内のパンフレットの作成、県内で働いている本件高校の卒業生から仕事について学ぶ橋塾の企画をする教務部行事の3係を担当しているほか、空手道指導推進校の責任者だった。これは部活動ではなく、保健体育科の教科指導に関するものである。

空手部の指導については、[redacted]

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

[redacted]2017（平成29）年度に本件高校に赴任し、本件事案発生時の2020（令和2）年度まで4年間顧問を務めていた。顧問Xが過去に赴任した高校（本件高校を除く。）には、空手部がなく、顧問Xが空手部を創設しており、それぞれの高校で、個人（形・組手）、団体（形・組手）の競技で、県大会、九州大会、全国インターハイで優勝するなど数多くの優秀な成績を収めていた。

県高体連空手道専門部では強化部を担当していた。

(3) 活動状況（活動日数・時間等）

学期中、平日は16時45分から19時30分までを基本として、土日祝日や長期休暇中はその都度、状況に応じて決められていたようである。

なお、生徒Aが2年生に進級した2020（令和2）年4月初旬に新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が出され、授業や部

活動に制限が課されるようになり、その都度、話し合いで休みとしたり、時間制限をする等していた。

ただし、空手部の部員と部員、顧問Xと部員とのLINE上のやり取りをみると、緊急事態宣言の間も、部員たちは、顧問の決めたトレーニングメニューをこなし、その証拠として、走り込みの動画やトレーニングの動画を毎日送ることになっていた。また、K教頭に提出することになっていた自習ノートについても、部員たちは提出するように促されていた。

(4) 顧問Xによる指導等

顧問Xによると、ほぼ毎日30分から1時間程度は、顔を出し、過去のメニューを参考に生徒たちが決めたメニューを行わせていた。練習メニューに関しては口出しをせず、技術面で伝えられることがあればその都度、伝えていたとのことである。

生徒らによると、顧問Xが用事などない限り、ほぼ毎日顔を出していたとの点では認識は共通しているが、具体的な指導に関しては、生徒によって認識が異なっている（一人一人、あるいは全員に対して、主に形の指導を中心に行っていたと述べる者もいれば、人数の多い組手の練習を見ている時間が多く、形について技術的な指導はあまりなかったと述べる者もいる。）。

指導に際しては、顧問Xは声が大きく強めの口調であったものの、のちに述べるように2020（令和2）年度において、生徒Aを除いて他の部員に対しては、きつい言葉や人格を非難するような指導はなかったようである。なお、生徒らによると、生徒Aの一学年上にも一人だけ顧問Xから集中的に怒られる生徒がいたほか、一学年下にも集中的に怒られる生徒がいたとの指摘もある。

また、県大会において優勝経験者である先輩部員らは、別格扱いであったとの証言があった。

本調査からは、顧問Xが、生徒らに対して、有形力の行使を伴ういわゆる「体罰」を行った事実は確認できなかったが、部員のなかにとりわけ厳しく対応する者が毎年存在し、そのほかの部員とは差をつけることで区別した扱いを行うことが顧問Xの指導の特徴となっている。

(5) 部活動に関する事務連絡の方法

ア 空手部では、複数のLINEグループが作られており、生徒Aは以下6つの空手部関係のLINEグループに入っていた。

これらのLINEグループで事務連絡や指導、部員同士のやり取りは日常的に行われていた。

- ①「本件高校空手部」（2019年4月17日～2020年3月2日）
- ②「本件高校空手部1年」（2019年5月28日～2020年10月28日）
- ③「本件高校空手部員」（2019年6月11日～2021年6月15日）
- ④「新本件高校空手部」（2020年8月11日～2021年1月30日）
- ⑤「本件高校空手」（2019年10月15日～2021年1月1日）
- ⑥「九州遠征中本件高空手部」（2020年11月5日～2021年1月30日。九州遠征時に作成されたグループをその後も利用していた。）

この中で部員同士のものは①②③④であり、顧問Xが入っているのは⑤⑥となっている。

イ 顧問Xと空手部全体

顧問Xが入っている空手部全員のLINEグループ（前記⑤⑥）のトーク履歴からは、少なくとも以下の事実が認定できる。

- ・顧問Xからの連絡事項・質問・指示等からトークが始まるものがほとんどであった。
- ・メッセージ送信の時間帯は朝から深夜まで及び、年末年始等を問わないものであった。
- ・部員らが自宅にいる間も、顧問Xからトレーニングをするよう指示があり、部員らはトレーニングの様子の動画や写真を撮って送信していた。
- ・2020年3月6日以降は、顧問Xから2時間以上勉強をして自習ノートを出すことや自習ノートの写真を送ることの指示があった。
- ・2020年6月6日、次期キャプテンについて、顧問Xが投票フォームを作成し、部員らだけでなく、顧問Xも投票に参加した。
- ・部員たちに対して顧問Xから、自分の命じた自習ノートの提出がない、自宅に帰ってからのトレーニングの動画を

送っていない場合には、「丸坊主決定」などのメッセージが送信されている。

- ・生徒Aに対して、顧問Xから、たびたび、生徒Aについて「成績が悪い」と指摘したり、「生徒Aは勉強やって!!お母さんに電話やるかな？」など母親を引き合いに出すなどして、生徒Aが勉強ができないと揶揄（やゆ）する内容のメッセージが送信されている。

ウ 部員同士（①～④）

顧問Xを除いた、空手部員だけのLINEグループ（前記①～④）では、空手部の事務連絡のほか、部員同士の率直な意見のやり取りがなされている。このやり取りの中で、顧問Xが、生徒Aを通じ、部員全体に中学3年生の空手選手の勧誘をするように指示していることが分かるものがある。

【2020/12/10（木）】④新本件校空手部のトーク履歴

18:56	生徒A	「”中3の ●中の女の子 △中の女の子 △中の【カタカナで女子の姓名】 ○中の【カタカナで女子の姓名】 以上のLINEを持っている人 特別推薦で出してって伝言お願い”」
18:57	生徒A	「by 顧問X」
19:02	生徒A	「あ、後受かるとか余計なことは言うなって」

エ 顧問Xと生徒A

- ① 上記のグループLINEにおけるやり取りのほか、顧問Xは、生徒Aに対しては、個別に1対1でLINEメッセージや電話で連絡を取り合っていた。生徒Aのスマートフォンに保存されているLINE履歴は2019（令和元）年10月19日から、2021（令和3）年2月1日までである。
- ② LINEメッセージ
この期間におけるLINEメッセージのやり取りは、27回（1つの機会にメッセージのやり取りをしている場合は1回と

カウント) であり、このうち顧問 X から生徒 A に対して 19 時以降のやり取りがあったのは 6 回であった。

そして、以下の i から iii の 3 回については 21 時以降にやり取りがあった、又は、21 時以降に長時間の対応をしたものである。また、iv については顧問 X が行うべき作業について、生徒 A に指示をしているものである。

i 2020 (令和 2) 年 7 月 31 日の新型コロナ下の夏休みの練習についてのやり取りは、21:44 から 22:52
【2020/7/31 (金)】顧問 X と生徒 A のトーク履歴

21:44	顧問 X	☎ 通話時間 0:27
21:45	顧問 X	☎ 通話時間 0:34
21:50	顧問 X	「”今からは生徒 A と相談して男子は、やって下さい。 女子は先生がちゃんと教えていきます。 って言う事で頑張ってください”」
22:16	顧問 X	「ずっと夏休みやっていいですから」
22:50	顧問 X	「それでいいですねー」
22:50	顧問 X	「頑張ってください。」
22:51	生徒 A	「自分たちの考えが甘かったです、すみませんでした。次の新人大会に向けて絶対に勝ちたいので顧問 X のご指導が必要です。お願いします。」
22:52	顧問 X	「ちょっと考えさせて下さい。」

ii 同年 9 月 28 日の部員の生年月日の報告を求めるやり取りは、22:28 から 23:21

【2020/9/28 (月)】顧問 X と生徒 A のトーク履歴

22:28	顧問 X	「みんなから生年月日聞いて送って」
23:14	生徒 A	【13 人分の生年月日を報告】
23:14	生徒 A	「遅くなってすみません」
23:15	顧問 X	「部員〇と□は？」
23:14	生徒 A	「このリストに要りませんでしたか？」
23:17	顧問 X	「入ってないでしょ」

23:18	生徒 A	「リストの最後から 2 つに記入してま す」
23:19	顧問 X	[スタンプ]
23:19	顧問 X	「□は、なぜ退会したの？」
23:20	生徒 A	「すみません、わかりません」
23:20	顧問 X	「” お前キャプテンでしょ。聞いた ら” 」
23:21	生徒 A	「わかりました、明日確認します」

iii 同年 10 月 19 日の部員の生年月日及び年齢の報告を求
めるやり取りは、19:24 から 22:08

【2020/10/19 (月)】顧問 X と生徒 A のトーク履歴

19:24	顧問 X	☎ 通話時間 1:45
20:15	生徒 A	【部員 12 人分の生年月日報告】
20:18	顧問 X	「■がない」
20:18	生徒 A	「1 番下にいます」
20:19	顧問 X	「ありがとう」
20:23	顧問 X	「それと、会員番号」
21:59	生徒 A	【部員 10 人分の全日本空手道連盟の会 員番号報告】

iv 同年 11 月 18 日の保護者承諾書作成のための印鑑購入
指示のやり取り

【2020/11/18 (水)】顧問 X と生徒 A のトーク履歴

8:08	顧問 X	「保護者承諾書昼間まで持って来て」
8:08	顧問 X	「5 人分集めて」
8:15	生徒 A	「了解です」
13:20	生徒 A	「みんな印鑑持って来てないので明日で 良いですか？」
13:28	顧問 X	今日までだから 100 均で買って
13:33	顧問 X	☎ 不在着信

③ LINE 電話

本件事案発生前日までの LINE 電話の回数等は 63 回
(応答せずキャンセルされたものも含む。)、生徒 A が応答した

回数（顧問Xの電話に対し生徒Aが折り返した場合も含む）は38回であった。

このうち、19時以降に顧問Xが生徒Aに架電した機会は8回（なお、応答しなかったため複数回かけ直している場合もあり、回数としては12回であり、1分以上会話した回数は、以下の4回であった。

i 2020（令和2）年7月28日（火）20：59（4分22秒）

他のグループLINEのメッセージの履歴から、部活動の休みに関し顧問Xから叱責されたときの通話であると思われる。顧問Xによると「夏休みの練習について話し合いを促した」とのことである。

ii 同年8月26日（水）21：01（3分32秒）

8月27日のLINEメッセージの履歴から、武道場での盗難事件の件であると思われるが、顧問Xによると「10連覇Tシャツの件についての詳細の確認」とのことである。

iii 同年9月25日（金）19：24（3分01秒）

会話内容は不明。顧問Xによると「翌日の選手権大会の諸連絡」とのことである。

iv 同年10月19日（月）19：24（1分45秒）

同日のLINEメッセージの履歴内容から、大会に向けて選手の登録申請のための指示であったと思われる。

さらに、生徒Aがキャプテン就任する以前のLINE電話の回数は13回であったが、キャプテン就任以降は50回（本件事案発生前日まで）となっている。

④ 以上みてきたように、顧問Xは、部活動や自習ノートの提出等に関連して、生徒Aに対してLINEメッセージまたはLINE電話を頻繁に行っていたものである。遺族によると、生徒Aは、顧問Xから連絡があったときに、すぐ対応できるよう自宅でも常にイヤフォンを装着し、スマートフォンを手放せない状態にあったようである。これらLINE上のやり取りは顧問Xと生徒Aの関係性がどのようなものであったかに関わるものであり、第6の4（2）エで再度取り上げる。

5 空手部において生徒Aに起きた出来事

以下は、空手部の部活動や顧問Xの指導に関連して生徒Aに起きた出来事である。

(1) 全国インターハイ（名護市・2019. 8. 8～11）

2019（令和元）年8月8日から11日、全国インターハイが名護市で開催された。同大会においてIDカードの紛失があり、顧問Xから、その当時、高校1年生であった生徒Aに責任を負わせる発言などを生徒Aの先輩・同級生にヒアリングにて確認したが、記憶がないと回答する部員がほとんどであった。

(2) 学園祭（2019. 9. 28～29）

ア 2019（令和元）年9月28日から29日にかけて、本件高校において学園祭が催された。

学園祭は、クラスごとに行事活動に参加することが求められているが⁵、28日は、生徒Aは、顧問Xからの連絡により、同じクラスの空手部員とともに空手部の古紙回収作業に従事させられたため、クラスの行事にほとんど参加できなかった。さらに、翌29日には、生徒Aは、段ボール整理及び駐車場整理も担当させられたとのことであった。

イ この点に関して顧問Xは、古紙回収作業について、生徒Aの担任Mから許可をもらっていた、クラス活動に影響させたことはないと回答している。

しかしながら、顧問Xは、生徒Aを介して生徒Aの担任Mから許可をもらったと述べているにとどまり、生徒Aの担任Mに直接、許可をもらった事実は確認できない。またそもそも、生徒Aの担任Mとやり取りをしていないため、生徒Aが所属するクラスの行事内容・進行予定などを顧問Xは把握していなかったのであって、クラス活動に影響させたことはないという回答は根拠がなく信用できない。

⁵ 本件高校の学園祭実施要項によれば、学園祭の目的「3. 各クラスの団結を求め、全学年の交流の場とし、よりよい学園作りに向けての相互理解を深める。」とある。

(3) 令和元年度 沖縄県高等学校新人体育大会 (2019. 10. 19～21)

2019 (令和元) 年10月19日から21日までに開催された県新人大会に、生徒Aは出場した。個人形は5位に終わり、個人での九州大会出場を逃した。

(4) 第39回 全九州高校空手道新人大会 (2019. 11. 15～17)

ア 2019 (令和元) 年11月15日から17日まで熊本県で開催された第39回全九州高校空手道新人大会において、当時1年生の生徒Aは、怪我をした先輩に代わって、他の先輩2名とともに出場し、団体形で優勝した。生徒Aは、先輩2名と技術の差がある中で急遽、出場したにもかかわらず、顧問Xから、演武のミスを数えられた上、落ち着きがないことを指摘される発言を受けた。ピンチヒッターとして出場して結果も優勝であったにもかかわらず、褒められることはなかった。顧問Xからの指摘について、生徒Aは納得した様子があった一方で、落ち込んだ様子も見られた。

イ この点について、顧問Xは、生徒Aを前向きにするために発言したとし、「緊張しないでどんどん行け。」とは言ったが叱責はしていないと否定している。

しかしながら、他の部員からも顧問Xから生徒Aが叱られていたとの証言があり、また、その後、生徒Aが落ち込んでいた様子だったという証言もある。また、これまでのヒアリングの中で、顧問Xが生徒Aを、直接、褒める、フォローするといったエピソードがないことからしても、顧問Xが主張するような生徒Aを前向きにさせるような発言があったとは認定できない。

(5) 本件高校に入学予定者の部活動参加について

2020 (令和2) 年4月から本件高校に入学する予定であった生徒らも、入学前から空手部の部活動に参加していた⁶。

⁶ そもそも、高校入学前に入部予定者を部活動に参加させることは禁じられている。2018 (平成30) 年度の高等学校保健体育主任等連絡協議会の説明資料によれば「重要 新入生の部活動開始について」「入学式前に、新入生が高校部活動に参加し、ケガなどを負った場合、『日本スポーツ振興センター給付金の支給』が適用されません」。と注意喚起が行われている。

その際、部活動に参加予定であった入学予定者らが遅刻・欠席したことがあった。生徒Aは、この入学予定者らと以下のようなLINEのやり取りをしている。

【2020/4/1（水）】生徒Aと■■■■とのトーク履歴

20:47	生徒A	「どんな理由であれ2日連続で休むの印象悪いよ」
20:52	生徒A	「だから今日お前が休んで■■■■も遅刻したの俺のせいってなって怒られたから」

このやり取りからすると、この部活動への参加の経緯は不明であるが、顧問Xは、入学予定者らの遅刻や欠席を生徒Aの責任であるとして生徒Aを叱っていたようである。

(6) キャプテン就任

2020（令和2）年6月6日、顧問Xも含む空手部のグループLINE上で、顧問Xと部員が投票を行って次期キャプテンを決めることとなった。

生徒Aは、母親からの促しもあってキャプテンに立候補した。立候補者は、生徒Aともう1名いたことから、3年生を含む男女15名の部員が投票し、その結果、生徒Aが9票を獲得しキャプテンに選ばれた。なお、部員らによれば、生徒Aはキャプテンに就任したものの、前向きではないような発言もあったとのことである。

他方で、顧問Xは、別の候補者に投票していることから、生徒Aとは別の候補者をキャプテンにしたいという意向を持っていた。さらに顧問Xは、生徒Aのキャプテンとしての姿勢に問題があると考えていたようであり、後日、自分が投票した候補者をキャプテンに変更したいとの意向を先輩の空手部員に伝えている。

(7) 令和2年度 県高校総体（2020.7.24～26）

2020（令和2）年7月24日から26日にかけて県高校総体が開催された。生徒Aは、予選第2ラウンドで個人形4位となり、決勝ラウンドへの進出を逃した。

(8) 2020(令和2)年度の夏休みにおける部活動の進め方について

ア 2020(令和2)年3月以降、県教委は、すべての沖縄県立高校に対し、新型コロナウイルス感染症がまん延した状況下における部活動の実施について通知を発している。

同年7月29日の時点での県教委からの通知によれば、本件高校には「新型コロナウイルス感染症に係る県立学校における地域の感染レベル別の感染対策」(別紙1-1~2)にある「レベル2-①」の対策が求められており、県立学校の部活動ガイドラインには、「○部活動の参加については、生徒・保護者の自由意思とすること。」との留意事項の記載がある。

そして、同年8月1日からは、沖縄県独自の緊急事態宣言が発出されるような感染状況にあった。

かかる状況において、夏休み中の空手部の部活動について、顧問Xと空手部員のグループLINE上で、顧問Xから「19:57空手部は、練習やります」と投稿がされた。この投稿に対し、他の空手部員が「コロナ怖いので休みたいです」と投稿し、引き続いて、キャプテンとなった生徒Aが「21:23自分も家で筋トレしたいです」と投稿した。

その直後、生徒Aの元には、顧問Xから直接LINE電話で連絡が入り、強く叱責された。その上で、さらに顧問Xから、部員全体のLINEにて「21:27お前ら筋トレやってないから」「21:48今からは生徒Aと相談して男子は、やって下さい。女子は先生がちゃんと教えていきます。」「22:13男子は勝手にやっていますよ。」と投稿している。同時に生徒Aとの1対1のLINEメッセージで「21:50今からは生徒Aと相談して男子は、やって下さい。女子は先生がちゃんと教えていきます。って言う事で頑張ってください」「22:16ずっと夏休みやっていますから」「22:50それでいいですねー。」「22:50頑張ってください。」と空手部男子部員を突き放し、かつ生徒Aに責任を負わせるような投稿が立て続けになされた。

LINE上における顧問Xの感情爆発は、部員たちには、管理職にこびるもの、自分の名声を気にしたものであり、それがかなわないために部員たちに八つ当たりをしているだけの態度

として解釈され、部員たちのみのLINEでは下記のようなやり取りが続いている。

【2020/7/31（金）】 [redacted] のトーク履歴

21:50	[redacted]	[redacted]
21:51	部員 [redacted]	[redacted]
21:52	[redacted]	[redacted]
21:52	部員 [redacted]	[redacted]
21:54	部員 [redacted]	[redacted]
21:54	[redacted]	[redacted]
22:09	[redacted]	[redacted]

部員たちが顧問Xの感情爆発を、思うようにならない自分たちへの八つ当たりとして捉え、茶化すようなやり取りの中でも生徒Aは、ひとりで顧問Xからの架電を受け、次のような投稿を繰り返している。

21:53	生徒A	「これは退学も視野にいれないと」
21:56	生徒A	「自分立ち直れそうに無い」
21:59	生徒A	「このまま返信しないのも怖いんですよ」
22:01	生徒A	「謝罪のメールを送るかこのままそっとしておくか…」

キャプテンという責任を負ってひとり顧問Xから今後も責められるであろうなか、生徒Aは謝罪するということを選んだ。そして、「22:51自分たちの考えが甘かったです。すみませんでした。次の新人大会に向けて絶対に勝ちたいので先生（顧問X）のご指導が必要です。お願いします。」と投稿して、顧問Xに謝罪した上で、夏休み中も練習を行いたい意向を示し、顧問Xの感情爆発をいなそうとした。

この間、生徒Aは、①顧問も入っている空手部全体のLINE、②友人とのLINE、③空手部男子部員のLINE、④顧問Xからの直接の電話といった複数のカテゴリーに対応しながら、顧問Xの感情爆発への対応も行ったことになる。

部員間の詳細なLINEのやり取りは、以下のとおりである。

22:10	■	■
22:11	生徒A	「@ ■ 何を言えばいいんでしょう」
22:12	生徒A	「何言っても怒られそうでホントしんどい」
22:40	■	■
22:41	生徒A	「既読すら出来ないっすよ」
22:41	生徒A	「なんて返信したらいいか分からん」
22:46	生徒A	「@部員 ■ 今回以上に怒られた事ってあるんですか？」
22:46	部員 ■	■
22:47	■	■
22:47	■	■
22:47	部員 ■	■ ■ ■ ■
22:48	部員 ■	■
22:48	部員 ■	■ ■ ■
22:48	生徒A	「なるほど」
22:49	生徒A	「やっぱり今すぐにご返信いただけますかね？」
22:49	■	■

22:49	部員		
22:49	部員		
22:50	生徒A		「グループか個人か」
22:51			
22:51	部員		

顧問Xからの怒りをどう鎮めたらいいか反応することすらできないと投げかける生徒Aに、早く対応しないと余計に怒ると部員■は謝罪をしたほうがいとアドバイスし、実際に生徒Aは、部員■が考えた文案を、まるごと顧問Xに送ることで顧問の怒りを鎮めようとした。

イ この一連のやり取りについて、顧問Xは、生徒Aだけでなく部員全員に向けて、九州や全国大会を目指したいとの目標があるのに、夏休み中の部活動をすべて休みにしてしまっているかと伝えたものであって、生徒Aに、厳しく口頭で伝えた事実はないと回答している。

しかしながら、生徒Aと部員とのLINEには、前記のとおり、生徒A「21:45 今電話来た」、部員「21:46 なんて?」、生徒A「21:46 しに⁷怒ってた 夏休み全部休んで良いよ 部活ずっと休んで良いよって」という一連のやり取りが認められる。

また、当再調査委員会に対する部員らの証言を総合すると、他の場面においても顧問Xが生徒Aには特に厳しい対応をしていたことがうかがわれることからしても、顧問Xの上記の回答は信用できない。

(9) P道場へ通うことになった時期・経緯・生徒Aの様子

ア 2020(令和2)年7月ごろ、顧問Xは、生徒A、後輩部員■及び部員■の3名に対し、顧問Xのかつての赴任校時代の教え子であるP氏の道場で形を中心に指導を受けるよう提案した。

顧問Xは、P氏に生徒Aらの指導を依頼する連絡をしたところ、

⁷ 「しに」とは、沖縄の若者言葉で「とても」という意味である。

[REDACTED]

生徒Aは、後輩らとともに、2020（令和2）年7月末ごろから、P氏から形の指導を受けるためP道場に通うようになった。P道場での練習は、週1回、毎週木曜日20時から22時までの2時間であった（なお、同年10月1日から終了時間が21時30分となり、練習時間は1時間半に短縮された。）。

一緒に指導を受けた後輩や他の部員らの証言によれば、P氏からの指導は得られるものが多く、生徒Aは、その指導による上達を実感しながら、緊張感を持って真剣に練習に取り組んでいたものと思われる。遺族によれば、生徒Aは、P道場での指導を受けた後、その指導内容をスマートフォンのメモアプリに毎回記入していたとのことであった。

イ なお、顧問Xは、部活動以外に道場に通うことを勧めた理由について「あくまでも補助的な意味である。」として、部活動を蔑ろにしてまで道場を重視してはいなかったと述べる。

しかしながら、前述のとおり [REDACTED]

[REDACTED] 自らの指導技術に限界を感じていたことを伝えている⁸。当該道場の指導者であるP氏は、 [REDACTED]

[REDACTED] 団体形の [REDACTED]

[REDACTED] 輝かしい実績があることを踏まえて推薦しているのであるから、部活動の補助的な存在として薦めたとの顧問Xの説明ははなはだ疑問である。

(10) 2020（令和2）年9月の同級生部員退部騒動の件

2020（令和2）年9月ごろ、同級生の部員が空手部を退部し、LINEグループから抜け、部活動を欠席した期間があった（なお、後日、空手部に復帰はしているので一時的な退部であった。）。

⁸ 顧問Xは、当再調査委員会の書面による質問において、当時、自身で空手の稽古をしていなかったとも回答している。

同級生の部員によれば、
とのことであり、当該部員も

その理由を述べ、その数日後には退部宣言をしている。そして、当該部員は、部活動を辞めることを顧問Xに直接伝えていなかったため、顧問Xは、当該部員が部活動に来ない理由を、キャプテンである生徒Aに問いただし、しっかりしろと注意するなどしていた。そこで、生徒Aは、当該部員に対して、「そろそろ自分で言ってくれ、俺にも飛び火してきた」と退部することを顧問Xに自分で伝えるようお願いした。

当該部員の退部騒動に関する一連のLINEのやり取りからは、生徒Aは、を理由に部活動を辞める旨宣言していることを言えず、他方で、当該部員が部活動に来ないことをキャプテンである自分の責任とされ、両者の板挟みとなり心理的に苦しい状況にあったことがうかがわれる。

(1 1) 顧問Xからの部員たちに対する丸坊主をめぐる指導

ア 下記(1 2)でも述べるが、下記(1 3)の大会前日に顧問Xは、生徒Aが足を怪我したことを理不尽に叱責したほか、丸坊主にしていないことを咎める発言をした。

イ 顧問Xは、部員らに対して、普段から丸坊主という言葉を用いていたと多くの部員が証言している。

その内容は、「顧問は、丸坊主強制というわけではなく『丸坊主、やるよね!』という言い方だった。」という証言の一方で、形の選手として大会に参加する部員に対しては、特に強く現れるものだったという証言である。それは、「やらないと勝てない。」と言われるものであり、試合に負けたら、「形のメンバーは『丸坊主にしないから勝てないんだろう』と言われていた。」というものであった。

また部員の中には「形メンバーは大会前丸坊主にする決まりを作っていて、強制されていた。」と丸刈りの強制を明言する部員もいた。

これらに加えて形で優勝経験もある生徒Aに対しては、「顧問Xが大会前に丸坊主にしていない生徒Aに『丸坊主にしないということは気持ちが表れていない』と言っていた」り、試合に負けると「丸坊主にしないから負けたと言われた。」と生徒

Aから聞いたという証言がある。

ウ 顧問Xは普段から、生徒Aを含む部員らに自習ノートを提出させる手段として丸坊主の話を持ち出すことがあり、⁹顧問Xと生徒Aを含む部員らとのグループLINE上には、顧問Xからの次のような書き込みが散見される。

【2020/3/16（月）】⑤本件高校空手のトーク履歴

20:54	顧問X	「” 通知表で成績が悪い生徒は、丸坊主かなあ？嫌なら、自習ノートを終わらせて下さい”」
-------	-----	---

これは顧問Xから最初になされたLINE上の丸坊主をめぐる部員たちに対する書き込みだが、丸坊主にしたくなかったら、勉強するよという内容になっており、顧問Xと部員にとって罰として丸坊主があったことが分かる。次の箇所もまた、顧問Xに対して部員たちが自宅で勉強した証拠の記録を送ってこないことを咎め、罰として丸坊主をすることを促す内容となっている。

【2020/6/13（土）】⑤本件高校空手のトーク履歴

13:24	顧問X	「誰も勉強やったのを送って来ないけど、みんな丸坊主がいいみたいです。」
-------	-----	-------------------------------------

次のLINEも同じような内容である。

【2020/7/17（金）】⑤本件高校空手のトーク履歴

23:46	顧問X	「勉強やってないんだ!!」
23:46	顧問X	「丸坊主だな？」

次のLINEもまた同じように、自習ノートに学習の結果を書き込み自分に提出しなければ丸坊主にするための「断髪式」をさせるという内容である。

⁹ 顧問Xも、この時期か不明であるが、丸坊主を推奨するような発言をしたことは認めている。

【2020/7/21（火）】⑤本件高校空手のトーク履歴

23:42	顧問 X	「また、自習ノート出さない人がいっぱいいるね！」
23:43	顧問 X	「断髪式やるかな？」

次のLINEもまた同じものである。

【2020/9/19（土）】⑤本件高校空手のトーク履歴

23:57	顧問 X	「”出さない人は!?どうなっているのでしょうか?丸坊主かな?”」
-------	------	----------------------------------

以上見てきたように、顧問Xは部員たちに日常的に罰として丸坊主にするよう言っていた。空手部員らは、「強制ではないが押してくる感じだった。」「顧問は丸刈りにしろとはいわないが、そういう状況にしていた。」といった発言が聞き取り時にあったが、それは顧問XがLINE上に書いた記録とも一致している。自習ノートの不提出によって実際に丸刈りにされたという事実はないものの、部員たちが自習ノートを送ってこない場合には、罰として丸坊主をするよう迫るLINEメッセージは、部員らにとっては強制的なニュアンスを感じさせるものであったといえる。

エ 小括

以上の顧問Xの空手部員らに対する一連の言動に鑑みると、少なくとも空手の大会で形に出場する選手に対しては、丸刈りを事実上強制しているとも評価しうるし、また、それ以外の部員らにおいて、丸刈りを強制されていると受け止めていたとしてもやむを得ないと思われる。

(12) 下記(13)の大会前日に顧問Xから、怪我したことについて叱責された時の生徒Aの様子

ア 下記(13)の大会の前日に、生徒Aは、学校の荷物を全部持ち帰ってきて、「もう部活を辞める、学校も辞める。」等と感情を露わにして怒って発言をした。母親が怒っている理由を問うと、顧問Xから他校の1学年下の生徒と比較されたりした。また、生徒Aは右足を痛めていたため、大会直前に、部室で後

輩部員からマッサージを受けていた時に、顧問Xが現れたため、怪我を顧問Xに報告したら、「やる気があるのか。」「明日来なくていい。」などと叱責されたとのことであった。

これまでに両親とも見たことがないほど感情を露わにしていたことから、母親は、XXXXXXXXXX O氏と電話で1時間程度話をさせて、気持ちを落ち着かせた。

生徒Aは丸坊主にしたくはなかったが、涙を流しながら意を決して自宅で丸坊主にした。

イ なお、顧問Xは、上記の発言や叱責した事実を否定している。そして、生徒Aが右足を痛めていたこと自体を知らなかった、後輩部員からマッサージを受けていたのであれば、後輩部員に代わって顧問X自らがマッサージしたと思うなどと回答している。

しかし、怪我をしていてマッサージを受けている生徒Aに対し、叱責をするということは通常考えられない理不尽なことであり、強く印象に残るエピソードである。そのようなエピソードであるからこそ、複数の部員が記憶しておりこのエピソードについて証言をしている。また、そのような理不尽な扱いを受けたからこそ、両親の前で、生徒Aがこれまで見せたことのない怒りを爆発させ、幼少期から信頼している師匠と長時間電話をして気持ちを整えたという経緯は自然な流れと言える。

顧問Xは、自分が後輩部員からマッサージを代わったと述べるが、その証言は学校人事課のヒアリングにおいて「全く覚えがない。」と回答しているにもかかわらず、後の当再調査委員会への書面回答ではマッサージを担当したと明確な記憶を述べており、主張に変遷がみられる。また、生徒Aに厳しかったとされる顧問Xがもしマッサージを代わったのであれば、エピソードとして部員の印象に残るのが自然であるが、マッサージをしていた後輩部員から顧問Xにマッサージを代わったという証言は得られていない。

以上から、顧問Xによる上記の説明は一貫性がない上、他の部員の証言と一致せず信用できない。

(13) 第37回沖縄県高等学校空手道選手権大会(2020.9.26)

生徒Aは、右足の怪我の痛みがある中で、本大会に出場し、個人形で3位という成績となった。

普段、感情をあまり出さない生徒Aが、3位という結果に終わり悔しそうにしていたところ、顧問Xから、生徒Aに対し、「キャプテンやめれ。」「やる気がない。」「部活やめろ。」という発言があった。

(14) 令和2年度沖縄県高等学校新人体育大会(2020.10.17~19)

ア 生徒Aは、右足の怪我が治癒しないまま、痛みを我慢して本大会に出場した。この大会で、生徒Aは、個人形で優勝、団体形で2位、個人組手で3位の成績を収めた。

生徒Aは、初日に、個人形で優勝したが、その日の夜に総合病院において右足の怪我の受診をしている。さらに、別の部員に自分の代わりに出場してほしいとの打診も生徒A自ら行っていることが以下のLINEのやり取りから確認できる。

【2020/10/17(土)】生徒Aと[]のトーク履歴

18:02	生徒A	「明日団体組手だけでも出る気ない?」
18:12	[]	[]
18:15	生徒A	「マジか」
18:16	生徒A	「俺太ももやっちゃまって明日キツイ」
18:21	[]	[]
18:22	生徒A	「真面目にやばい」
18:23	[]	[]
18:23	生徒A	「右足ヤバイ張ってる」
18:24	生徒A	「マジで明日だけお願い出来るか?」

【2020/10/18(日)】生徒Aと[]のトーク履歴

7:58	生徒A	「無理言ってごめんな」
------	-----	-------------

翌日の団体形は連覇を逃す結果となった。顧問Xは、生徒Aに「キャプテンやめろ。」など叱責するような発言があった。個人形の優勝というこれ以上ない成績を残したにもかかわらず、その優勝について褒めるような発言はなかった。

大会中、生徒Aは、痛みを我慢していたので組手には出場し
たくなかったが、顧問Xはこれを受け入れず、組手に出場させ
た。

個人組手では、準決勝で [] と対戦し、途中まで生
徒Aがリードする展開で、最終的に [] が逆転で決勝
に勝ち上がった。この対戦中に、顧問Xから、すでに生徒Aは
形で九州大会出場が決まっているのだから、「お前空気を読め
よ。」といった発言（つまり、空気読んで [] に勝ちを
譲れ。）があったことを先輩部員から聞かされた¹⁰。

団体組手では、あと1回勝ち上がれば九州大会出場が決まる
試合を、本件高校が接戦で落とす結果となった。団体戦では生
徒Aだけでなく他の部員も負けたため敗退したのであるが、顧
問Xから、「お前だけ九州に行ければいいのか。」と生徒Aが負
けたことで出場を逃したと生徒Aだけに責任があると受け取れ
る発言があった。

イ 顧問Xの主張について

- ① この点、顧問Xは、生徒Aが右足に怪我をしていることを
知らなかった。知っていれば、出場させなかったと述べてい
る。しかし、同大会期間中に、生徒Aは、 [] との間
で、LINEで以下のようなやり取りをしている。

【2020/10/17】生徒Aと [] のトーク履歴

18:32	[]	[]
18:43	生徒A	「バス降りるとき相談したけどダメだった」
18:44	生徒A	「マジで勘弁してほしい」
18:45	生徒A	「今から病院行ってくるわ」

¹⁰ 顧問Xは、2021（令和3）年2月6日、生徒Aの両親に謝罪した際に、
「お前空気を読めよ。」と発言したことは認めている。生徒Aの母親から、この
発言の意図を問われたところ「決勝のことを考えると、同校準決勝戦は短い短時
間で決着を付けて欲しい気持ちで話した。」と回答している。しかしながら、こ
れまでの組手の実績としては [] が勝っており、生徒Aはすでに個人形
で九州大会出場が決定していた中での発言であることからすれば、一般的に考え
ると、この発言の真意が、対戦相手の [] に勝ちを譲れという意味であ
ったとしか考えられない。

18:47	■■■■■	■■■■■
18:57	生徒 A	「無理だわ、何もしなくてもズキズキする」
18:58	■■■■■	■■■■■
19:01	生徒 A	「なんか救急？みたいなので診てもらう」

【2020/10/18】生徒 A と ■■■■■ のトーク履歴

7:09	■■■■■	■■■■■
7:10	生徒 A	「痛み止め飲んで動ける様にはなる」
7:11	生徒 A	「昨日よりはマシになった」
7:11	■■■■■	■■■■■
7:14	生徒 A	「あいよ」

上記のやり取りをみると、生徒 A は、■■■■■に対して、顧問 X に怪我をしたことを報告した上で組手出場を辞退したいと相談したものの、顧問 X から組手の出場辞退を認められず、結局出場することになった経緯が確認できる。

生徒 A にとって、本大会は九州大会出場につながる重要な位置づけであったことから、本来、出場辞退したいと考える動機はないのであって、顧問 X に虚偽の相談をすることは思われない。

それでも、辞退の申出をしたことはそれだけ怪我の痛みがひどかったことを意味する。上記のやり取りにあるとおり、実際に生徒 A が総合病院で診療を受けた記録も認められる。

したがって、生徒 A がひどい痛みを訴えている状況であり、その事実を顧問 X に相談したのであるから、顧問 X は生徒 A に痛みを我慢させて組手に出場させたのであって、上記の弁解は信用できない。

- ② また、団体形組手で負けた際の、「お前だけ九州に行ければいいのか。」との発言についても顧問 X は否定している。しかし、学校人事課のヒアリングにおいて、1 回目のヒアリングで否定しているが、2 回目のヒアリングではこれに近い発言をしたことは認め、激励のつもりであったと説明している。

複数の部員が、当再調査委員会の調査において、団体戦で生徒Aが勝てば勝ち抜けるチャンスがあったが、そこで敗れてしまった後のエピソードとして語っていることからすると、その発言は、生徒Aのみに敗戦の責任を問う主旨と理解するのが自然である。

顧問Xの激励のつもりでの発言であったという主張は、信用できない。

(15) 第40回全九州高等学校空手道新人大会(2020.11.7～8)

ア 生徒Aは、本大会において個人形で優勝した。この結果について、顧問Xは、生徒Aに対して、まぐれで勝ったとの発言をした。

生徒Aは、団体形にも後輩部員2名とともに出場したが、3位という結果であった。この結果について、顧問Xは、空手団体形演武において生徒Aが減点事項となる「いぶき」¹¹(呼吸で3名の技のタイミングを合わせる)を使っていたことから減点されて負けた、自らの指導者としての評価を下げるつもりかと叱責した。

生徒Aが顧問Xから叱責を受けて、落ち込んでいる様子であったことは、複数の部員が証言している。

イ 顧問Xの主張

① 顧問Xは、生徒Aが個人形で優勝した際に「まぐれ」という発言はしていないと回答している¹²。

しかしながら、後輩部員らがこの発言を直接、聞いたという証言があり、また、複数の部員が、生徒A自身が顧問Xからまぐれと言われたと話していたという複数の証言が確認できている。

¹¹ 県高体連空手道専門部のガイドラインによると、「いぶき」とは聞こえるような合図として無闇に息を吐き出すものであり、空手団体形の減点事項となっている。団体形メンバーのうち1名しか発しておらず、形演武中に次の動作を促すようなタイミングで発せられたり、また動作と同時に行われたりする場合に、合図としての「いぶき」と判断される。

¹² 顧問Xは、学校人事課のヒアリングにおいて、生徒の演武が良くないときなどに「まぐれじゃないんだよね？チャンピオンなんだよね？」という言い方をしたという説明をしている。

複数の部員らからほぼ共通する証言が得られていることからすると、顧問Xから生徒Aに対し、かかる発言がなされていたと認定できる。

- ② 顧問Xは、団体形の演武について、「いぶき」を使ったことに関し、生徒Aを含む出場した3名の部員全員に注意をしたのであって¹³、3位に終わったことを生徒Aのみの責任として、生徒Aだけを注意したのではないこと、そして、顧問X自身の指導者としての評価を下げるつもりか、といった発言はしていないと述べる。

この点、「いぶき」は減点要素になるが、「いぶき」は審判席から判断しづらい場合もあり、また九州大会・全国大会でも「いぶき」の見解が異なることもあるなど審判間でも意見が異なることが生じる難しい判断を含んでいるものである。

競技中に呼吸をすることは当たり前であり、この呼吸が聞こえるような音で合図になっていると評価される場合に減点されることからすると、普段の団体形の練習において、「いぶき」と評価されるような呼吸になっていると指摘がされない限り、当事者は判断しようがない。しかし、大会前に、部員らは、顧問Xから、団体形の中で「いぶき」について指導を受けたことはなかった。

生徒Aとともに出場した部員は、顧問Xから、上記の発言があったことを証言しており、他の部員も、顧問Xが生徒Aらに対し上記の発言をしていたことを証言しており、その内容は共通している。

これまでの経緯の中においても、部活動のあらゆる場面で、生徒Aがキャプテンとして代表して顧問Xから注意・叱責されたエピソードが、多くの部員らから語られていることを総合すると、顧問Xからかかる発言がなされたと認定できる。

- (16) 顧問Xから生徒Aに対する「 から飛べ。」という発言について

遺族によると、その日時は明確でないものの2年生時（2019（令和元）年11月の九州大会以後）に、顧問Xからの暴

¹³ 学校人事課のヒアリングで、声の大きさや調子も普通の程度だったと思うと説明し、叱責と捉えられるような言い方はしていないと述べている。

言について生徒Aから話を聞いていると「『■■■■から飛べ』と言われた」とのことであり、誰かを問い詰めると、小声で「せんせ」と答えたとのことであった。そこで、当再調査委員会において、このような発言があったのか部員らからヒアリングを行ったが、同発言については、ほとんどの部員が聞いたことがないと答えた。また、顧問Xがそのような発言をしていたのを直接見聞きしたわけではないが、生徒Aが同様の発言をしているのを聞いたという部員もいた。しかしながら、その部員は、発言を聞いた場所、時期、発言がなされた経緯について記憶が曖昧であり、顧問Xが、かかる発言をしていたと明確に認定できる証言はなかった。

6 自死に至るまでの直近の経緯

(1) 1月21日

2021（令和3）年1月19日に、新型コロナウイルスによる沖縄県緊急事態宣言（期間：令和3年1月20日から同年2月7日まで）が発出されたため、P道場の練習時間は、19時から20時までの1時間に変更された。

P氏は、同月21日に、顧問Xに架電し、練習時間が変更となったこと及び部活動の時間と重なるのであれば緊急事態宣言が明けてから参加させるようにと伝えたが、顧問Xから生徒Aら3人に練習時間が変更されたことは伝えられていなかった。そのため、生徒Aらは同月21日の部活動終了後、P道場に向かい、20時ごろに到着したが、P道場の練習は既に終了しており、生徒Aと部員■■■は練習に参加できなかった。

生徒Aは、緊急事態宣言中は、練習開始時間が、通常より1時間早い19時になると知ったため、同日20時9分、顧問Xに対し、LINEメッセージを送り、1月28日のP道場での練習開始時間が早くなることを伝えた。その際のやり取りは以下のとおりである。

【2021/1/21（木）】顧問Xと生徒Aのトーク履歴

20:09	生徒A	「P道場の練習時間が7時から8時までに変更になったので来週から木曜日だけ部活の練習開始時間早めてもいいですか？」
-------	-----	--

20:24	顧問 X	「▲じゃなく、●だけどね！*何時からやるの？」
20:27	生徒 A	「失礼しました。4時、遅くても4時15分から開始しようと思います」
20:30	顧問 X	「貴方達がちゃんと始めたらいんじゃないの？」
20:31	顧問 X	「いつも、早く始めたら」
20:34	生徒 A	「了解です、みんなにも報告しておきます！」

* 生徒 A の漢字の表記ミスを指摘したもの。

(2) 1月27日

生徒 A、部員■及び部員■は、1月28日19時からP道場での練習に参加するため、部活動を早めに終了する必要があると考え、翌日の部活動の終了時間について話し合った。部員■は終了時間を17時15分と提案したが、生徒 A から早すぎるとの指摘があり、結局、終了時間は、17時30分となった。

(3) 1月28日

ア 武道場における顧問 X の言動

- ① 1月28日、生徒 A、部員■及び部員■の3人は、放課後、部活動に参加し、武道場で練習を行った。同日の部活動には、生徒 A、部員■、部員■、部員■を含め8名が参加していた。

また、3年生は既に部活動を引退していたが、1名はウェイトトレーニングのため武道場に来ていた。

生徒 A、部員■及び部員■は、17時30分ごろに部活の練習を終え、P道場へ移動する準備をした。同日も、生徒 A の母親が、本件高校まで生徒 A ら3名を車で迎えることになっており、同時刻ごろ母親が待ち合わせ場所において車で待機していた。

17時33分に、生徒 A は、武道場の玄関入口付近で、母親に対しLINE電話をかけ、「今、終わった。」等と話をしていた。

生徒 A が母親とLINE電話で話している最中に、顧問 X が武道場に入ってきたため、生徒 A は、母親と電話で話しながら、顧問 X に挨拶をした。顧問 X は、その態度に怒り、

「生徒にそんな態度されたのは初めてだ。」と声をあげたが、生徒Aには聞こえていない様子であり、生徒Aは、特に反応はしなかった。

そして、顧問Xは、練習を早めに切り上げ帰ろうとしていた生徒Aら3人に対して、「やる気がないのか。」「なんでこんなに早い。」「なんで6時まで練習しないのか。最低6時だろ。」などと大声で叱責した。

これに対し、生徒Aは「すみません。」と謝罪し、早く切り上げることにについて、移動時間帯の交通渋滞や食事の時間が必要である等と答えたところ、顧問Xは、「ご飯くらい、車で食えるだろう。」「責任感はないのか。」「今度の大会終わったらキャプテンやめれ。」とさらに強く叱責した。

これを受けて、生徒Aは「6時まで練習します。」と言ったが、顧問Xの怒りは収まらず、「(本件高校の)練習には来ないであっちの道場に行っておけばいい。」「いいよ。」「見たくない。」とさらに厳しく叱責した。

生徒Aら3人が、顧問Xが憤慨している態度に困惑し、道場にとどまっていると、顧問Xから「早く行け。気持ち悪いんだよ。」「キモい。」「ウザい。」と言われたため、生徒Aら3人はやむなく武道場から出て行った。なお、遺族によると、この際、顧問Xは部員■のみを呼び止め、「帰る時間を自分で決めたのか。」「残念だな。」等と述べた。生徒Aと部員■は、部員■からその話を聞き、自分らは顧問Xから期待されていないとさらにショックを受けていたとのことである。

- ② 顧問Xは、「気持ち悪い。」「キモい。」「ウザい。」という発言を否定しているが、武道場で生徒Aを叱責した際に、生徒Aと行動を共にしていた部員■及び部員■だけでなく、武道場内にいた他の部員も上記発言を聞いている。また、「キモい。」という発言については、発言を耳にした部員において、それまでに聞いたことがなく、初めて聞いた言葉であったと明確に述べており、顧問Xがこれほど憤慨していたのは見たことがなかったという複数の証言があることと合わせて考えると、顧問Xが激昂のうえこれまで用いたことのない言葉を用いたとしても特段不自然ではないと思われる。

なお、生徒Aの母親は、そのほかにも生徒Aが「(顧問Xから)『今、行かなかつたら1か月間部活動停止にするからよ』

と言われた」と述べているが、その場に居合わせた他の部員からは顧問Xがそのような発言をしていたとの証言は得られておらず、その真偽は不明である。

イ 顧問Xから叱責を受けた後の生徒Aの様子

その後、17時43分ごろ、生徒Aは、待ち合わせ場所で待機していた母親にLINE電話をかけ「6時まで練習しようと思ったけど、帰れって言われたからやっぱり向かう。」と伝えた。その後、生徒Aら3人は走って母親の車に乗り込み、帰りの車内において、生徒Aは、「もう嫌だ。」「早く辞めたい。」等と言っていたが、生徒Aの母親は、「ずっとキャプテンじゃないし、来年には辞めているし、気にしないで。」等と述べ、生徒Aを励ました。また、部員■は、「俺らは悪くないっすよ。」と自分らに非はない旨述べ、部員■も同調した。

その後、部員■及び部員■が、それぞれの自宅に着いて車から降りた後、生徒Aは「あいつらメンタルつえ〜。」とつぶやいていた。生徒Aらは、その後、19時前にP道場に集まった。P氏によると、練習中の生徒Aの様子は、特に普段と変わらない様子であったが、練習後に、生徒Aから、顧問Xに叱られたことについて報告がなされていた。

生徒Aは、顧問Xに叱られたことをかなり気にしており、練習終了後、部員■及び部員■と今後の対応について話し合いをした結果、翌日、8時20分に部室に集合し、3人で顧問Xに謝罪することになった。

生徒Aは、自宅に帰宅後、涙を見せつつ形の練習をしていた。

(4) 1月29日

ア 登校前の様子

同日の朝、生徒Aは、元気がなく、「学校を休みたい。」と言っていた。これに対し、父親は冗談っぽく「何だよ〜。すみませんって謝ったらいいさ。」と登校を促した。母親は、食器を洗いながら、朝食を食べている生徒Aの様子を見ていたが、やはり元気がない様子だったため、「大丈夫？」と聞いたところ、生徒Aは「う〜ん。」と生返事を返すだけであった。母親は、生徒Aを元気づけるため、生徒Aの好物である唐揚げ弁当を作って持たせ、生徒Aが自転車に乗って自宅を出るところまで、見送った。

イ 始業時間前

部員■及び部員■は、8時30分ごろ武道場内の空手部の部室に集合したが、生徒Aは約束していた時間を過ぎても部室に来なかった。そこで、部員■及び部員■は、2人だけで職員室に向かい、8時40分ごろまで職員室前の廊下で待機した。

そして、顧問Xが職員室から廊下に出てきたため、部員■及び部員■は、顧問Xに対して、「昨日はすみませんでした。」と謝罪したところ、顧問Xから「今は忙しいから、後で。」「もういいよ。」「自分たちの価値観でやったらいいから。」「勝手にやっつけ。」等と言われ、追い返された。その後、2人が、廊下を歩いているときに、生徒Aがやってきて「ごめん。遅れた」と言っていたが、顧問Xに言われたことを伝えたところ、生徒Aは顧問Xのところには行かず、そのまま戻っていった。

ウ ショートホームルーム及び各校時の授業中の様子

① 教科を担当した教諭らの認識

1校時目の体育では、担当教諭は、「サッカーの授業で表情が少し暗く、元気がなかった。顔色が白っぽかった。」など普段と異なる印象を受けたようである。

しかし、朝のクラスのショートホームルーム、2校時家庭科、3校時国語、4校時数学、5校時英語、6校時地理の各授業においては、担当した各教諭によると、生徒Aは、普段と特に変わりはなく、黙々と授業をしっかりと聞いており、特に気になる様子はなかったようである。

② クラスメイトの認識

クラスメイト全員を対象とした本件高校による基本調査でのアンケートにおいては、掃除の時間に、生徒Aが笑顔で窓の外を見ていたところを見たという回答のほかは、自死当日の生徒Aの様子について述べた具体的回答はなかった。

また、当再調査委員会に対し、任意のヒアリングに応じてくれた複数の同級生は、自死当日の生徒Aの様子について、何も覚えていない、あるいは気になる様子はなかったなどと述べている。

③ このように自死当日の授業時間や休み時間において、教諭や同級生らにとっては、特段気になる様子はなかったようである。

エ 放課後

放課後、空手部の部室に、1、2年生数名、当時3年生で引退している部員■、部員■らが集まっていた。生徒Aも、武道場に来ていたが、部員■に対し「部活やりたくない。」「先生と会いたくない。」「何言われるかわからんなあ。」等と話していた。

また、生徒Aは、3年生の先輩部員■に対して、前日の出来事について述べ、「どっちに従えばいいか分からない。」「今日は帰ります。」「今日はどうしても無理です。」とも話していた。部員■は「絶対明日の方が余計に怒られるよ。」「今日、(自分も) ずっといとくから練習に参加したら。」と提案したが、生徒Aは、本当に怖い、今日はどうしても帰りたい等と言って武道場から出て行った。

部員■は、武道場に向かっていたところ、武道場の階段を下りたところで、生徒Aと会った。生徒Aが帰ろうとしていたため、部員■は、「謝らないんですか。」「謝りましょうよ。」と言ったが、生徒Aは「今日は帰るから。」と言ってそのまま帰ってしまった。部員■は、部員■から、(生徒Aは) 昼休みに全然弁当を食べておらず、(叱られたことを) 結構気にしていたということなどと聞いた。

その後、部員■及び部員■は、放課後部活動に来た顧問Xに改めて、前日のことを謝ったところ、顧問Xから「俺の練習をしっかりやってからP道場に行け。」「今度からはそういうことはしないで、ちゃんとやる気見せろよ。」等と言われた。

オ 生徒Aの母親が帰宅した後の状況

生徒Aの母親は、同日17時20分ごろに、帰宅して玄関を開けたところ、リビングに学生服が脱ぎ捨てられ、鞆が置かれているのを目にした。母親は生徒Aが帰宅していると思い、生徒Aの部屋を確認したが生徒Aはおらず、駐車場には自転車もあったため、ランニングに出かけたものと思っていた。しかし、鞆の中には財布があり、自宅の鍵も持たずに出ていることや、食卓に置かれた弁当もほとんど手つかずのままであったことなどから、母親は不安を覚え、生徒AにLINEメッセージを送ったり、電話をかけたが応答はなく、所在が分からなかった。そこで、母親は、顧問Xに電話をかけ、生徒Aが帰

宅した形跡があるが連絡がつかない、学校にいるのか等と尋ねたところ、顧問Xは「まだ武道場に行っていないから分かんけど、行ってみようね。」と答えた。

その後、顧問Xから折り返し電話があり、「今日は来てないってよ。」「昨日、怒ったから。」と話していたため、生徒Aの母親は顧問Xに対し、「根本的に、生徒Aが怒られる理由は何なんですか。」と尋ねたが、顧問Xは、「今、とりあえず生徒Aを探すから。後でね。」と述べ、その回答は得られなかった。

生徒Aの母親は、電話を切った後、直ちに生徒Aが行きそうな場所を捜索した。また、連絡を受けた顧問Xは、部員4名とともに、生徒Aを捜索したが見つからなかった。

その後、21時5分に、生徒Aの携帯電話から生徒Aの父親に電話がかかってきたため応答したところ、電話をかけてきたのは警察官であり、生徒Aが■■■■病院に救急搬送されているとの報告を受けた。

なお、生徒Aの事件発生前後の足跡を確認するために、生徒Aが所持していた携帯電話の位置情報の履歴を調査したが、2021（令和3）年1月16日以降のデータは残っておらず、事件発生前後の足跡は不明である。

7 顧問Xによる他の生徒らに対する過去の不適切な指導

(1) 空手部女子1年生の退部の件

2022（令和4）年3月に実施した本件高校3年生（事件当時2年生）へのアンケートで、回答者2名から、2019（平成31・令和元）年度に当時1年生の空手部女子部員が、部活動が楽しくないと言っていて、部活動を辞め、最終的に学校も辞めたという情報が提供された。しかしながら、同女子部員の退部理由は不明であり、顧問Xの指導との関連性は確認できない。

(2) 他の運動部男子生徒不登校の件

ア 経緯

2018（平成30）年度、空手部ではない他の運動部の生徒が2年生に進級後、4月は4日、5月は8日、合計12日、学校を欠席した。同年6月5日に三者面談（担任、保護者、生徒）が行われ、その際に、当該生徒は欠席の理由を「体育の先生（顧問X）の暴言がきつい。脳がやられているはずだから、入院したら？（と言われた）」等と訴えていた。

当該生徒は、同年6月13日に行われた、母親、担任、教育相談係、教頭を交えた話し合いの中でも、「X先生の暴言がきつい。X先生に会いたくない。」「1年の3学期頃から言われ続けてきた。」等と述べ、他の高校に転校し競技を続けたいと希望を述べた。当該生徒は、転校の理由として、顧問Xの暴言をあげたほか、「(当該部活動の)顧問と合わない。」「(空手部ではない。)他の運動部に移ったとしても、(当該部活動顧問の)先生はこの部活に関わるはずだから。」とも説明していた。

当該生徒は、その後も、不登校の理由について、主として顧問Xの暴言による精神的苦痛をあげていた。

そこで、前校長Iが、顧問Xに対し事実関係を確認したところ、顧問Xは、「(当該生徒に)休んでほしくない、単位を取ってほしい。」という趣旨の発言をしたにとどまると説明していた。これに対し、前校長Iは、趣旨がどうであっても暴言と取れるなら不適切であると、口頭で顧問Xに対し、指導・注意を行った。

イ 管理職の異動に伴う引継ぎ

当該生徒に対する顧問Xの不適切な言動に関し、管理職の異動に伴う引継ぎについて、当時の管理職は以下のように述べている。

【前校長I】校長Jへの引継資料にも含まれている。説明に当たっては、生徒の復帰の件と顧問Xの言動にも気をつけてほしいという件を同じ重さで伝えたつもりであるが、引継事項には生徒関係で大事な案件が複数あったため、当該生徒の復帰に当たっての配慮事項に比べれば、顧問Xの言動については、校長Jにはそれほど重要な事項とは受け止められなかったかもしれない。

【校長J】前校長Iから書類のほか口頭でも引継ぎがなされている。不登校になっていた生徒が戻ってくるということで、時間割等、生徒に配慮してあげてほしいという内容で、顧問Xの言動を気をつけて見ておいてという内容はなかった。もともと、2019(令和元)年5月の教職員評価の面談の際に、顧問Xに対

して「子どもたちへの言葉を気をつけて。」という注意をしているはずである。

ウ 顧問Xの主張

① 顧問Xは、当該生徒の発言内容そのものを否定している。

顧問Xによると、当該生徒はもともと欠席の多い生徒で、「このまま欠席が続くと単位ないよ。去年も補習受けているけど大丈夫？なんで欠席が多いの？」と伝えたところ、当該生徒が「頭痛があるから。」と返答したため、「走っているとき体調悪くしたら大変だからちゃんと病院で見てもらって。診断書提出してくれたら体育も見学扱いで単位も問題ないから。」と伝えたとのことである。そして、この件に関しては、管理職からは単に事実確認を求められたのみで、自らの言動に非はないと学校側は判断していたと認識している。

② 当該事案に関しては、当時の学校側において事実調査が十分になされていないため、顧問Xの発言内容を具体的に認定できる客観的資料が乏しく、当再調査委員会において、顧問Xが当該生徒に対し不適切な言動を行ったと断定することは困難である。

しかしながら、当該案件において、当該生徒は、1年次の後半から不登校気味になっており、その契機となったのが顧問Xの暴言であると説明し、2年次に上がってからも、一貫して顧問Xの暴言を不登校の主たる理由として挙げていたものである。また、顧問Xが当該生徒に指導をしている状況を近くで見ていた教諭Iも、「頭がおかしい」という発言を聞いていたという証言もある。これらの事情を踏まえると、顧問Xが当該生徒に対して不適切な言動を行っていた可能性も否定することはできない。

(3) 空手部女子部員に対する不適切な言動等について

ア 経緯

教諭Mは、2018（平成30）年度に、体育の授業が始まる前に、空手部の女子生徒である部員■から相談を受けた。時間が短く、詳しくは聞けなかったため、部員■自身のことか、他の女子部員のことなのかは、はっきりとは分からなかったが、顧問Xが空手部女子部員に対し、鼻に指を入れたり、いきなり技をかけて倒したとのことであった。そこで、教諭Mは当時、空手部の副顧問であった教諭Nに対しこの件を報告した。

その後、教諭Nは、2019（平成31・令和元）年度の6月の県高校総体で生徒を送迎した際の車中で、部員■から、以下のとおりの話を聞いた。

- ・顧問Xが部員■の鼻に指を入れたり、いきなり技をかけて倒したりした。
- ・九州大会遠征時に宿泊したホテルで、宿舎に到着した際、女子部員らの部屋のベッドに寝転がったり、（顧問Xから）「連絡事項とかもあるからドアは鍵をかけないでストッパーだけにしておきなさい、先生がいつでも入ってこれるようにしておきなさい」と言われた。
- ・大会後の先生方だけの打上げが終わった後、23時過ぎに、顧問Xが酒に酔った状態で、女子の部屋に来た。生徒らは就寝寸前だったが、顧問Xは部屋に入ってきて話をしてきた。
- ・形の指導のとき、突然、部員■の肩から腰にかけて後ろから触り、見ていた男子部員も女子部員もあぜんとしていた。
- ・部員■はキャプテンでないにもかかわらず、部活動が休みの日にも顧問XからLINEが送られていたほか、部活動特別選考の生徒の入試にあたり、前日急に「試験を手伝ってほしい。」とLINEで連絡があり、急な要請であったため他部員らの調整がつかず結局部員■一人に対応した。

教諭Nは、部員■から「部員■はとても悩んでいる。」と聞いたため、部員■本人にも事実確認をしたが、本人はあまり言いたがらなかった。

教諭Nは、前述の九州遠征時のホテルで顧問Xが女子部員の部屋に酔って入ってきたことや、特定の女子空手部員に対する指導等について、県高校総体の会場で、当時の県高体連空手道部専門部長（当時那覇高校校長）に報告・相談した。そのときに本件高校の管理職に報告・相談するように助言されたため、教頭Kに報告し、その後、教頭Kから校長Jにも報告がなされた。

なお、「鼻に指を入れる。」「いきなり技をかけて倒す。」という行為に関し相談が寄せられたことは、校長J及び教頭Kも、

そのことを全く知らず、本件事案発生後の基本調査時に初めて聞いた話であると説明している。

イ 女子空手部員の鼻に指を入れる行為について

教諭Mは、体育の授業で空手部員■から、「鼻に指を入れられる。」「いきなり技をかけて倒される。」等の報告を受けたものの、話した時間が1分程度であり、詳細については聞いておらず、これが顧問Xによるものか、空手部員同士のものなのかもはっきりは分からないと述べており、記憶も曖昧である。そして、教諭Mは、空手部の問題であるとして、当時副顧問だった教諭Nにそのことを報告しているが、教諭Nは、部員■からその話を聞いたと述べるものの、被害生徒である部員■に確認したところ、あまり言いたがらなかったと述べており、事実関係は必ずしも明確ではない。

この点について、教諭Mに話をした部員■は、顧問Xが部員■に対して、ふざけて、「何か落ちているよ、下見てみ。」と言って、本人が下を見たら、鼻にちょっと触れたとのことであり、「鼻に指を入れる。」というようなものではなかったとのことであり、部員■も、このことを深く思い詰めている印象はなかったと述べている。

また、顧問X自身も、学校人事課によるヒアリングにおいて、記憶にない旨述べ、「考えられるのは、相手に下を向かせておでこを触るといふ形の遊びであり、流れの中で私の手が女子部員の鼻に触ることはあったかもしれないが、鼻の穴はない。」等と述べており、部員■の説明とおおむね重なる説明をしている。

男子空手部員もその話を聞いたことがある者はおらず、「鼻に指を入れられる。」という話を聞いたことがある男子空手部員も、「後から笑いながら『入れられた』みたいな感じで聞いたと思います。」と説明している。

当該行為については、被害を報告したとされる部員■自身がこれを否定しているほか、被害者とされる部員■からの明確な被害申告がなく、報告を受けた教員らの記憶も曖昧であることなどの事情を総合的に考慮すると、顧問Xから鼻にふれられるなどの何らかの身体接触はあったものの、当事者間では深刻な事柄と捉えられていなかったと思われる。

しかしながら、セクシャルハラスメントを防止し、かつそれを教育する観点からは、当事者の認識にかかわらず、教諭の生徒に対する身体的接触行為は真に必要性があり、適切な態様でない限り許されるものではない。

ウ 女子空手部員に対し「いきなり技をかけて倒す」という行為について

当該行為についても、教諭Nが把握するに至った経緯は、「鼻に指を入れられた。」という話を聞いたときと同じ機会であり、その後の調査においても、当該行為があったと認定できるだけの事情はなく、この点については、事実関係は不明である。

エ 2018（平成30）年度の九州遠征時にホテルで、宿舎到着直後に、女子部員の部屋に入った行為について

九州遠征時のホテルでの出来事について、

と述べている。

そして、九州遠征に一緒に行った男子部員によると、当時、女子部員は、顧問Xが部屋に入ってくることを嫌がっており、そのことをLINEグループの中で話題にあげていたとのことである。

この点につき、顧問Xは当再調査委員会の調査において、部屋に入ったこと及びベッドで横になったことを否定しているが、学校人事課の調査においては、部屋に入りベッドで横になったことを認めており、主張に変遷があることから顧問Xの主張は直ちには信用できない。

他方、

また男子部員の証言とも合わせて考えると信用できることから、顧問Xが女子部員の部屋に入ってベッドに寝転び夕食会場の話をしたという事実があったものと認定できる。

オ 2018（平成30）年度の九州遠征時に外部での飲食後、23時すぎに、女子部員の部屋を訪問した行為について

当該訴えの内容は、女子部員から、九州遠征時の宿泊先ホテルにおいて、23時過ぎに突然顧問Xが①部屋に訪れ②入室し、翌日以降の日程調整と伝達が行われたが、時間も時間であることと、何よりも突然の訪問、入室に女子部員2名は驚き、当惑したというものである。

① 部屋の訪問について

上記訴えを受けて、校長J及び教頭Kが顧問Xに事実確認を行ったところ、顧問Xは「日程調整のために部屋を訪問した。」と説明したようである。本件事案後に行われた、学校人事課によるヒアリング調査においては、顧問Xは、外部での知人との会食終了後、ホテルに戻り、部員らの在室確認のため部屋を巡回したにとどまり、当該女子部員の部屋については、ノックしてしばらく間があり、出ないのかと思ったら出てきたので、「おやすみ。」とだけ声をかけてすぐに立ち去った旨述べている。また、当再調査委員会の書面による質問に対しては、23時ごろ、懇親会から帰ってきたときに部屋の外まで聞こえるほど女子生徒の部屋から声がしていたので「早く寝て。」ということ伝えるために訪問したと回答している。

したがって、顧問Xが23時過ぎに女子部員の部屋を訪れたことは認められる。

② 部屋への入室について

校長J及び教頭Kは、顧問Xが部屋に入室した点についても事実確認を行ったが、顧問Xは「日程調整のために部屋を訪問したが、部屋のドア付近に立ち日程の連絡をしており入室はしていない。」と説明したようである。本件事案発生後に行われた学校人事課・当再調査委員会の調査に対しても、顧問Xが女子部員の部屋に入室したことは一貫して否定している。

しかしながら、顧問Xは、訪問の動機や当該部員との会話内容については、上記のとおり、学校人事課による調査での回答、当再調査委員会の書面による質問に対する回答、それぞれにおいて全く異なる説明をしており変遷が見られることから顧問Xの主張は信用しがたいところである。もっとも、他方で当再調査委員会としては、入室があったという点については明確な証拠もなく、確証が持てないところである。

③ 本件高校の初動調査・対応について

初動調査の時点で、校長Jは、当該女子部員らに直接、事実確認はしていない。その理由として、教頭Kが「(確認をしなくても)大丈夫だと思う。」と意見を述べていたこと、女子部員の部屋に入ったのが1対1ではなく1対2という状況であったこと等の事情を上げ、本件については、顧問Xの悪意ある行動というよりは、配慮不足によるものであると判断したとのことであった。

そのうえで、顧問Xに対して、女子部員の部屋を訪問した点について、引率に際して誤解を招くような行為で、時間も含めてわざわざ訪問してまで連絡すべき状況であったか反省し説明すべきであり、どうしても対面での調整が必要ならば、ロビーなどの公の場を活用すべきであると口頭にて注意と指導を行い、生徒の誤解を解くよう促した。他方、入室の点については当該女子部員への聞き取りや調査などはなされず不問とされ、真偽不明となった。

カ 特定の女子部員に対する空手の形の指導等

- ① 当該訴えの内容は、女子部員から、形指導に際し、顧問Xが頻繁に特定の女子部員のみを対象としており、正してほしいと副顧問Nに相談がなされたというものである。

これを受けて、校長J及び教頭Kが顧問Xに対し、事実確認を行ったところ、顧問Xは、特定の女子部員に対し、身体の接触を伴う形の指導を行ったことを認めており、かかる事実は認定できる。

- ② この点について、校長Jは、当該女子部員に直接、事実確認はしていないが、これも教頭Kが「(事実確認をしなくても)大丈夫だと思う」という意見だったこと、形の指導と称した女子部員への身体接触が密室等ではなく部員全員の前で行われていることなどから、顧問Xの悪意ある行動というより、配慮不足によるものと判断した。

そのうえで、顧問Xに対しては、理由は何であれ、特に身体の接触を伴う形の指導が特定の女子部員に集中し、嫌な思いをさせたことは事実であり、まずはお詫びをするべきであること、そして、誤解を招いたことを全部員に説明し、これからの指導において十分注意を払うよう強く注意を行った。だが実際に、顧問Xから当該部員に対する謝罪が行われたど

うかは不明であり、かつ顧問Xが全部員に説明したかなどの確認は行われていない。

キ 管理職同士の情報共有と教育庁への報告

初動調査の時点で、校長Jは顧問Xへの対応について、当時の高体連空手道部専門部長と校長同士で相談している。しかし、教育庁への報告はなされていない。

8 顧問Xの評価

(1) ヒアリング調査

ヒアリング調査等による他者の顧問Xに対する評価は以下のとおりである。

ア 部員からの評価

[Redacted text block]

イ 教職員からの評価

[Redacted text block]

[Redacted text block]

ウ 管理職からの評価

[Redacted text block]

エ 空手関係者からの評価

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(2) 育成・評価記録書

また、顧問Xの本件高校在籍中における育成・評価記録書Ⅱ（評価書）では、以下のような評価がなされていた。

ア 役割達成評価及び資質能力評価

[Redacted text block]

上記のように、本件事案の発生前には高い評価がされていた。

イ 児童生徒指導等の所見等欄

児童生徒指導等の所見等欄には、

[Redacted text block]

空手部の実績を

顧問Xの生徒育成への貢献によるものであると高く評価している。

この点、沖縄県教職員評価システムにおいて、2016（平成28）年度から「部活動指導」の扱いが変更されており、県教委は、「教職員評価システム（人事評価制度）の概要」において、「旧評価システムでは、主幹教諭の職務区分項目『○校務分掌・職員の指導助言・育成』及び教諭の職務区分項目『○学級経営・校務分掌』において、『部活動指導』が設定されていましたが、新たな評価システムでは、『部活動指導』については、資質能力評価の『生徒指導等』の項目において、学習指導要領における部活動の意義や留意点を踏まえて評価します。

また、設定する目標は、各職務区分において被評価者の主な業務について1つ設定するので、主幹教諭及び教諭の場合、通常は、学級経営または校務分掌についての目標設定になります。したがって、新たな評価システムにおいては、『部活動指導』に関する具体的な目標は設定しません。」と説明している。

第4 本件高校の体制等について（本件事案発生前）

1 文武両道を掲げる校風

本件高校は、「自由・平和・叡智」を校訓として掲げ、目指す学校像のひとつに「保護者や地域から信頼厚く、文武に躍動、生徒希望進路実現に邁進する活力ある場」を挙げている。そして、本件事案発生当時の校長も学校運営方針のひとつに、「文武躍動（学習、部、生徒会、文化活動等活性化）による、生徒・教職員・保護者一体の教育目標具現化」を掲げ、本件高校のホームページにも、「勉学及びスポーツに力を注ぎ『文武両道』をモットーとしています。」と記載するなど、本件高校は、学校の目標・指針として、対内的にも対外的にも文武両道を明示していた。

そして、本件高校は、2011（平成23）年度から2023（令和5）年度までの県高校総体13連覇を含め、これまでに合計19回の総合優勝を達成している¹⁴。

¹⁴ 県高体連及び県教委は、高校教育の一環として、高校生に広くスポーツ実践の機会を与え、技能向上とスポーツ精神の高揚を図り、心身共に健全な高校生を育成すると共に、高校生相互の親睦を図ることによって、本県体育・スポーツの振興に寄与することを主旨として、毎年度、県高校総体を実施している。そし

2 部活動に関する学校の体制

(1) 部活動の基本方針

本件高校は、部活動の基本方針として、生徒にとって望ましいスポーツ及び文化的環境を構築するという観点に立ち、①生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること、②生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むことを重視して、学校、地域、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すとしている。

そして、部活動の適切な運営のため、校長や部顧問の行うべき事項を定め、合理的でかつ効率的な活動の推進のため、校長、部顧問及び指導者には、「運動部活動における総合的なガイドライン」に則り、生徒の心身の管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底すること等が求められている（以上、本件高校HP「部活動に係る活動方針」）。

(2) 部活動に関する学校経営目標

ア 2019（令和元）年度

- ・「2時間部活なら2時間自主学習」の100日間継続を基本に、部活動顧問による生活・学習・進路指導を積極的に推進する。
- ・勤怠指導や部活動等の評価や実績を高めて目標進路実現の向上に努める。

イ 2020（令和2）年度

- ・HR担任、教科担任、部活動顧問の情報共有・連携強化による生活・学習・進路指導を積極的に推進する。
- ・勤怠指導や部活動等の評価や実績を高めて目標進路実現の向上に努める。

て、県高体連は、県高校総体における競技種目別の成績、学校別得点及び順位を集計し、男女別の順位、そして男女を合わせた総合得点により順位を決め、総合得点の高い学校を県高校総体の総合優勝校として表彰している。

(3) 部活動数、部員数等

ア 部活動数（同好会含む）及びその内訳（運動部・文化部）

令和元年度 46（運動部31、文化部15）

令和2年度 46（運動部32、文化部14）

イ 部員数及びその内訳（運動部・文化部）

令和元年度（令和元年12月31日時点）

729名（運動部519名、文化部156名）

令和2年度（令和2年2月12日時点。厳密には令和2年度ではない。）

734名（運動部515名、文化部219名）

注）1・2学年のみ、3学年は除く

注）兼部も含む

ウ 全校生徒に対する部活動加入率

令和元年度 92%

令和2年度 97%

なお、部加入者は延べ人数であり、正確な加入率は不明である。

部活動加入率に関する数値目標は特に設けていない。

(4) 部活動の休日及び活動時間

本件高校においては、部活動の休日及び活動時間については、下記のとおりの方針が示されていた（本件高校HP「部活動に係る活動方針」（平成31年4月1日策定・令和2年5月22日一部追記））。

記

- ・ 下校時間は、原則として午後5時とする。但し、指導教師がついている活動においては、午後7時25分までとし、8時には下校とする。
- ・ 定期考査の5日前から終了日の前日までは原則として活動を停止する。但し、試合・発表会前等の活動時間は、顧問がついている場合に限り、学習に支障のない範囲（2時間程度）で行うことができる。
- ・ 1日の活動時間は、平日2時間、休日4時間（準備・後片付を含む）程度とし、短時間で効率的・効果的な活動を行う。
- ・ 学期中は週に2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日以下「週末」という）少なくとも1日以上

を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える（原文ママ）。

・長期休業中の休養日の設定は学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(5) 新型コロナウイルスの影響下における部活動の制限

新型コロナウイルスの影響下における部活動については、県教委の方針に従い制限を行っていた。部活動の制限に関する保護者への告知は、文書で行い、保護者に制限下で生徒が部活動に参加することへの承諾書を提出させていた。

(6) 部活動特別推薦制度について

ア 部活動特別推薦制度による入学定員

本件高校においては、入学定員（360名）に対し、推薦入学枠を25%（90名）以内とし、入学定員から推薦入学内定者数を差し引いた人数を一般入学の募集定員としていた。推薦入学は、文化活動等一定の活動の実績につき自分を表現できることや、音楽・美術・書道等の芸術分野等の一定の分野で表現ができること等を出願要件とする一般推薦枠のほか、部活動特別推薦枠が設けられていた。部活動特別推薦枠は、入学定員の5%（2019（平成31・令和元）年度までは20名。2020（令和2）年度は18名）以内であった。

イ 出願要件

部活動特別推薦入学の出願要件は下記のとおりであった。

記

次に掲げる本校の部活動において、部活動を3年間継続する意思が明確であること。又、下記の部活動において優れた能力を発揮し得る素質を有する者。

男女空手道 男女駅伝 女子バレーボール ラグビーフットボール 男女卓球 女子ソフトボール 男女ハンドボール 男女バスケットボール 男女サッカー 野球 男女剣道 男女水泳 女子バドミントン 吹奏楽

(7) 保護者会の有無

本件高校空手部には保護者会は設置されていなかった。空手部員の保護者によると、生徒Aの母親が、顧問Xに対して保護者会

の設置を求めたところ、明確な理由は不明であるが、その設置を拒否されたとのことである。

なお、顧問Xは、当再調査委員会の書面調査において、「保護者から、空手部の保護者会を設置したいとの要望を行ったが、あなたに断られたとのこと。それは事実ですか。」との問いに対し「そういった話はありませんでした。」と回答しているが、原調査委員会の行った調査においては、保護者から保護者会の設置の要望があったこと及び顧問X自身、その設置に消極的だったことが確認されており、原調査委員会での説明とは異なる回答を行っている。

以上のとおり、過去に保護者から顧問Xに対して保護者会の設置を求めた形跡は見受けられるものの、設置がされなかった経緯や理由については、必ずしも明らかではない。

3 教師による生徒への暴言・暴力・ハラスメントに関する対応体制

(1) ハラスメント予防措置

本件高校において、2018（平成30年）度から2020（令和2）年度までの期間は、教師による暴力・暴言・ハラスメント防止に特化した校内研修は実施されていない。

本件高校は、教員を対象として人権問題等に関する研修（実施日：2018（平成30）年度は4月3日、2019（平成31・令和元）年度は4月2日、2020（令和2）年度は4月2日）や職員会議（2019（平成31・令和元）5月17日、同年9月13日）において、教師による暴力・暴言・ハラスメント防止に関しても取り上げている旨説明していたが、上記研修は、年度初頭に行われる服務規程研修であり、公務員の服務、義務、懲戒処分が主なテーマとなっている。また、上記職員会議で配布された資料は、いじめ防止や保護者との良好な関係構築に関するものであった。

なお、本件高校の当時の教員数は75名であるが、上記研修の出席者数及び出席率は記録がなく不明である。

(2) 生徒の悩みごとなどの相談対応体制

ア 校務分掌（保健カウンセリング）

本件高校においては、校務分掌において保健カウンセリングを設置し、教員1名をカウンセリング担当（教育相談係とも呼んでいる。）、養護教諭2名を保健担当として配置していた。

カウンセリング担当（教育相談係）の行う校務は、①教育相談、②学年・学級との連携、③特別支援教育に関すること、④相談室登校に関すること、⑤教育相談研修に関すること、⑥外部機関との連携等のほか、スクールカウンセラーと調整業務を行うことであった。

保健担当の行う校務は、①保健室の管理運営、②黒板・教卓・教壇の整備、③健康診断・健康管理に関すること、④健康相談活動、⑤救急処置及び救急体制に関すること、⑥日本スポーツ振興センターに関すること、⑦学校環境衛生管理に関すること、⑧感染症の予防に関すること、⑨保健指導・保健学習（講演会を含む）に関すること、⑩諸統計調査に関すること等であった。

イ スクールカウンセラーの配置

本件高校においては、保健カウンセリングとは別に、沖縄県から委託された臨床心理士等の資格を有するスクールカウンセラーが、おおむね月2回程度学校を訪問し、1回あたり4時間の枠を確保して、主に生徒を対象としてカウンセリングを実施している。

スクールカウンセラーの行う業務は、生徒の不登校及びいじめ、その他の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期対応を図るため、①生徒のカウンセリング、②教職員及び保護者に対し、生徒のために必要な助言及び援助に関すること、③生徒のカウンセリング等に関する情報の収集及び提供に関すること、④生徒のカウンセリング等に関し校長等が必要と認め指示した事項に関すること、⑤学級・学校の抱える諸課題に関し必要な助言及び援助に関すること、⑥生徒の生命・重大事態等にかかわる緊急派遣要請に関すること等である。

ウ 生徒からの相談に対する対応の手順

- ① 校務分掌に基づく保健カウンセリングについては、教員又は生徒本人から教育相談係に相談が持ち込まれていた。

なお、実際は教員を通じての相談がほとんどであり、生徒本人から直接相談がなされることはあまりなかった。

- ② スクールカウンセラーのカウンセリングを受ける場合は、ホームルーム担任や教頭、校長等において、カウンセラーへの相談が必要と判断した場合に教育相談係に連絡し、教育相談係

を通じて、スクールカウンセラーとの日程等調整を行うという手順で行われるのが通常であった。

カウンセリング実施後は、管理職や関係者へ報告し、今後の対応等について情報共有し、状況に応じ、職員会議でも情報共有を行っていたとのことである。

なお、生徒本人が直接スクールカウンセラーに対して、カウンセリングを申し込み・予約をするという方法は取られていなかった。

エ 相談記録の保管方法

教育相談係による手書きの資料、スクールカウンセラーによる概要の記録、管理職や担当に回覧した資料等の相談記録は、教育相談係が保管管理を行っている。なお、個人情報等の関係から、電子データとしては保存・管理は行っていない。

(3) 生徒のメンタルケアに関する各種啓発の案内状況

2020（令和2）年度、本件高校は、生徒に対し、下記の各種啓発の案内を行っている。

記

- ・コロナ休校における生徒アンケートの共有、こころとからだの相談窓口の案内（4月）
- ・こころとからだの相談窓口24時間こどもダイヤル、沖縄いのちの電話の案内（5月）
- ・親子電話相談案内カードを1年生へ配布（6月）
- ・教育相談便り：親子電話相談、24時間子供SOSダイヤル紹介（7月）
- ・教育相談便り：こころのLINEトーク案内、親子電話相談、24時間子供SOSダイヤル紹介（8月）
- ・教育相談便り：不安なときの対処法、こころのLINEトーク案内、親子電話相談、24時間子供SOSダイヤル紹介、性暴力ワンストップ支援センター案内（11月）
- ・チャイルドラインカード、人権の日、LGBT資料配付（12月）

(4) 教師による不適切な指導事案が発生した場合の対応

2023（令和5）年4月、当再調査委員会は、本件高校に対して、①教師の指導方法等が問題とされた場合、どのような調査

を行ったか、②調査を踏まえて教師に問題があるとされた場合、当該教師への指導はどのように行っていたか（誰が、どのような方法で）、③教師の指導方法等が問題とされた場合、その情報はどの範囲で共有されるか（全教員・生徒と関係のある教員まで・管理職のみ）、④情報共有の範囲はどのような基準に基づいて判断しているかという質問を行った。これに対し、本件高校は、「教師の指導方法が問題とされたケース（記録）が見当たらず、お答えできません。」と回答している。

この点について、本件事案発生時の校長Jによると教師の指導方法が問題とされた場合、情報の共有範囲、共有する情報の内容は、ケース・バイ・ケースで判断しており、特に基準は設けていないとのことであった。

4 生徒に対する指導方針

(1) 生徒指導部の基本方針

学校要覧によれば、本件高校における生徒指導を中心的に担う「生徒指導部」が管轄するのは「生徒指導」と「生徒会・部活動」であるが、そのうち「生徒指導」の基本方針は下記のとおりである。

記

- (1) 基本方針・・・「心に訴え、心を育む温かい指導」。
- ①教職員の共通理解・共通実践の深化と生徒指導体制の充実。
 - ②「時を守り、場を清め、礼を正す」をスローガンにその場指導の徹底を図る。
 - ③規範意識の向上と懲戒指導の効果的運用。
 - ④家庭・各学校間・地域社会および関係機関・団体等との協働体制の確立。
- (2) 努力目標
- ①ホームルームや学年会との密な連携。
 - ②基本的な生活態度・マナー・集団行動の指導（時間のめじめ）。
 - ③校内外における安全指導。
 - ④所持品の自己管理（教室施錠の徹底）。
 - ⑤服装容儀の指導。
 - ⑥交通安全・アルバイトの指導。
 - ⑦生徒会活動・部活動の活性化。

- ⑧携帯電話使用マナーの指導。
- ⑨SNS関連の事件・事故・誹謗中傷の防止。
- ⑩いじめ等の防止啓発。

文部科学省によれば、生徒指導とは「一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動」（文部科学省『生徒指導提要』平成22年3月。本件事案発生前の記述を引用。）であり、その対象はすべての児童生徒のほずであるが、本校において「生徒指導」は問題行動のある生徒に対する事前・事後指導を一義的に指すものである。

(2) 生徒指導に関わる全校的組織の不在

本件高校において「生徒指導」を中心的に担うのは生徒指導部（生徒指導主任1名、各学年の教諭1名、計4名）である。

生徒指導に関わる委員会（「生徒指導検討」）は「体育祭・学園祭」、「卒業式企画」、「入試（推薦選抜審査）企画」等と並んで、必要に応じて設置する臨時委員会として定められている（なお、学校要覧においては当該委員会の構成員は掲載されていない）。

臨時委員会がいつ、また、誰の判断で設置されるかということも含め、本件高校の生徒指導は、全校的なものではなく、生徒指導部の教員が、問題行動への指導という形で担っていたものと推測される。

(3) 生徒心得（校則）とゼロ・トレランス的指導

本件高校においては、いわゆる校則として、「生徒心得」（職員必携、第二部内規、V「生徒の生活指導に関する規則」、3）が定められている。

そして、生徒心得に対する違反や問題行動を起こした生徒への指導において、イエローカード制を導入し、以下のような定めがなされている。

「下記の項目に該当する者は、その場指導を行い、イエローカードを発行する。その場で生徒自身にイエローカードを記入させ、「生徒用」は生徒へ渡し「生徒指導控え」を専用BOX（職員室の生徒指導部の机）へ入れる。（ママ）ところまでをお願いします。翌日担任を通じ生徒指導で指導する。」

さらには、「イエローカード指導記録簿」として下記のように段階的に罰則を強化するやり方を提示している。

記

- | |
|-----------------------------|
| 1回目：注意 |
| 2回目：反省文 |
| 3回目：日記指導（5日間）【保護者呼び出し・教頭面談】 |
| 4回目：訓告 |
| 5回目：停学 |
| 6回目以降は懲戒規程に準ずる。 |

このイエローカード制は、違反行為の回数に応じて段階的に重い処分を厳格に課していくものであり、いわゆる不寛容な生徒指導（ゼロ・トレランス的指導方法）と呼ばれるものである（第6の6（5）にて後述する）。

この方式は、厳格な懲罰体系が学校側によってあらかじめ一方的に決められているものであり、生徒の側からすれば教職員に対して協議を持ちかけたり、異議申し立てしようにも、それができず、他方で、教職員側からすれば、個別具体的な事情を考慮することなく、違反行為について粛々と処分をすることが可能となっている。

本調査委員会が行ったヒアリングにおいて、本件高校の教職員からは、生徒たちは「大人っぽい。」「よい子たち。」という肯定的な評価が何度も聞かれたが、生徒たちは、こうした方式のもとで、教職員に対して自由に意見を表すことができずに過ごしていた可能性もあると思われる。このような生徒指導の方式は、その運用次第によって、生徒指導の根幹である「生徒理解」を大きく損なうおそれがあるものである。

第5 県教委の体制等について（本件事案発生前）

1 教職員の人権感覚醸成のための取組等について

（1）人権ガイドブック

県教委は、2000（平成12）年2月に、教職員のための研修資料として「信頼される教職員を目指して一人権ガイドブック」を作成した。同ガイドブックの人権の項目には、人権の意義、人権感覚を身につける重要性、人権教育の必要性等が記載されていたが、資料編を除く3つの項目の順番は、「Ⅰ教師としての使命感」、「Ⅱ教職員の服務」、「Ⅲ人権」となっており、「人権」は最後の3番目の項目となっていた。2007（平成19）年の改訂により、「人権」は一番最初の項目に挙げられたが、「子どもの権利条約」に関する記載はなかった。

(2) 児童生徒の呼称

県教委は、2018年（平成30年）の『問い』が生まれる授業サポートガイド』の発行以来、他者を尊重する意識の第一歩として児童生徒の「さん」付けを呼びかけている。

なお、本件事件発生後に改訂された「令和4年度～『問い』が生まれる授業サポートガイド』には、「互いを尊重する風土や『TPO』に応じた言葉の使い分けのできる児童生徒の育成を図るためには、教師が児童生徒にとって最大のお手本であることを自覚し、教師が子供の呼び名に『さん』付けをするなど、適切な言語環境を整えていく必要があります。また、児童会・生徒会が主体となった『ふわふわ言葉』の奨励や、『思ったこと』『考えていること』などを相手を（ママ）思いやり安心して伝え合うことのできる支持的風土のある学校づくりに取り組むことで、他者を尊重する意識の第一歩につながります。」と記され、悪い授業として「教師が児童生徒の名前を呼び捨てにするなど、人権意識に配慮が足りないことがある」ことが例示されている。

2 暴力・暴言・ハラスメントについての研修

(1) ガイドライン等の周知

県教委は、毎年4月に「運動部活動等における望ましい指導在り方について」を発出し、県立学校及び市町村教育委員会に対し、「運動部活動での指導のガイドライン（文部科学省）」、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）」、「運動部活動の在り方に関する指針（沖縄県教育委員会）」等、各ガイドラインを周知している。

(2) 研修

県教委は、毎年度、以下のとおり各種研修会を開催し、部活等における望ましい指導の在り方等について研修を実施している。下記において県教委の回答書を引用する。

記

ア 県立高等学校保健体育科主任等研究協議会

① 年度毎の実施回数 2回

② 実施年月日

【2018（平成30）年度】

(i) 4月25日、(ii) 9月12～14日

【2019（平成31・令和元）年度】

- (i) 4月24日、(ii) 9月4日、
(iii) 12月19、20日

【2020（令和2）年度】

- (i) 新型コロナウイルスの影響のため中止、
(ii) 9月10日

③ 実施内容

【各回共通】学校保健体育教育全般に係る行政説明

- ・新学習指導要領について
- ・観点別評価の具体的取組
- ・運動部の活動の充実と適正化

【2018（平成30）年度】

「学力と体力の相関性について」（琉球大学准教授）

【2019（平成31・令和元）年度】

「アスリート女性の今も未来も健やかに～保健体育教師に求められる役割」（●●クリニック・院長）

【2020（令和2）年度】

「生涯にわたり、仲間と共に主体的にスポーツに親しむ
資質・能力を育む体育学習の工夫」

（体育・スポーツ推進校 ○高校・△教諭）

「空手道における武道の精神に取り組む態度の育成」

（空手道指導推進校 本件高校・顧問Xが講師）

④ 対象者

県立高等学校（全日制・定時制・通信制）の保健体育主任、
沖縄県高等学校保健体育研究会常任理事（運営委員）

⑤ 出席者数（*）

【2019（平成31・令和元）年度】

- (i) 69名、(ii) 不明

【2020（令和2）年度】

- (i) 新型コロナウイルスの影響のため中止、(ii) 69名

* なお、悉皆研修のため、体調不良者等を除き、対象者は全員参加していると思われるとの付記説明があった。

イ 運動部活動指導者及び外部指導者研修会

- ① 年度毎の実施回数 1回
- ② 実施年月日
【2018（平成30）年度】6月24日
【2019（平成31・令和元）年度】5月12日
【2020（令和2）年度】
新型コロナウイルスの影響のため中止
- ③ 実施内容
【共通】部活動の課題等に関する行政説明
【2018（平成30）年度】
「学力向上と競技力向上を目指す運動部活動」
（県保健体育科健康体育班指導主事〇〇）
「将来を見据えた運動部活動」（講義）
「将来を見据えたトレーニング」（実技）
（以上、一般社団法人●●）
【2019（平成31・令和元）年度】不明
【2020（令和2）年度】
新型コロナウイルスの影響のため中止
- ④ 対象者
運動部活動の指導教員（部活動顧問）・外部指導者（各学校長が認めた指導者）、市町村の部活動指導員、及び県立中・高等学校の部活動指導員、小学校、中学校、高等学校（国立、私立を含む）の体育担当・部活動主任等、必要に応じて各学校の管理職、各市町村教育委員会・各教育事務所・県立総合教育センターの指導主事、スポーツ少年団の監督・コーチ、保護者等
- ⑤ 出席数（*）
【2018（平成30）年度】109名
【2019（平成31・令和元）年度】106名
【2020（令和2）年度】
新型コロナウイルスの影響のため中止

* なお、当再調査委員会から県教委に対し、出席率について質問したが、「出席者について資料がなく不明」との回答であった。

ウ 県立学校運動部活動指導員研修会

- ① 年度毎の実施回数 1回

- ② 実施年月日
 【2019（平成31・令和元）年度】
 9月29日、12月19日、12月24日
 【2020（令和2）年度】
 令和3年1月16日
- ③ 実施内容
 部活動指導員制度等に関する行政説明（適切な部活動の在り方等に関する講義）
- ④ 対象者
 県立学校の運動部活動指導員
- ⑤ 出席数（出席率*）
 【2019（平成31・令和元）年度】不明
 【2020（令和2）年度】不明
 注）部活動指導員の配置は2019（平成31・令和元）年度より。

* 当再調査委員会から教育庁に対し、出席率について質問したが、「出席率については不明」との回答であった。

3 部活動等の相談窓口

(1) 教育庁内においては、運動部活動については教育庁保健体育課（以下「保健体育課」という。）、文化部活動については教育庁文化財課（以下「文化財課」という。）が相談窓口となっている。

(2) 相談窓口の周知

本件事案前に、相談窓口の周知についての取組は明らかでないが、本件事案後には、以下のように取り組まれている。

- ・ 県教委から各学校、関係団体等への「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」の周知依頼の際に生徒・保護者への周知も依頼。
- ・ 県広報誌での掲載

(3) 相談件数

保健体育課への相談は、本件事案発生前の年度は不明である。なお、2021（令和3）年度9件、2022（令和4）年度17件となっている。

4 教職員のスマホ・SNSの利用について

(1) 通知

2019（令和元）年12月4日、県立高校教職員が自ら顧を務める部活動の女子部員に対して太ももなどを触るマッサージを複数回行ったたり、不適切な内容のLINEメッセージを複数回送信した等の信用失墜行為により懲戒処分を行ったことを契機として、教職員の綱紀粛正と服務規律を徹底するよう各県立学校校長に通知を行った。

具体的には、運動部活動の指導上身体接触を伴う行為を行う際は、その必要性、適切さに留意するほか、教職員が児童生徒と連絡を行う際は、原則として学校の電話を使用し、職員私用の携帯電話やメールを使用しないこと。やむを得ずメール等を使用する場合は、CC等を利用するなどして管理者が連絡内容等を把握できるようにすること。また携帯電話等のメール、ソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）等を児童生徒との私的な連絡の手段として使用しないよう求めるものであった。

(2) 研修等

前記（1）の通知発出後、学校人事課は、2020（令和2）年度において、各地区小中学校校長研修会、県立学校校長研修会、県立学校初任者等研修会、県立学校臨時的任用職員等研修会等の各研修会において、服務規律確保のため、SNSの利用について研修を行っていた。もっとも、児童生徒との間のSNSの私的な利用制限は、わいせつ行為を防止するという点に主眼がおかれていた。

5 自殺対策について

(1) 沖縄県の取組

沖縄県は、自殺対策を支える人材の育成として、学校関係は、県立総合精神保健福祉センター、教育庁県立学校教育課（以下「県立学校教育課」という。）、同義務教育課、同保健体育課等において、「児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員や、学生相談に関わる大学等の教職員に対し、SOSの出し方教育、子どものSOSへの大人の対応についての研修等を行い、理解を促進」することを目指している。

また、命の大切さを実感できる教育のほか、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）、心の健康保持に係

る教育を推進するとともに、児童生徒の生きることの促進要因を増やすための取組（健康づくり副読本「こころのタネ」の活用、SOSの出し方に関する教育の推進）を行っている。

(2) 相談体制

- ア 沖縄県生活福祉部青少年・子ども家庭課では、「沖縄県のこどもとおとなのLINE相談（ククルーム）」を設置し、LINEチャットで相談が受けられる体制を整えている。
- イ 沖縄県は24時間子どもSOSダイヤルの窓口として、県立総合教育センター内に教育相談室を設置しており、電話のほか、SNSや対面での相談も受け付けている（文部科学省HP）。
- ウ 県教委のさまざまな文書で法務省の設置する「子どもの人権110番」を紹介している。
- エ 教育庁生涯学習振興課において、親子電話相談室を設けている。
- オ 自殺対策に関しては、沖縄県HPでは、保健医療部地域保健課精神保健班において、生きる支援の相談窓口として、「沖縄いのちの電話」「こころの電話相談」「こころの健康相談統一ダイヤル」「まもろうよこころ」等、外部サイトのリンクや連絡先などを掲示している。

第6 生徒Aの自死の原因に関する考察

1 生徒Aの死が自死であること

生徒Aは、2021（令和3）年1月29日、XXXXXXXXXXから落下し、同月30日に死亡した。

本件現場は、転落防止用の柵が設置されており、生徒Aがランニングコースで利用していた経路上にあり、走り慣れた道であること等からすると、誤って転落したとは考えがたい。

また、生徒Aは、自死当日、部活動には参加せず、一人で帰宅している。そして、自宅のゴミ箱には、「XXXXXXXXXX」と書かれた紙や「XXXX」と書かれた紙（途中で止めたと思われる）が、くしゃくしゃにされた状態で捨てられていた。また、XXXXXXXXXXから飛び降りた際に着用していたズボンのポケットから「XXXXXXXXXX」と記載されたメモが発見されている。これらのメモは、生徒Aが自死を選択したことを推認させるものであり、いわゆる遺書と評価し得るものである。

したがって、生徒Aの死亡は、自死であると認定するのが相当である。

2 自死の原因の特定方法について

この項においては、自死に至るまで心理状態について述べた上で、生徒Aにおいて自ら自死の原因を外部に表明している事実がなかったか、仮に生徒Aによる自死の原因の外部への表明がない場合、自死の原因をどのように特定していったのかを順に述べる。

(1) 自死に至るまでの心理状態について

自殺に追い込まれる人の共通の心理として、①極度の孤立感（現実には周りから多くの救いの手が差し伸べられているにもかかわらず、この世の中では自分は一人きりであり、誰も助けしてくれるはずはないという、深い孤独を感じ、それに耐えられなくなっている状況）、②無価値感（「生きるに値しない」「皆に迷惑ばかりかけている」「私などいない方が皆が幸せだ」という感情）、③強度の怒り（窮状をもたらした他者や社会に対して強怒りを感じていたのが、何らかのきっかけで、それが自己に向けられると、急激に自殺の危険が高まりかねない。他者に対する強烈な怒りはしばしば自分自身に対して向けられる怒りにもなる。）、④窮状が永遠に続くという確信（今、自分がおかれている絶望的な状況に対して何も解決策もないし、どんなに努力をしたところで、それは報われず、この窮状が永遠に続いていくという確信）⑤心理的視野狭窄（自殺以外の他の解決策が一切思い浮かばない状態）、⑥諦め、⑦全能の幻想（「自殺は自分が今できる唯一残された行為だ」「自殺によってすべてが変えられる」と考える心理）等が指摘されている（高橋祥友『自殺の危険 [第4版] 臨床的評価と危機介入』2022年2月20日21頁以降）。

生徒Aが自死を選択するに至ったときの心理状態については、遺書や自死前の本人の発言等において明確になっていれば別だが、そのような本人の内面の心理状態が外部に明示的に表出されていなければ、不明であるといわざるを得ない。もっとも、生徒Aが、自死を選択するに至った時点において、その程度の差はあれども、上記の心理状態は複合的に形成されるに至っていたと思われる。

(2) 生徒Aによる自死の原因の外部への明示の有無

ア 遺書

上記のとおり、本件では、生徒Aが作成した遺書と評価し得るメモが残されている。

しかしながら、これらのメモには、自死の原因や動機について全く触れられておらず、これらのメモから自死の原因を一義的に特定することは困難である。

イ スマートフォンの解析結果・生徒Aに近い方の証言

第2の2(3)カのとおり、生徒Aのスマートフォン解析結果からは自死に至るまでの心理状態がうかがわれる情報が得られなかった。

また、生徒Aは、自死に至るまで、両親や常日頃行動を共にしていた空手部員(同級生・後輩ら)に対して、自死について言及したり、あるいは自死をほのめかしたりするようなことはなく、自死当日も、ホームルーム担任、教科担任、教科の先生、クラスメイトや空手部員らも、生徒Aから自死の予兆をうかがうことはできなかったようである。

ウ 上記のとおり、当再調査委員会の調査において、生徒Aが自ら自死の原因を外部に明示していた事実は確認できなかった。

(3) 自死原因特定の方針

自死直前の生徒Aの言動等から、自死の原因を一義的に特定することは困難である。そこで、当再調査委員会は、第3から第5において認定した事実から、以下の方針にもとづいて生徒Aの自死の原因をaからcの順に分析的に特定していくこととした。

- a : 「生徒Aの自死に関連することがうかがえる要因」を検討する。自死の原因となりうる事情を広く拾い上げるためである。
- b : それらの要因のうち、「生徒Aの自死と強い関連性があると言える要因」を抽出し、評価を行う。自死との関連性が強いものに絞り、より深く検討するためである。
- c : 認定された事実をもとにして、「生徒Aを自死に至らしめた直接のきっかけとなる出来事があったのか。その出来事は何か。」を検討する。

3 a : 「生徒Aの自死に関連することがうかがえる要因」の検討1－危険因子ごとのアプローチ

(1) 総論

一般論として、自死の危険因子として、①自殺未遂歴、②精神障害の既往（気分障害、物質関連障害、統合失調症、行為障害、発達障害等）、③サポート不足、④性別（自殺既遂者 男性＞女性）、⑤年齢（40、50、60代が多い）、⑥性格（未熟・依存的、衝動的、完璧主義、孤立・抑うつ的、反社会的）、⑦喪失体験（病気や怪我、業績不振、予想外の失敗）、⑧他者の死の影響、⑨群発自殺・メディアの影響（青年期の自殺既遂は有意に伝染や模倣のメカニズムが見られる）、⑩事故傾性（自殺に先行して自己の安全や健康を守れなくなるような現象）、⑪児童虐待等が挙げられている（前掲の高橋祥友。49から62頁）。

以下、本件においても、まず、これらの危険因子が存在したのか否かを検討する。

(2) 自殺未遂歴 (①)

生徒Aは、本件自死に至るまで、自殺未遂ないし故意の自傷行為を行ったことはなかった。

(3) 精神障害の既往 (②)

生徒Aは、本件自死に至るまで、精神科や心療内科を受診したことはなく、特定の精神障害であると診断されたこともない。また、日常生活においても、精神障害をうかがわせるような言動もなく、精神障害の既往はなかった。

(4) サポート不足及び援助希求能力の乏しさ (③)

ア サポート不足について

本件高校では、生徒の悩みごとなどの相談対応体制として、上記のとおり保健カウンセリング（教育相談係）、スクールカウンセラーの配置、生徒のメンタルケアに関する各種啓発を案内しており、サポート体制は用意されていた。しかしながら、生徒が2年生2学期の「振り返り」の中で、部活動についての悩みを吐露していたにもかかわらず、相談対応体制の中でこの悩みをすくい上げることができなかったことからすると、十分に機能していたとまでは言えない（なお「振り返り」については第6の6（4）で述べる。）。

他方で、生徒Aは、小学校1年生から空手を習い始め、その兄や弟も一緒に空手道場に通っていたため、両親は、空手道場

への送迎や空手の大会への同行など、生徒Aを含む兄弟らの空手の活動を全面的にサポートしていた。また、 O氏には、2020（令和2）年9月の大会前に生徒A自身の辛い心情を素直に話すことができていた。

このような生徒Aとその両親や の関わり方を見る限り、本件高校のサポート不足の点は補われていたと言え、サポート不足により生徒Aが孤立を感じるまでの状況ではなかったと思われる。

イ 援助希求能力の乏しさについて

子ども・若者の場合、サポート不足だけでなく援助希求能力の乏しさも問題とされている。

この点、生徒Aは、上記の「振り返り」の中で部活動についての悩みを吐露したり、小学校時代からの空手指導者に相談したりしていたことが認められることから、援助希求能力は本来、備わっていたと評価できる。

ウ 以上から、一般的な自死の危険因子のひとつとされるサポート不足や援助希求能力の乏しさという問題が本件における自死の要因となったとは判断しがたい。

(5) 性格（未熟・依存的、衝動的、完璧主義、孤立・抑うつ的、反社会的）(6)

上記にあげられた性格的特徴を持つ者は、自殺行動を呈しやすいと言われているが、どのような性格であれ様々な条件が重なれば自死を選択する心理状態に至る可能性があるものであり、これらの性格的特徴を有することをもって自死の原因と判断することは困難である。

両親、教職員、友人らからのヒアリングによると、生徒Aは衝動的、完璧主義、孤立・抑うつ的、反社会的などの性格的特徴はうかがえなかった。なお、生徒Aは、10代の男子であり、その年齢からは、多かれ少なかれ一般的に未熟・依存的な性格は誰にでもあてはまる余地があり、ことさらこの点を自死の原因のひとつであると判断することはできない。

(6) 喪失体験 (7)、他者の死の影響 (8)、群発自殺・メディアの影響 (9)、事故傾性 (10)、児童虐待 (11) 等

自殺の危険因子として指摘されている、その他の事項【喪失体験 (7)、他者の死の影響 (8)、群発自殺・メディアの影響 (9)、

事故傾性 (⑩)、児童虐待 (⑪)】等については、本件調査においては確認できなかった。

(7) 小括

本件において、危険因子ごとのアプローチからは、a : 「生徒Aの自死に関連することがうかがえる要因」は検出できなかった。

4 a : 「生徒Aの自死に関連することがうかがえる要因」の検討2 - 本件における個別事情からのアプローチ・総論 -

次に、本件の個別事情からA : 「生徒Aの自死に関連することがうかがえる要因」が認められないかについて、以下、検討する。

(1) 進路や学習面での不安

生徒Aは、中学時代から学力に関しては高い評価を得ておらず、両親もそのことは認識していた。

生徒Aは、将来は、学校の先生になることを希望しており、大学に進学する意思も有していた。2021(令和3)年1月12日の時点での進学ガイダンスワークシートによれば、小学校から長く取り組んできた空手を特技として活かし推薦制度を利用して大学への進学を希望していたことが認められる。

学習面においては、生徒A自身も不足していることを自覚していたと思われるものの、ことさらに深い悩みを抱いていたという事情はうかがわれない。

他方で、空手を特技として活かし推薦制度を利用した進学という観点からすると、学習面より空手をアピールポイントにすることとなる。生徒Aは、九州大会個人形で優勝し全国大会出場も決めた実績を確保できていた点は安心材料であったと思われる。しかし、全国大会を含めた今後の大会においてどのような成績を残せるかで、本件高校から推薦を受けられるかという不安な気持ちがあったとも考えられる。その場合に、学校推薦されるかどうかの判断に、顧問Xが大きな影響を与えることについて不安を抱いていた可能性もある。

以上から、生徒Aには、進路面で悩みがあった可能性はあり、進路に関する不安は、A : 「生徒Aの自死に関連することがうかがえる要因」となる。

(2) 本件高校入学後の生徒Aをめぐる人間関係

ア 空手部での人間関係

部活動における先輩、同級生、後輩との関係は、良好であり、問題となるような事実はうかがえなかった。

イ 部活動以外の人間関係

クラスメイトとの関係やP道場における人間関係においても、問題は認められなかった。

本件高校の顧問X以外の教職員との関係でも、問題となる関係は認められなかった。

ウ 家族との関係

生徒Aは、小学校時代から空手に熱中し、家族から全面的なサポートを得ており、父親・母親・兄弟との関係は良好であった。当再調査委員会の調査において、家族との関係で問題となるような事実は確認できなかった。

エ 顧問Xとの関係

生徒Aは高校に入学する以前から顧問Xと面識があり、本件高校に入学して空手部に入部した時点で、生徒Aは、他の部員よりも顧問Xから頼み事などをされやすい関係にあった。そして2020（令和2）年6月に生徒Aがキャプテンとなったことで、これまで以上に部活動に関する事項を指示・依頼される機会が増えるとともに、キャプテンとしての資質や責任を問われる言動も増えていった。

本件事案においては、顧問Xの生徒Aに対する数々の理不尽な言動が関係者から指摘されており、顧問Xとの関係性は、「生徒Aの自死に関連することがうかがえる要因」といえるのであり、以下、顧問Xの言動等について別項目で検討する。

5 a : 「生徒Aの自死に関連することがうかがえる要因」の検討3－顧問Xとの関係について－

(1) 顧問Xの生徒Aに対するLINEメッセージ等からうかがえる両者の関係性

ア 顧問Xからの指示等

上記のとおり生徒Aと顧問Xは高校入学前から面識があり、1年生から1対1を含めたLINEでのやりとりがあった。

そして、2年生に進級した後、令和2年6月に空手部のLINEグループという公開の場で投票により空手部のキャプテンに選出された。このときに、顧問Xは、生徒Aを支持しておら

ず、生徒Aではなく別の部員にキャプテンを任せたいという意向を表明していた。

生徒Aは顧問Xに支持されていないなかであっても、実際にキャプテンとなったことで、これまで以上に部活動に関する事項を指示・依頼される機会が増えた。その方法は、第3の4(5)エに記載したとおり、口頭だけでなくLINEや電話などを利用し¹⁵、しかも早朝から深夜1時近くにわたる連絡や、すでに生徒Aから報告済みの事項を重ねて求める指示・依頼も認められた。

LINEの履歴からも分かるとおり、生徒Aは、こういった顧問Xからの連絡や指示・依頼に対し、細かく対応していた。遺族によると、生徒Aは、顧問Xから連絡があったときに、すぐ対応できるよう自宅でも常にイヤフォンを装着し、スマートフォンを手放せない状態にあったようである。

以下、顧問Xが生徒Aに、いつ、どのような連絡をし、どのような指示を出していたのか、LINEのやり取りを確認し(イからオ)、そこから顧問Xと生徒Aの関係性について検討を加える(カ)。

イ 他の部員の問題について顧問Xが生徒Aを叱責していること

① 他の生徒の遅刻や欠席

第3の4(5)に記載したとおり、2020(令和2)年4月から本件高校に入学する予定であった生徒らも、入学前から空手部の部活動に参加していた。この部活動への参加の経緯は不明であるが、顧問Xは、当該生徒らの遅刻や欠席を生徒Aの責任であるとして生徒Aを叱っていたようであり、生徒Aは、このような理不尽な指導から免れるため、当該生徒らに部活動へ時間どおりに参加することを促していた。

② 同級生部員の退部騒ぎ

2020(令和2)年9月の同級生部員退部騒ぎ(同級生部員は、部員に対しては退部宣言をしていたものの顧問Xには退部の意思を表明せず部活動を休んでいた。)について、第3の5(10)に記載したとおり、同級生部員が部活動を休

¹⁵第5の3(1)でも述べたが、顧問Xが個人のスマートフォンを使って生徒AにLINEや電話で連絡をとること自体が禁止されている。

んでいることを、顧問Xは、生徒Aの責任であるとしていたことがうかがわれる。

③ 小括

部活動において、先輩は後輩との関係で、競技の技術力だけでなく部活動に臨む姿勢などにおいても模範となるような言動が求められたり、キャプテンは全部員との関係でリーダーシップが求められる場面もあるとはいえよう。しかしながら、そもそも、上記の他の部員の部活動の遅刻・欠席・退部は、当該部員個人の問題である。個人の問題について先輩である、あるいは、キャプテンであるという理由で一方向的に生徒Aに責任を問うことは、部活動指導者として本来自ら行うべき指導を一人の生徒に押しつけ無用のストレスを与えるものであり、理不尽な指導方法であると言わざるを得ない。

ウ 顧問Xが生徒Aを都合よく一方向的に利用していること

① 部員の基本情報に関する集約の指示

前記第3の4(5)エ②ii iiiに記載したとおり、顧問Xは、生徒Aに対し、たびたび、大会出場に必要な書類作成にかかわる部員全員の基本情報(生年月日、年齢)を集約して報告するように求めることがあった。基本情報の集約は、事務作業の効率性の観点から、合理的な範囲で部員に行わせることもありうると思われるが、大会出場に必要な書類は、本来部顧問が作成するものであり、それに必要な情報は、顧問Xが自ら集約作業を行うべきものである。

顧問Xは、生徒Aに対し、部員全員の基本情報の集約作業を、2020(令和2)年8月、9月、10月、2021(令和3)年1月の合計4回、行わせている。顧問Xは、8月の集約作業によって部員の生年月日情報は既に得ていたにもかかわらず、その後も、生年月日の集約作業を指示したり、全日本空手道連盟の会員番号も10月の集約作業によって得ていたにもかかわらず、その後もその情報が必要となったときに、生徒Aに集約作業を指示していた。

このように顧問Xは、最初の集約作業により得た、部員の生年月日や年齢という基本的な情報さえも自ら管理しておらず、自らが必要としたときに、何の遠慮もなく生徒Aに部員に関する情報集約を求めていたものであり、他方で、生徒Aは、同じ作業を要求されても、以前に集約したことさえも指

摘できず言われるがままに対応していたことから、生徒Aは顧問Xに意見を言うことが困難な関係にあったことがうかがえる。

② 保護者承諾書作成のための印鑑購入指示

第3の4(5)②ivに記載したとおり、顧問Xは、2020(令和2)年11月18日8時8分に、生徒Aに対し、昼までに部員5人分の保護者承諾書を集めて持参するようLINEメッセージで指示をした。生徒Aは、部員たちが印鑑を持っていないためその日の提出は難しいと返信したが、顧問Xは、提出期限が今日中であるため100円均一ショップで、印鑑を購入してくるよう指示をした。本来、保護者承諾書は、それぞれの部員が、それぞれの保護者に作成してもらい、顧問Xに提出すべき書類である。期限までに保護者承諾書が集まらなかった理由は不明であるが、期限に間に合わせるために、生徒Aに対し、印鑑の購入を指示すること自体、非常に問題である。

③ 中学3年生の空手選手への勧誘の指示

第3の4(5)ウに記載したLINEのやり取りからは、顧問Xが、中学生を本件高校の空手部に勧誘するよう生徒Aに指示していたことがうかがえる。特に2020(令和2)年12月のLINEのやり取りでは、顧問Xは、本件高校に入学してもらいたい生徒を特定し、その生徒らとつながりのある部員を通じて、部活動特別推薦入学の申請をするよう伝言することまで、生徒Aに指示している。そもそもこのような選手の勧誘を部員に行わせること自体問題であるが、その点はさておくとしても、個々の生徒の進路に関わる重要な事項を、自ら空手部員に依頼するのではなく、生徒Aに指示して伝言させることは、他の空手部員とは異なる特別の負担を生徒Aに感じさせたものと思われる。

④ 小括

上記①から③のやり取りからは、顧問Xは、空手部の運営に関し、自分の都合に合わせて生徒Aに一方的に指示を出して利用していたことが見て取れるのであり、生徒Aに対する配慮や遠慮は感じられない。

エ 空手部全体のLINEグループにおける生徒Aの成績等を揶揄(やゆ)する投稿

本件高校の空手部では、顧問Xと部員全員がメンバーとなっている「新本件高校空手部」「本件高校空手」というLINEグループがある（第3の4（5）ア、イ）。

これらのLINEグループでのやり取りをみると、顧問Xは、部員全員が投稿を確認できることを認識しながらも、生徒Aについて「成績が悪い。」とたびたび指摘したり、「生徒Aは勉強やって!!お母さんに電話やるかな？」など母親を引き合いに出すなどして、生徒Aに勉強するよう促していた。

生徒の立場に立って考えた場合、学業成績は他人に知られたくないものであり（成績が悪ければなおさらである。）、後輩や女子部員も含む空手部員全員に知られたり、あるいは何度も指摘されたことは、生徒Aにとって苦痛であり不快感を抱いたことは想像に難くない。高校生の男子にとって母親を引き合いに出されることも非常に不快であったと思われる。

顧問Xが、このような投稿をたびたび行っていたことが、生徒Aの成績を心配して勉強を促す目的であったとしても、その手段として適切であったとは言いがたい。顧問Xのこの一連の投稿は、生徒Aへの配慮・遠慮に欠けており、その存在を軽んじていることが表れている。それでも生徒Aは、顧問Xのそのような投稿に異議を述べることなく、従順に「勉強します。」と返答していたことにも、顧問Xと生徒Aとの関係性が表れている。

オ 生徒Aの顧問Xへの対応頻度・時刻について

第3の4（5）エに記載した顧問Xと生徒AのLINEのやり取りを見ると、顧問Xからの生徒Aへの連絡が、部活動が終了し帰宅後の深夜や休日にもなされていることが分かる。また、上記顧問Xと部員全員のグループLINE上でも顧問Xが深夜23時以降に投稿した日は合計で41日もある。

さらに生徒Aは、部員の立場として顧問Xに自宅でのトレーニング動画や自習ノートの報告だけでなく、キャプテンの立場で部員を代表して返答をするなど重ねて、顧問Xからの投稿に対応しなければならなかった。

LINEなどを利用した顧問Xからの連絡は、生徒Aが、自宅や外出先においてもスマートフォンを通じてなされていた。生徒Aは、本来自由に過ごしリラックスできるはずのプライベート

トな時間・空間も、顧問Xによって緊張感のある時間・空間に変容されていた。

カ 以上から、顧問Xは生徒Aに対し、他の部員の問題について責任を問うたり（上記イ）、顧問Xは生徒Aを都合よく一方的に利用したり（上記ウ）、生徒Aの成績等を揶揄（やゆ）する投稿を行ったり（上記エ）、生徒Aのプライベートな時間・空間について尊重も配慮もしなかった（上記オ）ことが認められる。かかる顧問Xの言動からすると、顧問Xは、自らの都合で一方的に生徒Aに連絡を取ることに特に疑問も抱いておらず、生徒Aに対する配慮が欠けていたことが見て取れる。他方で、生徒Aは、顧問Xから自分を蔑ろにされる扱いをされても顧問Xに反論・反発できず、従順にその指示に従っていたことがうかがえる。

したがって、部活動の時間だけではなく、それ以外の日常生活においても生徒Aは、顧問Xから逃れられない状況にされていたのであって、生徒Aと顧問Xの間には単なる主従関係を越えた「支配的主従関係¹⁶」が形成されていたと評価すべきである。かかる関係から生徒Aは、常に緊張状態にさらされ、臨戦態勢にあるような状態におかれ「警戒的過覚醒状態」となっていた。

「警戒的過覚醒状態」とは、精神科医のJ. L. ハーマンが『心的外傷と回復』において虐待をうけている子どもの状態を表すために用いた概念である。「(虐待をうけている子どもは) つねに危険であるというこの風土に適応するためにはたえざる警戒的過覚醒状態 (constant alertness) が必要となる。虐待的な環境にある児童は攻撃を予告するサインを四方くまなくスキャンする法外な能力を発達させる。彼ら彼女らは虐待者の内的状態に対して精密な波長合わせをして生きる。表情、音声、身体言語の微妙な変化を、怒り、性欲の目ざめ、酔っぱらい、あるいは解離の信号として認知するすべを身に着ける」(J. L. ハーマン『心的外傷と回復 増補新版』みすず書房、2023年147頁)。日本体育大学の野井

¹⁶ そもそも顧問Xと部員の間には、一般的に指導者と指導を受ける者という主従関係があるが、本件では顧問Xと生徒Aの間に一般的な主従関係を越える支配的要素が認められることから「支配的主従関係」と表現した。

慎吾教授（教育生理学）は、現在の日本の子どもの心身の状態について、生理学的調査によって、虐待を受けていない日本の子どもも常に「臨戦態勢」にあるような緊張状態にあり、ハーマンの言う「警戒的過覚醒状態」とでも言うべき状態にあると指摘している（子どもの権利条約市民・NGOの会『国連子どもの権利条約と日本の子ども期』本の泉社、2020年、45から48頁）。

キ 小括

以上から、顧問Xとの人間関係については「支配的主従関係」が認められるものであり、このような関係性は「a：生徒Aの自死に関連することがうかがえる要因」と言える。そこで、このような関係性を前提とした顧問Xの空手部での指導について、さらに掘り下げて分析を行う。

(2) 顧問Xによる空手部での指導について

ア 顧問Xの部活動指導スタイル

- ① 部員からのヒアリングによれば、顧問Xは、学年ごとに厳しく指導・注意する部員をおいて、その部員への指導・注意を行うことを通じて、他の部員にもメッセージを伝えるという手法を用いていたことが認められる。
- ② そして、生徒Aは、空手部のキャプテンに就任したことで、顧問Xからより厳しく指導される部員として扱われた。例えば、新型コロナ下の夏休み練習の実施に際しても、生徒Aは、顧問Xとの口頭でのやり取りで、厳しい対応を受けたことが認められる。キャプテン就任を契機に、両者の「支配的主従関係」がより鮮明化した。

イ 顧問Xの言動及びこれによる生徒Aへの心理的影響

- ① また、生徒Aは、平素から「キャプテンやめれ。」、怪我を押しつけて出場した団体戦での敗戦をキャプテンである生徒Aだけの責任である、退部したとされる部員の退部原因がキャプテンにある等の暴言や理不尽な発言を受けていた。また、生徒Aは丸坊主にすることについて積極的でなかったが、顧問Xから継続的に、空手で成績を出すためには必要であるという指摘され、半強制的に丸坊主になる選択をさせられた。
- ② 他方で、生徒Aが個人形で県大会・九州大会で優勝する成

績をあげて、これ以上ない結果を残しても褒めるような発言はなく、むしろ「まぐれ。」などと否定的な発言をされていた。

また、キャプテンとして他の部員より多くの役割をつとめていた生徒Aに対して、これを慰労するような発言も認められなかった¹⁷。

それどころか、足の怪我の痛みを我慢して出場した2020（令和2）年10月の県新人戦の個人組手の準決勝では、生徒Aと本件高校の同級生の部員が対戦することになった際、善戦していた生徒Aに対して、顧問Xは「お前空気を読めよ。」という発言まで行っている。

- ③ 生徒Aにとっては、キャプテンを決める際に自分に投票しなかった顧問Xにキャプテンとして認めてもらえるよう頑張っていたものの、頑張っても顧問Xに褒められない、認められないという体験の中で、どう頑張ってもダメだという「学習性無力感」が形成されていったと考えられる。¹⁸

「学習性無力感」とは、M. E. P. セリグマンらが提唱した概念であり、「自らの行動によって嫌悪的な結果を除去または回避できない学習に基づいた無力感、すなわち、何をやっても無駄であるという感覚」である（金光義弘「Learned Helplessnessの理論の再考と展望」川崎医療福祉学会誌、1997年、7(1)、11から18頁）。これは抑うつ状態を引き起こすリスクファクターであると考えられている。

ウ 顧問Xの言動内容の特徴について

- ① 顧問Xと生徒Aの間で交わされたLINE・会話などのコ

¹⁷ 顧問Xは、自死直後の校長らからのヒアリングにて「普通は怒ったときその夜とかに電話したりして話をしていたんですけど、今回はそれをやっていなくて、それが原因なのかなといろいろ考えていました。」と回答し、厳しく接した後はフォローをしていたと述べている。「2020/6/14 さすが、キャプテン お疲れ様」という顧問XのLINE投稿以外に、学校人事課のヒアリングの際に顧問Xが作成・提出した生徒AとのLINE通話の内容や空手部員らの証言からも生徒Aをフォローしていたことをうかがわせる事実は確認できない。

¹⁸ 生徒Aは、キャプテンを選挙した際に顧問Xが別の候補者に投稿していたことを知っていた。

コミュニケーションの内容に着目すると、以下のような特徴が認められる。

例えば、第3の4(5)エ、5(8)に記載した新型コロナナ下における夏休み中の部活動に関するやり取りをみると、新型コロナ感染をおそれて部活動をやりたくないという生徒Aらの意向表明に対し、顧問Xから「(21:48)今からは生徒Aと相談して、やってください。女子は先生がちゃんと教えていきます」「(21:50)今からは生徒Aと相談して、やって下さい。女子は先生がちゃんと教えていきます。って言う事で頑張ってください」「(22:13)男子は勝手にやって良いですよ」「(22:16)ずっと夏休みやっていいですから」「(22:50)それでいいですねー」「(22:50)頑張ってください」と顧問Xと空手部員のグループLINE、生徒AのみへのLINEに投稿されている。

顧問Xの投稿は、言葉としては男子部員らに「(22:13)男子は勝手にやって良いですよ」、生徒Aのみに「(22:50)頑張ってください」というメッセージを送っているものの、言葉の裏にある本質的なメッセージは「勝手にするのであれば男子は指導しない」というものであり、「勝手にして良いと思っているのか」という実際に送られた言葉とは矛盾したメッセージが込められていることは明らかである。¹⁹さらに、男子は生徒Aと相談してやるように空手部員のグループLINEに(21:48)、そして、生徒Aのみに(21:50)と2度も同じ内容のメッセージを送っており、男子の指導を顧問Xがしなくなるのは生徒Aの責任であるかのような心理的なプレッシャーを生徒Aに与えようと意図していることがうかがわれる。

また、顧問Xは、生徒Aに対して、「キャプテンやめれ。」

¹⁹ 顧問Xは上記した投稿の直前のやり取りでは「19:57空手部は、練習やります」「20:15どうする?」「21:00やるのやらないの?」と投稿している。なお、本件高校の「部活動に係る活動指針」(2019(平成31)年4月1日策定)によれば、2(1)に「生徒の安全を確保できない場合、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する」とあることから、顧問Xによる新型コロナ下での部活動の提案自体が同指針に抵触しているおそれがある。

「部活やめれ。」との言葉を頻繁に投げかけていたことが認められる。この顧問Xの発言は、生徒Aがキャプテンという役割や部活動自体を辞めることを命令している。しかし、生徒Aにとっては本件高校に特別推薦制度を利用して入学していることもあり、キャプテンや部活動をたやすく辞められる心境にはなかったと推察される。よって、顧問Xによってキャプテンや部活動を辞めろという言語メッセージが送られたとしてもそれに応じることは難しく、顧問Xの機嫌を損ねないようにするため、顧問Xの意思に反しないような行動をすることを日常的に動機づけられていたと考えられる。しかしながら、顧問Xが生徒Aに対して何らかの不満を持つたびに「キャプテンやめれ。」「部活やめれ。」という言葉が繰り返されることで、生徒Aはキャプテンとしてうまくやれている確信を持たず、キャプテンとしての自信も持てずに「学習性無力感」を日々蓄積していった可能性が考えられる。

また、顧問Xは生徒Aが本件高校に特別推薦制度を利用して入学している上、生徒A自身が空手に熱心に取り組んでいることから生徒Aが空手部を辞めづらい状況にあることを認識していたのであるから、「キャプテンやめれ。」「部活やめれ。」という言葉が発信しながらも、真意としては「キャプテン・部活動のどちらも辞められないのだから、自分の期待に添うようにしろ。」というメッセージが込められていたと考えられる。そのように考えると、直接的に発されている言語メッセージと言葉の裏にある本質的なメッセージが矛盾したものになっているコミュニケーションが日常的に展開されていた可能性が考えられる。そのようなコミュニケーションが継続されていたとするなら、生徒Aにとっては、キャプテンとしての自信を持たない中で、キャプテン選出の際に自分に投票をしなかった顧問Xから「キャプテンやめれ。」「部活やめれ。」と言われることは、本当に辞めろと言われているのかもしれないと考えられるようになってもお不思議ではない。キャプテンや部活動を辞められないという気持ちを持ちながら、顧問Xに本当に辞めろと言われているのか、そうでないのかという不明瞭さのなかで混乱を深めていったと考えられる。

- ② 上記のように、メッセージの中に、対立・矛盾するような

内容が含まれている場合、受け取る側の生徒Aとしては、どちらのメッセージに従ったとしてももう一方のメッセージを裏切らざるをえないという状況におかれ、その場面から逃れることもできない。このような状況を「ダブルバインド（二重拘束）」という。

ダブルバインド（二重拘束）とは「コミュニケーションの病理で、表出されるメッセージとそれに対立し矛盾するメッセージが同時に伝達され、受け取った側が一貫した満足のいく方法で行動できなくなること」（平木典子『新版心理学辞典』平凡社、1981年、98頁）である。また、「対人関係の中で、あることを言葉でいわれながら、非言語的にはまったく違ったメッセージが送られることがあるが、そのことを指摘してはならず、しかもその場面から逃れることもできない、という状況におかれる日常的に繰り返されるコミュニケーションのパターン」（恩田彰編『臨床心理学辞典』八千代出版、1999年、348頁）と指摘されている。

このような「ダブルバインド」を生じさせるメッセージは、対立・矛盾するような内容が含まれているため、受け手としては奇異な情報として受け取りがたいものとして知覚され、次に納得のいく理由を見つけるために因果的思考が行われるが、メッセージ自体が不整合であるため思考の葛藤が生じ、情緒面で混乱し不安を抱き、否定的な感情が生じる²⁰。

「ダブルバインド」を生じさせるメッセージが繰り返されると、受けた側は、混乱して身動きがとれなくなり、物事を論理的に判断する能力が麻痺させられてしまう。生徒Aは、顧問Xから夏休み中の部活動についての上記やり取りだけでなく、繰り返し「キャプテンやめれ。」「部活やめれ。」と投げかけられていたのであるから、そのたびに物事を論理的に判断する能力が麻痺させられ、ストレスが積み重なっていったものと考えられる。

エ 小括

生徒Aは、小さいころから優しい性格で、相手の気持ちを慮り周りの人間に気遣いをするような人間性を有しており、空手

²⁰ 青木みのり『二重拘束的コミュニケーションが情報処理および情動に与える影響』教育心理学研究（1993年）第41巻第1号

を始めてから目上の指導者・先輩には敬意をもって丁寧に接していた。

キャプテン就任により顧問Xとの間に「支配的主従関係」が形成され「警戒的過覚醒状態」にあるなかでも、生徒Aは顧問Xに逆らうことはせずに、怪我を押して大会に出場したり、意に添わない丸坊主にしたりするなどしていた。にもかかわらず、顧問Xから褒められることなく否定的なメッセージを受け続け、独立の人格をもつ存在として尊重されていなかった。生徒Aにとって、どんなに頑張っても認めてもらえないという「学習性無力感」は相当大きなものであったと考えられる。

そして、顧問Xから生徒Aへの指示は、「ダブルバインド」を生じさせるメッセージが継続的に繰り返し行われていた可能性があることも前述のとおりであり、そのたびに物事を論理的に判断する能力が麻痺させられ、生徒Aは顧問Xからのメッセージをどのように処理すれば良いか分からず身動きがとれない状況にされた。

まっすぐに責任感の強く真面目で優しい性格の生徒Aは、顧問Xの理不尽な言動や要求を受け流すことができず、ストレスが積み重なっていき、顧問Xの存在自体が大きなストレスになり、顧問Xの顔色をうかがいながら部活動に取り組むこととなった。

生徒Aは、ずっと楽しみながら取り組んできた空手という競技そのものを楽しむことができなくなり、徐々に、空手に対する熱意が冷めていった側面があったと思われる。

他方、全国大会出場も決まっておき、空手から離れることもできない環境下におかれた。

したがって、顧問Xによる生徒Aに対する一連の部活動指導、特にキャプテン就任後の指導は、「a：生徒Aの自死に関連することがうかがえる要因」と評価できる。

6 a：「生徒Aの自死に関連することがうかがえる要因」の検討4－顧問Xによる「支配的主従関係」を生み出した背景－

(1) 本件高校の運動部活動に対する位置づけ

本件高校は、「文武両道」を掲げて運動部活動を推進している。

スポーツ基本法（平成23年6月24日公布）では、基本理念として「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の

権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会と場所において、自主的・自律的に適性や健康状態に応じてスポーツを行うことができるようにする」とし、「青少年のスポーツが国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものである」との認識が示されている。したがって、スポーツが、高校生の心身の健やかな成長に資する面が認められる点があることは否定できない。

しかしながら、他方で、運動部活動に対する評価を高め、さらには指導者に対する評価に連動することになると、強豪部活動としての地位を維持するため、一定の結果を求めるようになり、生徒Aに対する指導が強権的になるおそれがある²¹。

本件においては、顧問Xが常に勝利至上主義的な発想に基づいてのみ指導を行っていたとは思えないものの、生徒Aに対する言動などを見ると、勝利至上主義的な価値観を許容する素地が本件高校にはあったのではないかと思われる。

(2) 本件高校の部活動特別推薦制度

生徒Aは、本件高校が設けていた部活動特別推薦制度により入学しており、そのため部活動を辞めることができず、自死を選択したのではないかとの指摘があり、当再調査委員会は、同制度と自死との関連性についても調査を行った。

この点につき、生徒Aの遺族は、以下のとおり述べている。

部活動特別推薦制度について、通常の推薦入学よりも優遇された制度であり、同意書も提出しており、ある程度責任を伴った制度だと認識しており、生徒Aが入学した当初は、部活動を辞めたら高校も辞めなければいけないという認識を持っていた。しかし、生徒Aが高校2年生になってから部活動を辞めたいと言い出し、その時に周囲の人から話を聞いて、部活動を辞めても学校を辞めなくてもよ

²¹ 沖縄県教職員評価システムは「部活動指導」の扱いについて「資質能力評価の『生徒指導等』の項目において、学習指導要領における部活動の意義や留意点を踏まえて評価します。」とし、役割達成評価はしないよう変更した。新たな評価システムでは、部活動指導が、役割達成という「結果」で評価しないようにすることで教職員の勝利至上主義的な価値観を排除しようとしたものと思われる。しかし、部活動で残した良い「結果」は当該教職員の「指導能力が高いから」であるとして資質能力として高く評価をするのであれば結論は同じとなり、結局は、勝利至上主義的な価値観が排除されることにはつながらないと思われる。

いという認識を持つようになった。そのことは生徒Aにも伝えていた。

このように、生徒Aにおいて、特別推薦制度による入学が部活動を辞めることの制約にならないことは認識されていたのであって、推薦制度による入学が自死を選択した要因のひとつであるとまでは言い切れない。

しかしながら、顧問Xは、部活動特別推薦制度の入学者が部活動を辞めた場合は、次年度以降、空手部としての特別推薦制度を利用できなくなる可能性があるという認識を持っていた。

したがって、顧問Xが生徒Aの退部を容易に認めるとは考えがたく「部活動を辞めづらい状況」にはおかれていた²²。

そうであれば、部活動特別推薦制度の位置づけは、自死の要因としてではなく、生徒Aが退部し難い状況を作り出していたことで顧問Xから距離を取ることを阻むことにより「支配的主従関係」を継続させることに寄与した要因と捉えるべきであると考えられる。

(3) ハラスメント等の問題に対応できる学校体制が不十分であったこと

女子部員への身体接触、遠征時に宿舎到着後、女子部員の部屋に入ってベッドに横になって会話をしたこと、遠征時の女子部員の部屋の深夜の訪問など、顧問Xの言動として認定し得るものがあり、かかる言動は不適切であると言わざるを得ない。また、他の運動部の生徒に対する暴言のように、そのような言動がなされた可能性が高いと思われるものもある。

そして、学校側として、顧問Xからこういったハラスメント的言動がなされたおそれがある点について、管理職は、そのような報告を受けていたにもかかわらず、問題とされた言動について、対象となった女子部員や生徒本人から聞き取り等調査を実施することなく、顧問Xの言い分のみを前提に事案の真偽や責任の有無、程度を判断した。その結果、事実関係が明らかにならなかったため、顧問Xに対し、適切な指導がなされず、顧問Xに自らの言動の問題を反省させる機会が失われてしまった。

²² 生徒Aの内面も、「文武両道」の校風のもとで、退部したら周囲からは部活動特別推薦で入学したにもかかわらず退部したのかという目で見られることや退部後も顧問Xとは学校内では教師と生徒という立場で顔を合わせることは辛く「部活動を辞めづらい」と考えていたと思われる。

さらに上記のような不適切な言動にも関わらず、顧問Xは本件高校教職員内で人事評価における最も高い評点がつけられるなど、生徒たちに対するいくつものハラスメント的言動が、管理職が実施する評価に反映された形跡はみられなかった。

以上の点に関する、当時の管理職の対応、指導は不十分であったと言わざるを得ない。

加えて、当時の管理職の一人である教頭Kは、顧問Xと同じ保健体育科教諭であり、もともと親しい関係にあった。前述したように身体接触や遠征先のホテル個室の訪問があった女子部員に対する聞き取りなどを実施せず、指導を不十分にしたのは、本件高校の体制だけでなく、人的な関係性の濃密さゆえの甘さが生じたのではないかと思われる。

他の運動部の生徒に関する暴言の点については、その発言内容を断定的に特定することはできないものの、生徒に対し不登校という事態を生じさせるほどのものであり、生徒を独立の人格として尊重せず、教師の指導に従うべき存在として扱っていた点で、生徒Aに対する暴言等の不適切な指導とその根本的な考えは同一線上にあると言える。

仮に、顧問Xによる過去の不適切な言動に対し、管理者からしかるべき適切な調査・指導がなされ、顧問Xが生徒への指導方法を改めていれば、本件の自死を防げた可能性も否定できない。ハラスメント等の問題に対応できる学校体制が不十分であったことは、生徒Aと顧問Xとの「支配的主従関係」を継続させてしまった背景事情といえる。

(4) 生徒からの相談・悩みを把握する体制が不十分であったこと

生徒Aは、2年生2学期の振り返りの中で、部活動について「つらいことや苦しいこと、やめようと思ったことが何度もあったけど、ふみとどまれている。」との記載があった。しかし、この点について、担任・副担任ともに、生徒A本人から具体的な内容をヒアリングしていなかった。

部活動に関し直接、心情を吐露していたことからすると、何らかの生徒Aの思いを汲み取れた絶好のチャンスであり、顧問Xと生徒Aとの関係を把握できた可能性は高い。

(5) 本件高校がゼロ・トレランス的指導を行っていたこと

ア 第4の4(3)で述べたように、本件高校においては、生徒の校則違反についてイエローカード制度を導入しており、いわゆるゼロ・トレランスに基づいた生徒指導が行われていた。

イ ゼロ・トレランス的指導とは、生徒が起こした違反・逸脱行為に対してあらかじめ定められた罰・懲戒を個別の状況を鑑みることなく例外なく一寛容さゼロで一適応するという指導の在り方である。

このような指導においては、違反・逸脱行為が累積するとより重い罰・懲戒処分を課すという段階的指導という方法が採用されることが多く、ひたすらに学校の秩序維持が目的とされることとなる。

かかる目的での指導は、行為主体である児童生徒の個別性に関心が払われることはなく、そのため深い生徒理解に基づく生徒指導・生活指導の余地は基本的には存在しない。そして、このような指導においては、教師と児童生徒との関係は<管理する者—管理される者>というものであり、そこに人格的接触に基づく信頼関係、そしてそれに基づく教育関係が成立することは困難である。

ウ こうした指導の在り方が、生徒の教師観、教師の生徒観に大きな影響を与えていたことは想像に難くない。生徒は教師を自らの思いを受容し応答する存在として見ることはなく、むしろ自らを管理する主体として捉えていたものと思われる。こうした関係が生徒Aの自死の背景にあるものと推測できる。

(6) 小括

上記の要因は、顧問Xと生徒Aの「支配的主従関係」の維持・形成に寄与することで顧問Xの不適切な指導を許容してしまったという側面がある点からすると自死に関連した背景事情にはなり得るものであり、「a：生徒Aの自死に関連することがうかがえる要因」と評価できる。

7 a：「生徒Aの自死に関連することがうかがえる要因」の検討5—顧問Xによる2021（令和3）年1月28日の叱責—

第3の6で述べたとおり、生徒Aは、後輩部員ら2人と共に部活動の練習を早めに切り上げ、P道場への稽古に向かおうとしたことで、顧問Xから極めて強い叱責を受けている。そして、その翌日の

1月29日に自死を図っていることから、その出来事の内容、時間的な近接性から見ても、1月28日の顧問Xの叱責は、a:「生徒Aの自死に関連することがうかがえる要因」であると言える。

8 b:「生徒Aの自死と強い関連性があると言える要因」の検討—自死の引き金となった事柄—

(1) 進路面の不安

第6の4で述べたとおり、進路面の不安については、a:「生徒Aの自死に関連することがうかがえる要因」であると考えられる。しかしながら、当再調査委員会における調査において、生徒Aが日常的に進路面の不安を明確に述べていた事実は確認できず、進路面の不安のみが生徒Aの自死と強い関連性がある事柄であるとまで断定することはできない。

(2) 2020（令和3）年1月28日の叱責

ア 生徒Aの置かれていた状況

生徒Aは、キャプテンに就任し、顧問Xからの「支配的主従関係」におかれた中で、夏休み中の練習をめぐるやり取り、部活動の雑用の集中、部員の退部問題の言及、丸刈りの強要、怪我を我慢して団体組手に出場したにもかかわらず敗退の責任を被せられる、2020（令和2）年10月・11月の大会で優勝という素晴らしい成績を残していたにもかかわらず結果を投げ捨（やゆ）する発言をされるなど、顧問Xの不適切な言動に継続的にさらされていた。

生徒Aは、2020（令和2）年10月・11月の大会から本件が発生した1月末までの約2か月間は、顧問Xとの関係で特筆すべき出来事も確認できないことから、「警戒的過覚醒状態」は続いていたものの大きな問題が表面化することはなかったため、外見的には、安定した日常生活を送りつつ、部活動とP道場で空手を継続できていた。

しかしながら、第3の6（自死に至るまでの直近の経緯）で述べたとおり、1月28日に至り、生徒Aは顧問Xから極めて強い口調で叱責を受けた。

イ 1月28日の顧問Xの叱責の内容

生徒Aら3人が、P道場に行くため練習を早めに切り上げ帰ろうとしていたところ、武道場に現れた顧問Xは、生徒Aら3人に対して、「やる気がないのか。」「なんでこんなに早い。」「な

んで6時まで練習しないのか。最低6時だろ。」などと大声で叱責した。

生徒Aは「すみません。」と謝罪して理由を説明したが、顧問Xは「ご飯くらい、車で食えるだろう。」「責任感はないのか。」「今度の大会終わったらキャプテンやめれ。」とさらに強く叱責した。

生徒Aは考えを改め「6時まで練習します。」と言ったが、顧問Xの怒りは収まらず「(本件高校の)練習には来ないであっちの道場に行っておけばいい。」「いいよ。」「見たくない。」とさらに厳しく叱責した。

生徒Aら3人が、顧問Xが憤慨している態度に困惑し、武道場にとどまっていると、顧問Xから「早く行け。気持ち悪いんだよ。」「キモい。」「ウザい。」と言われたため、生徒Aら3人はやむなく武道場から出て行った。

その場にいた空手部3年生や同級生も顧問Xがあれほど怒っている様子は見たことがないと述べており、生徒Aにとっては、これまで経験したことがないほど強烈な叱責であった。

ウ この叱責による生徒Aの受け止め・心理状態

① 警戒的過覚醒状態を呼び起こしたこと

前述のとおり、生徒Aら3人は、18時まで部活動をやると申し出たが、顧問Xから「早く行け。」と言われ、その申し出を拒否された。さらには、顧問Xから「早く行け。気持ち悪いんだよ。」「キモい。」「ウザい。」など、生徒Aの人格的尊厳を傷つける発言が繰り返された。

これらの発言は、およそ教師が生徒に対して発する言葉として許容されるものではないことはもちろん、圧倒的に強い立場にある指導者が生徒Aらが謝罪することすら拒絶したのであるから、生徒Aが受けたショックは相当大きなものであったと思われる。

そして、この強烈な叱責は、生徒Aに顧問Xとの「支配的主従関係」を再認識させ、「警戒的過覚醒状態」を呼び起こしたと考えられる。このような心理状態になったことは、P道場から帰宅した後、母親からのフォローがあっても涙を見せつつ形の練習をしていた生徒Aの様子からもうかがうことができる。

② 理不尽で強烈な叱責があったこと

顧問Xは、日ごろから、他の高校の生徒を引き合いに出して、明示的に、あるいは黙示的に生徒Aのことを低く評価することがあった。そのような中で、顧問Xから、競技空手で世界的に活躍しているP氏の指導を受けるよう促され、生徒Aは、毎週1回部活動終了後にP道場において稽古をするようになった。

P氏によれば、生徒Aは、とても真面目に稽古に取り組んでおり、実際に空手の形の技術も上達しつつあったとのことであった。生徒Aは、P道場での指導を受けた後は、指導内容をスマートフォンのメモアプリに毎回記入していたとのことであった。

生徒Aは、小学校3年生から、その日の練習内容・目標などを記録した「空手ノート」を作成していた。スマートフォンで記録を取ることは、「空手ノート」の延長線上にある行為であり、P道場での指導について真摯な取り組み姿勢が表れていることが分かる。大会結果をみても、2020（令和2）年10月に県新人大会の個人形で優勝、同年11月に九州新人大会でも個人形で優勝し、翌年3月の全国大会出場も決まるという形で目に見える結果を出している²³。

生徒Aとしては、顧問Xの勧めでP道場に通うこととし、練習内容を記録するなどして真面目に取り組むことで成果が出ている状況であり、顧問Xから、P道場に通うことは良い評価をされて褒められることはあっても、まさか非難されるなど考えもしなかったであろう。

そのような中で、P道場よりもまず部活動を優先しろという意味²⁴を顧問Xの強い態度で示されたものであり、生徒Aは矛盾したメッセージを抱えることになった。

²³ 生徒Aは、高校2年生からアーナンを大会で選択するようになった。7月の大会 22.20→9月の大会 23.60→10月の大会 23.80→11月の大会 23.60とアーナンの得点が上昇している（第3の2（2）イ②）。

²⁴ なお、生徒Aは部活動を切り上げる時間について後輩と話し合った際、後輩の意見よりも部活参加時間が長く確保できるよう提案しており、部活動を大切にしている姿勢がうかがわれる（第3の6（2））。顧問Xの叱責は、この姿勢・気持ちも無視した形になっており、生徒Aの傷つきをより大きくしたものと思われる。

そして、生徒Aは顧問Xの態度に委縮、困惑し、「6時まで練習します。」と言ったにもかかわらず、顧問Xの怒りは収まらず「(本件高校)の練習には来ないであっちの道場に行っておけばいい。」「早く行け。」と言われたのである。引き続き交わされたこのやり取りも、顧問Xの部活動の練習を大切にしろという意向に添おうとしたにもかかわらず、部活動の練習を犠牲にしてP道場へ行けという指示であるため、受け手の生徒Aにとっては、矛盾・対立したメッセージとなっていた。

したがって、顧問Xによる一連の理不尽で強烈な叱責は、生徒Aに対して、立て続けに「ダブルバインド」を引き起こすメッセージを送っているものであって、生徒Aに大きな混乱をもたらした。実際に、この叱責直後、生徒Aは後輩らに対して「どうすればいいのか分からん。」と述べていた。

翌29日の朝、謝罪に行った部員■及び部員■から顧問Xより「いいよ、見たくない。」「勝手にやっつけ。」と言われ謝罪拒否の対応を受けたと聞いて、生徒Aとしては、まだ顧問Xの強烈な憤慨・怒りが収まっていないと受け取らざるを得ない状況であった。

この日の顧問Xが見せた怒りの態度、さらには翌日になっても顧問Xの憤慨・怒りが収まらない状況は、生徒Aに強烈な矛盾した2つのメッセージを与えられ、今後どのように顧問Xに接していけばよいかわからなくなるほど強いショックを与えたものと言える。

したがって、1月28日の顧問Xの叱責は、立て続けに「ダブルバインド」を生じさせるメッセージを送ったものであり、「警戒的過覚醒状態」を高め、生徒Aの受忍限度を超えるものであったと言わざるを得ない。同日の顧問Xの叱責行為は、その発言内容、発言時の態度、そのような言動を行った経緯等に鑑みると、社会通念上許される指導の範囲を超え、著しく相当性を欠くものであり、パワーハラスメント的な行為と言えるものである。

エ 小括

生徒Aは、比較的安定した生活を送っていた中で、1月28日に、突如、顧問Xから理不尽かつ強烈な叱責を受けた。しかも、この叱責はこれまでに経験したことのない強烈なものであ

り、自死の前日に起きた時間的に近接した出来事であることから、「a：生徒Aの自死に関連することがうかがえる要因」というだけでなく、「b：これまでの挙げた要因のうち、生徒Aの自死と強い関連性がある要因」と言える。

9 c：「生徒Aを自死に至らしめた直接のきっかけとなる出来事」の検討－考察結果－

- (1) では、1月28日の顧問Xによる叱責は、C：「生徒Aを自死に至らしめた直接のきっかけとなる出来事」と言えるのか。
- (2) 上記の顧問Xの発言は、自らの感情に委ね、これまでに見せたことのない強烈な怒りの態度を表した中で、生徒Aに向けられた人格を傷つける発言といえ、生徒Aに「支配的主従関係」におかれていることを再認識させて「警戒的過覚醒状態」に呼び起こすとともに、その状態を高め、あらゆる刺激についてアラートが発動される状態となった。

かかる心理状態にある中で、顧問Xから、生徒Aに対し、さらに度重なる「ダブルバインド」を内包するメッセージが送られている。受け手の生徒Aとしては、一つ目のメッセージについて、奇異な情報について納得のいく理由を見つけようとしてもメッセージ自体が不整合であるため思考面で混乱し情緒面で葛藤し不安になっている中で、立て続けに二つ目のメッセージが送られ、このメッセージ内容も不整合であるためやはり思考の混乱が生じたものと思われる。

さらに、生徒Aは、顧問Xから、これまで経験をしたことがない強烈な叱責を受けたため、このように理不尽な扱いを受ける状況がいつまで続くのかという絶望的な心理状態に追い込まれたと思われる。まさに、解決不可能な問題や、避けることができない強度の心理的ストレスにさらされた「学習性無力感」と説明される状態である。

加えて、生徒は、将来の進学に際して空手を特技としてアピールすることを考えていたと思われ、全国大会出場を決めていた生徒にとって、空手を辞めるという選択肢はなく、進退窮まる心理状況におかれた。

- (3) このように1月28日の顧問Xによる理不尽かつ強烈な叱責が引き金となって、生徒Aは、自死を選択する心理に至ったものと考えるのが相当である。それ以外について、生徒Aを自死に至ら

しめる直接のきっかけと言えるまでの要因を、本調査においては確認することができない。

したがって、当再調査委員会は、顧問Xによる1月28日の叱責が、「C：生徒Aを自死に至らしめた直接のきっかけとなる出来事」であったものと認定する²⁵。

10 自死についての顧問Xの主張について

顧問Xは、以下の二つの理由を挙げて、自死については自らに原因がない旨主張するが、いずれの反論も理由として合理性がなく、当再調査委員会の認定を妨げることにはならない。

- (1) 顧問Xは、仮に自分の言動等が認められたとしても、私の言動が生徒Aに対して強い精神的負担を与えるものであったとは言えないと反論する。その理由として、まず、生徒Aが顧問Xの言動などについて母親に相談した際に、生徒A自身から「大丈夫。」と話しており、母親が生徒Aの精神的負担を取り除くような行動を取っていないことからすると、自分が生徒Aにとって精神的負担になっていなかったからであるという点、次の点として、自死の1～2か月前に、顧問Xが、生徒Aの弟を指導する機会があったが、精神的負担になっていたのであれば、生徒Aが弟の指導を依頼するはずがないという2点を理由としてあげている。

前記のとおり、生徒Aは、顧問Xとの間で「支配的主従関係」におかれており、その存在・言動が生徒Aの精神的負担になっていたことは明らかであるものの、生徒Aが母親に相談したタイミングでは自死を決意するまで精神的に追い込まれていなかったからにすぎない。生徒Aの弟の指導の点については、顧問Xから自分が指導するから弟を連れてくるようにとの指示があったという経緯があり、「支配的主従関係」下にある生徒Aからすれば、これ

²⁵ なお、上記のとおり当再調査委員会は、(1) 本件高校の運動部活動に対する位置づけ (3) ハラスメント等の問題に対応できる学校態勢が不十分であったこと (4) 生徒からの相談・悩みを把握する体制が不十分であったこと (5) 本件高校がゼロ・トレランス的指導を行っていたことについても、「A：生徒の自死に関連することがうかがえる要因」であると評価した。これは、あくまで自死の背景要因との評価であり、顧問Xの1月28日の叱責を超えるほど生徒Aの自死と強い関連性が認めることはできないことから、これらの要因があることをもって生徒の自死の主たる要因が顧問Xの叱責にあったとの結論に変更はない。

を拒絶するとまた何か精神的な負担が課される状態となると考え、断ることができない状況であったと言える。したがって、いずれの理由も合理的なものとは言えない。

- (2) さらに、顧問Xは、自分の言動が生徒Aに強い精神的負担を与えていたとしても、自死の原因は自分にないと反論している。その理由としては、最終的な生徒Aの「監護義務者は母親である」ことから、生徒Aの健全な身体的精神的な成長を図るために行動をすべきであったのは母親であると主張している。そして、顧問Xは、自分の言動に問題があったのであれば、「監護義務者である母親」が、この点について顧問Xに対し抗議をするなどして対応すべきであった、にもかかわらず、漫然と放置したのであるから、自らに責任はないとも説明している。

まず、自死に至らしめた直接のきっかけとなる出来事は、顧問Xによる1月28日の叱責である。この叱責があった後、車内で「もう嫌だ。」「早く辞めたい。」等と言っていた生徒Aに、母親は、「ずっとキャプテンじゃないし、来年には辞めているし、気にしないで。」等と述べて励ました。生徒Aが自宅で形の練習中に涙を見せるという様子を目の当たりにした母親は、驚いて練習をやめさせシャワーを浴びるよう言葉をかけるなどして、生徒Aの気持ちを落ち着かせるよう働きかけている。翌日も、通学前に生徒Aに声かけをして、好物が入った弁当を作って持たせて、通学を見送るなどしており、父親もまた生徒Aに声かけをしておりできる限りの配慮をしていた。

したがって、その両親が結果を防止する義務を怠っていたということはできない²⁶。

その他の顧問Xによる生徒Aに対する言動について、そもそも両親が保護者として顧問Xに対し、抗議できたかという点を検討すると、本件高校の空手部の環境が問題となる。

保護者からすれば、我が子を空手部の部員として顧問Xに預けているという関係があり、我が子の部活動での評価は、顧問Xの大きな裁量に委ねられている。そして、部活動の評価は、将来の進学につながるものであるから、顧問Xに対して不満などがあっ

²⁶ 本報告書で引用したLINE記録について、両親が確認したのは生徒Aの自死後であり、それまでは、顧問Xとの関係で生徒Aがどのような立場におかれていたか両親は知らなかった。

ても、直接、抗議をされるといった行動はそもそも取りづらい。特に、生徒Aは空手による特別推薦制度を利用して本件高校に入学し、真摯に空手に取り組んでいたのもあって、母親の抗議により生徒Aの評価が歪められ、その努力をないがしろにされる懸念があるとすると、そういった行動にでることは困難である。そこで、抗議という対立関係が際立つ行動ではなく、保護者が部活動に関与していくなどして徐々に部活動の雰囲気を変えていく穏やかな方法を選択したいところではあるが、当時の空手部には、保護者会²⁷が存在していなかった。そうすると、生徒Aの両親を含む保護者は、顧問Xに対して、要望を出しづらい環境となっていたのもあって、間接的な手段も取り得なかった。

保護者会が存在しなくとも、顧問Xは、保護者とコミュニケーションをとるような機会を設けることはできるのであって、そのような機会を設けて環境を整えることなく、生徒Aの母親に対し、自分に抗議するなどして生徒Aを守るべきであったと主張することは不合理である。

第7 本件事案発生後の本件高校の対応等

1 本件事案発生後の事実経過

2021（令和3）年1月30日2時36分、生徒Aが死亡した。4時ごろに警察官から顧問Xに対して生徒Aが亡くなった旨伝えられ、顧問Xは、同日4時ごろ、校長Jに架電し、生徒Aが死亡したことを口頭で連絡した。顧問Xは同日午前中に本件高校で管理職に本件の経緯を記載した報告書を提出した。

同日、校長Jは、県立学校教育課に対し、本件高校の生徒Aが1月29日に■■■■から転落か身投げしたことにより死亡したこと及び沖縄警察署が事件及び事故で捜査中であることを書面で報告し、さらに2月1日には本件事案の概要、経緯、今後の対応（自死の可能性がある場合は学校での基本調査を進めること）等について書面で報告した。

²⁷ なお、顧問Xは、2017（平成29）年度全国大会の参加に際し、遠征費用が高額となったため、その費用の資金造成の活動について、当時の保護者が非協力的であり、独自で資金造成活動を行い、非常に苦しい思いをしたことから、それ以降、保護者にそういった相談をしていないとのエピソードを述べており、保護者に対する不信感を露わにしている。

そして、同月2日、沖縄警察署の担当者が本件高校を訪れ、管理職らに対し、生徒Aは事故ではなく自死であるとの報告がなされた。

2 本件高校による基本調査

(1) 2月2日

校長J、教頭Kは、警察から本件生徒Aの死亡の原因が自死であったとの報告を受け、遺族宅を訪問した。そして、2月1日実施した全校追悼集会の報告及び今後の基本調査実施について説明し、ヒアリングを行った。

(2) 2月3日

臨時職員会議を開き、事件後の生徒の心のケア、教職員及び生徒へのアンケート調査の内容・方法等の基本調査や今後の対応について協議を行い、スクールカウンセラーの助言を得て調査実施を決定した。

(3) 2月4日

教職員、生徒Aのクラスメイト40名、空手部員16名にアンケート調査を実施した。

(4) 2月6日

校長J、教頭K及びもう1名の教頭が、顧問Xからヒアリングを実施した。

(5) 2月8日

「子供の自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」を作成した。

(6) 2月10日

教頭Kは、職員アンケートの結果を整理した資料を教育庁にメールで送信した。しかしながら、顧問Xの評価が不利になる教諭L及び教諭Mのアンケート結果を記載しておらず、これに気づいた校長Jが追加するよう指示した。

そこで、教頭Kは、上記2名分の回答を追記し、同月12日、修正したアンケート結果を教育庁にメールで送信した。

3 第三者委員会による詳細調査

県教委は、本件高校の基本調査を受けて、第三者委員会による詳細調査を実施することとした。詳細調査の経緯等については、第8の3及び4において詳述する。

4 空手部保護者説明会及び空手部保護者アンケートの実施

- (1) 本件高校は、2021（令和3）年2月16日に、空手部保護者説明会を実施し、校長J、教頭K、副顧問が、空手部の活動について、これまでの経緯や学校の取組等の説明を行った。
- (2) 本件高校は、空手部保護者説明会において、保護者から保護者アンケート実施の要望があったことを受けて、2021（令和3）年3月中旬頃に、空手部保護者に対し、提出期限を同月19日として、これからの空手部の部活動への要望、保護者会の設置等に関するアンケートを実施したところ、7名から回答があり、同月23日に「空手部保護者アンケート調査結果（まとめ）」を作成した。

5 全校生徒保護者説明会

- (1) 本件高校は、2021（令和3）年3月26日に、本件高校体育館において、本件に関する保護者説明会を開催した。

保護者説明会においては、「基本調査（学校）・詳細調査（第三者委員会）・記者会見後における改善点について」と題する文書が配布された。同文書には、再発防止のための改善点として、管理職の責任、職員への対応、部活動に関する諸課題等合計16項目が挙げられている。具体的な内容は、下記のとおりである（原文ママ）。

記

1 管理職の責任、職員への対応

- ①管理職は、職員の問題行動に関する情報が有った場合、調査及び適切な対応を取る。②管理職の情報共有を見直し、在籍する教員の情報は、資料を作成し適切に次の管理者に引き継ぐ。
- ##### 2 部活動に関する諸課題
- ③校長、部顧問及び指導者は、「運動部活動における総合的なガイドライン」（学校HP掲載）にのっとり、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。部活動は、部顧問・教員の積極的な取組に支えられるところが大きいと考えられますが、学校教育の一環としてその管理の下に行われるものであることから、各活動の運営、指導が部顧問の教員に任せきりとならないようにすることが必要です※一部抜粋（学校HP掲載）。
 - ④管理者による巡回をこれまで以上に実施し、部顧問や生徒へ

の声掛けを行う。

- ⑤保護者会の設置。未設置の部活動は新年度に向けて取り組む。
- ⑥学校側は、保護者会の設置や運営に適切に関与し、部顧問だけに判断させたり、負担を負わすことがないように、準則等（特に部費の取扱等）の整理や、副顧問や職員による協力体制を整備する。
- ⑦部顧問は、成果や成績だけを重要視するのではなく、生徒がプレッシャーを感じ、追い込まれることがないように、生徒の精神状態に気を配り、生徒の主体的活動が出来るような環境整備をする。
- ⑧部顧問は、部員作業を依頼する場合、優先事項やタイミングを吟味し、生徒の意思の尊重、生徒負担の配慮、事前調整をしたらうえで依頼する。
- ⑨管理者は、生徒が部顧問の一存で学校行事等の参加が困難にならないように周知徹底する。
- ⑩部顧問から生徒の連絡方法については、原則として学校の電話利用を周知徹底し、部活動や学校時間内で連絡する。各部活ごとのClassiを活用する。「LINE、Classi、Teamsの違いについて」を確認。
- ⑪本校部活動に係る活動方針、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン・「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に関するQ&A、運動部活動等の在り方に関する方針、文化部活動等の在り方に関する方針、外部指導者確認事項の周知徹底及び研修を実施して、共通理解を図る。
- ⑫現在実施しているいじめに関するアンケートに加えて、部活動に関する項目を充実させ、回答方法の簡素化（Forms活用等）加えた内容にする。
- ⑬特別推薦制度の在り方について見直し、部活動を辞める事も進路選択のひとつと捉えると共に、生徒や保護者に周知徹底する。
- ⑭特別推薦制度の在り方について、部活動を辞めた場合でも推薦枠から「一年見送る運用は廃止」する事を生徒や保護者に周知徹底する。

3 その他

- ⑮空手部保護者アンケートにおける、学校の要望事項につい

て、父母・職員の協力体制を構築する。
⑯職員から部活動に関する要望等を職員で共有し、改善に取り組む。

6 生徒に対するケア

本件高校は、2月5日から2月8日にかけて、空手部員16名のうち、カウンセリングの希望のあった8名に対し、スクールカウンセラー2名による緊急のカウンセリングを実施した。

また、スクールカウンセラーから、空手部保護者に対し、同月19日付け「生徒の心のケアについて」と題する文書を発出し、相談実施を告知した。

7 学校人事課によるヒアリング調査の際の生徒・保護者への説明

第8の6で述べるように、学校人事課は、顧問Xの非違行為の有無を調査するため、2021（令和3）年4月14日から、5月31日までの間、空手部員及び教職員から、ヒアリングを行った。ヒアリング調査にあたり、学校人事課は、関係保護者への調査協力依頼を、本件高校を通じて行っているところ、本件高校は、学校人事課から本件高校校長（当時）に対して発出された文書（「部活動生徒の自死に係る聞き取り調査について（依頼）」（教人第116号 令和3年4月14日））の文面のうち「貴校」を「本校」に修正した点以外は、まったく同じ文面のままで、関係保護者に対して調査協力依頼の文書を発出した（「部活動生徒の自死に係る聞き取り調査について（依頼）」（令和3年4月12日））。

8 遺族とのやり取りについて

(1) 1月30日 昼過ぎ

校長Jから生徒Aの母親へ電話を入れお悔やみを述べ、夕方に、校長J、顧問X、ホームルーム担任3人で、遺族宅を弔問した。

その際、遺族は、校長Jとの会話の内容から、校長Jは、生徒Aがどのような状況で亡くなったのか把握していないように感じた。

(2) 1月31日 15時

校長J、顧問X、ホームルーム担任3人で通夜に参列した。

(3) 2月1日

校長 J、教頭 K、顧問 X、その他多くの職員が告別式に参列した。

(4) 2月2日 放課後

校長 J、教頭 Kが遺族宅を訪ね、2月1日実施した全校追悼集会の報告及び今後の基本調査実施について説明し、ヒアリングを行った。

(5) 2月6日

校長 J、顧問 Xは、同日11時15分、謝罪のため遺族宅を訪問した。両親の希望により ██████████ O氏も同席した。校長 Jは、アンケート調査の結果や、顧問 Xとこれまでの指導の在り方を確認したところ、大部分は空手指導が原因であるとし、学校の最高責任者として顧問 Xと共に謝罪した。

(6) 2月9日

校長 J及び教頭 Kは、同日16時30分ごろ、教室や部室に保管されていた生徒 Aの私物を自宅に届けた。そして、生徒 Aの母親及び同席していた部員 ■の母親から、全国選抜大会への出場やその後の調査状況、今後の部活動について確認されたため、校長 Jは、全国選抜大会については辞退する意向であること、調査については県教委への報告を終えていること、今後の部活動については、部員や保護者の意向を尊重していきたいと伝えた。

(7) 2月10日

13時30分に生徒 Aの母親から校長 Jへ顧問 Xからの聞き取り資料や空手部及びクラスメイトへのアンケートの集約結果を確認したいと電話があった。校長 Jは、同日15時に遺族宅を訪問し、生徒 Aの母親及び同席していた空手部保護者1名に対し、顧問 X聞き取り原稿及び空手部アンケート（いずれも個人及び個人を特定し得る情報が読み取れないよう加工）を提示した。また、空手部3年生との話し合いの状況や12日に空手部1、2年生への説明会を実施する予定であることも報告した。

(8) 2月15日

校長 Jは、教育庁の職員2名と共に、遺族宅を訪問した。教育庁の職員が、遺族に対し、詳細調査の説明を行い、調査委員が決まったとの報告を行った。

(9) 10月25日

生徒 Aが死亡した当時の本件高校のホームルーム担任が、遺族

宅を訪れ、「退学届」への署名を両親に求めた。本件高校の内規によれば、正式には「死亡届」の提出が必要であったが、本件高校は遺族の負担にならないようにと「死亡届」に代えて「退学届」の提出を求めたとのことであった。退学届の内容は、退学の許可を求めるという内容となっており、遺族はホームルーム担任に対して強く抗議をした。ホームルーム担任はいったん退学届を持ち帰ったが、後日、同年4月に赴任した校長と教頭Kが挨拶を兼ねて再び退学届を持ってきたため、その対応に強い憤りを感じ、強く抗議を行った。

9 教職員への説明及び情報共有

(1) 本件事案及経緯等の説明

本件高校は、2月3日に臨時職員会議を開き、教職員に対して、生徒Aの自死について経緯を説明したと述べている。

(2) 原調査委員会による詳細調査結果の共有

当再調査委員会の調査において、本件高校は、原調査委員会作成の調査報告書を教職員に配布した形跡があると回答しているものの、調査報告書を読んだと答えた教職員はいない。

10 当再調査委員会の調査への対応

当再調査委員会の調査に対し、本件高校はおおむね適切に対応、協力をしてきたものと、当再調査委員会は認識しているところである。

もっとも、本件は、原調査委員会において生徒Aの自死の原因が顧問Xの言動による可能性が高いと判断されたという重大な事案であるにもかかわらず、以下に指摘するとおり、本件高校は、関連するすべての文書を直ちに提供しなかった。例えば、本件事案発生直後に、顧問Xから管理職あてに本件の経緯を記載した報告書が提出されていたが、その書面は当初は本件高校から提供されておらず、当再調査委員会が2023（令和5）年8月29日に校長Jからの聞き取りを行った際に、はじめてその報告書の存在が明らかとなったものである。そして、当再調査委員会からその報告書の提供を求めたところ、同年9月27日に本件高校から提供がなされたものである。